

平成29年度庄内町事務事業評価結果一覧表 ※第一次評価

担当課No.	所管課	係名	小事業(個別事業)名称	事業目的	事業内容	現状と課題	今後の方向性		
							事業規模	予算規模	コメント
101	総務課	総務係	職員給与費等	職員の定員管理の適正化の推進	第3次庄内町職員定員適正化計画の進捗による	行財政改革の推進と併せ、職員年齢構成や分野別のバランスに配慮しつつ、計画的な職員採用を行い、組織の活性化と将来の組織を支える人材の確保の取り組みを進めていく必要がある。	D	C	歳出削減対策の一環として人件費の抑制を考慮しつつ、多様化、複雑化する町民ニーズの中で、地域の特性を活かした行政運営等を維持・向上をさせるため、また、今後到来する職員の大量の定年退職期において、そのことが行政運営に弊害を生じさせないためにも、職員採用を長期的に計画することが必要
102	総務課	総務係	行政管理費	町行政の的確な運営	行政区長報酬、各種負担金をはじめ、町長、副町長を含む総務課職員に係る旅費、町長交際費、消耗品費、コピー代等、町行政を運営するうえで必要とされる管理事業	経常経費については、予算削減に向けた見直し、執行時の再精査等により縮減に取り組んでいる。	B	B	町政の円滑な運営のために、必要なものには予算を充てる必要がある。これまでも行っているが、工夫により予算削減の余地のあるものについては、継続して見直しを進めていく。
103	総務課	総務係	職員研修事業	地方公務員法第39条の規定により任命権者の責務である職員研修は、職員能力の向上が町民サービスの向上に資するために実施。	全職員に研修の場を提供する。 ・庁内階層別職員研修等の実施 ・研修の一環として総合窓口への全職員対応 ・山形県市町村職員研修協議会、庄内広域行政組合等が実施する研修会への派遣 ・自主研修への支援・議会常任委員会視察研修への研修派遣等	向上意欲をもって外部研修等に参加を希望する又は参加する職員が増加してきている。また、南三陸町への職員派遣、東北経済産業局、地方公共団体金融機構への職員派遣についても、職員研修の一環としての意味合いを持たせて実施している。	B	B	職員の自発的な研修への参加意識の高揚を職場全体で構築させていくことにより、研修実施後又は参加後の効果が高くなるものと判断している。職員の資質の向上は町民サービスの向上に直結するため、今後も継続していく。ただし、職員研修の一環として実施していた、総合窓口における職員研修については、実施から5年を迎え、一定の成果を得たことから平成28年度をもって終了。
104	総務課	総務係	職員厚生費	全ての職員が健やかに勤務することにより職場環境の向上に繋がる。疾患の早期発見により休職者数の減少及び休業期間の削減を図る。	1 職員健康診断 2 ストレスチェック診断(H28より) 3職員厚生事業	職員健康診断の要請検等の結果となった職員の事後受診が約半数にとどまっている。異常が見られる職員が結果受診後、速やかに受診するよう働きかけを行うとともに、職員各自においても、自覚持たせていくことが必要。	B	B	職員の健康診断の実施については、雇用主としての責務であることから今後も継続的に実施していく必要があるが、職員の心身の健康は、町民サービスの充実にも直結することから、異常が見られる職員が診断実施後、速やかに受診するよう働きかけを行うとともに、職員各自においても、自覚持たせていくことが必要。
105	総務課	総務係	事務改善事業	電算システム等を導入することにより事務の効率化を進める。	人事給与システム等	国の制度改正等に伴うものや事務改善を進めるに当たって、システム改修又は導入を図っていく必要があるため、その都度における経費節減策は図るものの、全体的な削減は難しい。	B	B	国の制度改正等に伴うものや事務改善を進めるに当たって、システム改修又は導入を今後の必要に応じて進めていく必要があるが、その都度における経費節減策はこれまで同様引き続き図っていく。
106	総務課	総務係	記念式典費	新年を祝い、合わせて地方自治の振興又は町の興隆発展に寄与し、町政に功労のあるもの又は篤行者で町民一般の模範となるものを表彰する。	庄内町新春を祝う会並びに総合表彰式の挙行政	新春を祝う会と同時に総合表彰式開催することにより、それぞれ単独で開催する以上に参加者数が見込まれ、表彰者を多くの町民の見守る中で表彰することができる。平成28年度からは、同日に新春懇談会を町内4団体と共催により開催。	D	B	多くの参加者を得るための手法を検討していく必要がある。

109	総務課	管財係	庁舎維持管理費	来庁者の利便性向上や職員の効率的な業務実施に資するために、庁舎維持管理に必要な経費を支出する。	光熱水費、通信費、施設修繕、設備保守点検、環境整備等経費、警備保障その他庁舎維持に必要な経費の支出	新庁舎完成までの辛抱	B	B	
110	総務課	管財係	町有財産管理費	町有財産を有効利用するため、土地・建物等の適正な維持管理を行う。	町有財産の貸付 土地の払い下げに伴う境界立会い・登記事務 環境整備(草刈等)	増え続ける財産 人件費の高騰	B	B	処分できるものはやっている。不(負)動産が多く、維持管理を続けるしかない。
111	総務課	管財係	庁用自動車維持管理費	所管する公用車の適正管理 町長車、議長車、マイクロバス2台、インサイト、ADバン、フィールダー、NBOX、軽トラック、サクシード(防災車)	法定点検、継続検査 日常管理 車両共済(全ての公用車)の加入	マイクロバスの老朽化	B	B	
112	総務課	管財係	町村有物件災害共済事業	町有施設の事故及び町の事業で発生した事故に対し、迅速かつ適正な事務処理を行うことにより、財政の安定に寄与する。	町が所有する施設に対し、全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済へ、また、町の事業における事故等については、全国市長会の総合賠償補償保険へそれぞれ加入し、その事務を行っている。		B	B	
113	総務課	管財係	除却関係事業	公共施設の適正な管理	公共施設等総合管理計画に基づき、解体撤去と判断された公共施設を除却する。	財源の確保	B	B	
114	総務課	管財係	公共施設等総合管理推進事業	公共施設の適正な管理	固定資産台帳の整備と管理	H29よりGISによる運用開始、以降の更新作業のマニュアル化	B	B	
115	総務課	危機管理係	交通安全指導及び啓発費	交通安全の指導及び啓発活動の取り組み	交通安全専門指導員による児童親子・高齢者に対する交通安全指導や啓発活動、交通指導員による登校時の安全確保、高齢者運転免許証自主返納支援事業による交通事故リスクの早期軽減。	町内の交通事故の件数、負傷者とも減少傾向にあることから、更なる減少を目指し、各種交通安全教室等への町交通指導員の派遣及び必要に応じ警察署等にも協力要請していく。	B	B	高齢者運転免許証自主返納支援事業において、申請者が増加しているため、高齢者の交通事故防止策として今後も継続が必要である。
116	総務課	危機管理係	交通安全施設設備事業	自動車、自転車並びに歩行者の交通事故防止のため、カーブミラー等の交通安全関連施設の充実を図る。	交通安全赤色回転灯電気使用量、経年劣化によるカーブミラーの修繕および新設、鏡面の角度調整を行い、交通安全に寄与する。	経年劣化や強風による、カーブミラー(鏡面・支柱)等の破損が毎年発生していることから、一定程度の修繕費用が今後もかかってくるのが予想される。	B	B	集落・学校等からの要望により、交通安全施設(カーブミラー等)の新設及び既存施設の老朽化・破損による維持整備費が必要なため、予算削減は困難である。
117	総務課	危機管理係	防犯指導及び啓発事業	町防犯協会を中心とした防犯指導および啓発活動の支援。	防犯灯整備に係る補助事業の申請等の旅費、ならびに町防犯協会・公益法人山形県防犯協会連合会・山形県鉄道防犯連絡協議会への負担金の支出。	山形県全体の犯罪件数は、減少傾向にあり、概ね平穏に推移しているが、一方で「振り込め詐欺」等の特殊詐欺が近年増加しているため、関係機関との連携により、一層の犯罪防止対策が求められる。	B	B	今後も町防犯協会を中心とした防犯関係機関団体との連携により、近年多く発生している特殊詐欺の防止対策や、その他の犯罪に対する防犯指導及び啓発活動支援のため継続する必要がある。

118	総務課	危機管理係	防犯施設設備費	町管理防犯灯の新設・維持管理、駅前近辺での防犯カメラ運用など、児童生徒に対する通学路の安全確保・犯罪の抑止や地域住民の安全確保に努める。	集落要望による小学校通学路への防犯灯新設設置や既存防犯灯のLED化をすすめる。	既存防犯灯のLED化を図り、電気料金の軽減に努めているが、電気料金の値上げなどの要素は流動的であり、既存施設の経年劣化や破損に伴う灯具交換など、今後も維持費がかかることが想定される。	B	B	集落からの防犯灯の新設の要望や電気料金の値上げなど、流動的要素により削減は困難と判断される。
119	総務課	総務係	選挙管理委員会費	地方自治法第181条に基づき設置する選挙管理委員会及び選挙全般について適正な事業執行を目指す	選挙管理委員会の運営及び選挙全般に関すること	公職選挙法の改正に伴う選挙権年齢の引き下げに係る啓発	B	B	啓発活動について、県選挙管理委員会及び近隣市町村の動向も見ながら対応していく。
124	総務課	危機管理係	常備消防費	酒田地区広域行政組合構成市町として、一定の負担金を支払う。	酒田地区広域行政組合消防本部の分賦金および山形県防災行政通信ネットワーク再整備事業負担金の支出。	酒田地区広域行政組合構成市町として、一定の負担額を求められるもので、町単独で削減できるものはない。今後も消防本部や本署の庁舎等整備(～H30年度)の事業費負担の増加(H29から建設工事施工)が予定されている。	B	A	広域行政組合の構成市町として、運営費については引き続きの削減努力も求めつつも、住民生活には欠かせない業務であり、消防・防災能力を維持していく上で必要な負担額を支出する必要がある。建設負担金については、施設の建て替えで一時的に増加するものの、防災機能の充実や今後数十年使用していく施設となることから、受益者割合に基づいて支出する必要がある。
125	総務課	危機管理係	消防団運営事業	消防団活動を維持・運営する。	消防団員の被服整備、消防団活動の運営及び消防関係団体への負担金支出	消防団員の装備品整備については、各班からの要望により、その都度対応しているが、予算の関係上、年度内に対応できない場合もある。	D	B	東日本大震災以降、消防団員の装備品整備が求められており、国の基準による活動服、その他装備品等の整備が必要となることから、今後も見直しを図りながら継続が必要である。
126	総務課	危機管理係	防火啓発事業費	春・秋の防火パレード、一人暮らし高齢世帯訪問、消防出初式を実施し、防火啓発に努める。	春と秋の消防団パレードによる防火意識の啓発、消防団出初式、女性消防団員による消防署員との一人暮らし高齢者世帯訪問を行うことで防火啓発を行う。	春と秋の消防団パレードによる防火意識の啓発、消防団出初式、女性消防団員による消防署員との一人暮らし高齢者世帯訪問の実施など、ほとんどが費用弁償であることから参加人数を大幅に削減しない限りの支出削減は困難。	B	B	春と秋の消防団パレードによる防火意識の啓発、消防団出初式、女性消防団員による消防署員との一人暮らし高齢者世帯訪問の実施など、ほとんどが費用弁償であることから参加人数を大幅に削減しない限りの支出削減は困難。婦人防火クラブ等との連携強化で住民の参画増加が見込まれる。
127	総務課	危機管理係	消防団教育訓練事業	消防団活動を維持・運営する。	消防団員の訓練礼式や実技習得のための研修参加、団員の消防事業参加に対する支出	消防事業は、団員の参加状況等を考慮し、主に日曜日の開催としているが、夜勤や勤務先などにより団員個人の勤務体制(時間、勤務先等)が変化していることから、参加者が年々減少している。	B	B	消防団員数は減少傾向にあるものの、消防団員の確保及び訓練礼式や消防技術習得のための研修参加及び消防事業参加に対し、今後も事業の見直しを図りながら、継続して実施する必要ある。
128	総務課	危機管理係	施設整備費	経年により老朽化した消防施設の更新及び新設工事を図り、有事の際に効果的な消防活動に寄与する。	新しい消火栓の購入、既設消火栓・防火水槽の修繕や消火栓移設など、経年劣化などに対応し、有事の際に備えた整備を実施する。あわせて、消防用施設敷地借地料の支出。	有事の際に必要な消防施設が多いことと、老朽化している施設も多数あることから維持管理費を軽減すること、限られた予算を有効に活用することが課題として挙げられる。	A	A	有事の際に効果を発揮する消防施設であることから撤去は困難であることと、老朽化している施設が多数あることから維持修繕費を増額しないと、整備が追い付いていかない。消火栓本体の故障をオーバーホール工法により対応することで修繕費を数多くの施設へ振り分ける事が可能となった一方で、防火水槽など金額的に修繕費で対応出来ない施設が多数存在し、維持していくためには工事費の増額が必要である。

129	総務課	危機管理係	設備整備費	消防設備の修繕及び老朽化した設備の更新を図り、有事の際に効果的な消防活動に寄与する。	有事に備える為、消防車両(車検含)や消防ポンプなどの修繕・更新ならびに各消防班からの要望により消防ホース・オイル等の消耗品の購入。	各消防班に配備されている消防車両や消防ポンプの維持修繕費用を削減は困難。H27・28年度で車載型無線機整備は終了したが、今後消防ポンプ自動車の更新時期を迎えることから、多額の支出が必要となる。	B	B	消防団の重要な使命である消火活動に必要な不可欠な消防車両・消火栓・防火水槽などは、数が多い上に経年劣化などによる維持修繕費用が高くなるのが危惧されるが、万が一のことを想定すれば、容易に削減することは困難である。今後消防ポンプ自動車の更新時期を迎えることから、将来の計画的な支出を検討していく。
130	総務課	危機管理係	防災事業費	災害危険箇所の把握及び有事の体制・対策の確立、自主防災組織の育成強化及び自助・互助意識と体制の確立、防災資機材の充実	有事の際を見据えた体制確立のため、自主防災会活動の強化・女性の視点で考える懇談会開催、町防災訓練の実施などにより、自助・共助意識の醸成や災害に強い町づくりを推進する。また、山岳遭難に対応するため捜索体制の充実を目指す。	平成26年3月策定の地域防災計画は、国・県の改訂に伴い、内容の見直しを要するが高額の委託料が必要となる。自主防災活動は継続的に配置されている危機管理専門員の取り組みで順調に進められている。	B	A	現在の地域防災計画は平成26年3月策定のものであり、改訂作業中にも法改正や国・県の計画が修正される等されており、今後の見直しが必要であり、その際には業務委託料分の増額が必要となる。自主防災組織の強化は、活動の行われていない組織に対しての声掛けや実施されている内容の質の向上や確保が今後の課題として存在する。
131	総務課	危機管理係	防災施設設備費	防災行政無線(同報系)の整備、防災センターの維持管理	防災センターの維持管理、防災行政無線・災害対策用携帯型トランシーバの整備、排水ポンプ車の維持管理。	現在、使用している施設や設備の年間維持費や各種手数料等は削減が難しい。H27年度から進めてきた立川地区の防災行政無線施設整備はH29年度に終了予定であることから、次年度以降は支出が横ばいに転じると思われる。	B	B	現在、使用している防災センター維持費(電気料金・水道ガス料金・下水道料金・警備保障費・消防設備保守点検費用など)は削減が難しいが、立川地区の防災行政無線デジタル化事業が終了後には、修繕費用等の削減が期待される。その他、災害対策用携帯トランシーバー、無線電波使用料、排水ポンプ車に係る維持管理費の削減は難しい。
132	総務課	危機管理係	水防事業費	消防団員が、大雨による河川の増水等によって住宅地等への水災害に備える。	水害被害に備えた水防団員の訓練費用や国交省との最上川重要水防箇所合同巡視にかかる活動費用、および水防に係る消耗品の購入。	水防訓練を今後も継続実施(H28:第5～8分団、H29:第9～13分団、H30:第1～4分団)しながら、必要な消耗品(土嚢袋等)は在庫数を確認しながら購入している。	B	B	消防団員のスキルアップを目的に、水防訓練を今後も継続実施し大規模な水災害に備える。必要な消耗品(土嚢袋)や資機材は在庫数を確認しながら購入していく。最上川重要水防箇所巡視については、沿岸集落の自主防災会へも参加を呼びかけし、参画を促す事で情報共有や地域の防災意識の高揚を図っていく。
133	総務課	危機管理係	災害対策費	災害防止及び発生時の人的・物的対応	大雨等による災害時・行方不明者捜索などの緊急時に消防団が出動した際の費用弁償、長時間活動時の食糧費、災害時に必要となる機械借上料への支出を見込んでいる。	災害等が発生しなければ支出は減少するが、熊本地震のような内陸型の災害や、想定外のルートで岩手県へ上陸した台風など、近年の災害多発に加え、行方不明者の捜索活動も想定されることから、年度途中での増額補正も状況によって考えられる。	B	B	大雨等による土砂崩れ等も含めた災害時・行方不明者捜索などの緊急時に消防団が出動した際の費用弁償、長時間活動時の食料費の確保は必須。災害等が発生しなければ支出は減少するが、熊本地震のような内陸型の災害や、想定外の自然災害など、近年の災害多発に加え、行方不明者の捜索活動も想定されることから、年度途中での増額補正も状況によって考えられる。機械借上料については、H29年度予算を減額している。
138	立川支所	立谷沢出張所	克雪管理センター管理事業	施設の維持管理	施設の維持管理	地域創生事業採択により、平成28年度小さな拠点事業が今年度予定され、全面改修工事。現克雪管理センターは条例廃止により、目的を終える。新施設は商工観光課担当により、移住・定住と地域活性化をめざす施設にリニューアル予定。	D	A	新たな施設活用で、地域活性化に資する運営を検討

140	立川支所	清川出張所	中島ふれあいセンター施設管理事業	中島ふれあいセンターにかかる施設管理	施設管理の維持、修繕	平成33年3月31までの指定管理者制度(1期目)に移行している。近隣集落の興屋・中島・生繰沢・片倉で利用しており、また、利用頻度としては中島集落が高くなっている。施設のあり方を指定管理者とともに協議していく必要がある。	B	B	施設の老朽化に伴い、修繕を必要とする箇所がでてきているため、維持管理について指定管理者と協議を重ねていく。
141	立川支所	立谷沢出張所	松肝ふれあいセンター施設管理事業	町有財産の指定管理制度の導入により、民間活力を利用し経費節減と利用サービス向上に努める。指定管理者制度導入2期目(1期目H23~27・2期目H28~32)	指定管理制度の導入による施設運営	平成33年3月31日までは指定管理者として指定したが、その後については町の施設として維持継続必要かどうか、町としても検討し、建設時(H7)の補助金「山村振興等農林漁業特別対策事業補助金」の処分制限期限がH31.12月28日で、その後は処分可能となるため、この後の施設利用については指定管理者と協議が必要(譲渡、撤去→条例廃止等)	B	B	
143	立川支所	清川出張所	0	清川出張所にかかる費用	事務連絡等のための普通旅費		B	B	事務連絡等の旅費の削減は難しいことから現状のまま継続。
144	立川支所	立谷沢出張所	立谷沢出張所費	出張所維持管理及び耐震改修工事実施設計	出張所維持管理経費	地域の活性化に資するための取組みの拠点となるべく耐震改修工事を行うとともに、地域住民のニーズに適した利用活用を構築していく。	E	A	将来的にも地域住民が住み続けられる拠点となるための施設として改修する。また、利活用についても地元地域と他地域交流をしながら、情報発信・交流できる施設にしていく予定。
145	立川支所	清川出張所	御殿林散策路管理事業	御殿林散策路の維持・管理	御殿林散策路の維持・管理を清川地区振興協議会に業務委託している	土地借上料については、平成26年度より無償貸付として変更契約となったため実質削減となった。管理業務委託料については、業務委託者と協議していく必要がある。	B	B	維持・管理については適切に管理されているため現状のまま継続と思うが、より住民が主体となった活動になるよう業務委託者と協議していく。
201	情報発信課	情報発信係	職員情報化研修	職員が情報セキュリティに関する知識やモラルを習得し技術向上を図りながら、円滑な事務事業の執行と、情報セキュリティ対策を向上させることを目指す。	情報セキュリティに関する知識や教養を深めるための研修を企画し、開催する。	研修会の開催を余目会場と立川会場の各1回ずつとしているため、参加者の日程の確保が難しく参加率が上がらない状況にある。また、情報セキュリティインシデントを身近なものとして捉えることができないのも、参加者が増えない要因の一つであると考察している。	B	B	開催時期の変更や、本庁舎・立川庁舎それぞれ複数回開催することも考えられるが、財源の確保や講師の都合もあることから開催の時期や回数は現状のままとし、研修内容を今すぐ業務に役立つ実践的なものや、情報セキュリティインシデントを身近に捉えられるような内容にするなど工夫して参加率の向上につなげていきたい。

202	情報発信課	情報発信係	広聴事業	町民から広く意見を収集し、町民の参画と協働のまちづくりを推進することを目的とする。	町民等自らが企画し開催する座談会・研修会に職員を派遣する「くるま座トーク」や町民等から広く意見を募集する「まちづくり提案箱」・「みんなの声」、各学区・地区単位で地域で開催する「まちづくり懇談会」を開催する。	制度の利用者が固定化している傾向にある。	B	B	より多くの町民から制度を利用してもらうために、他団体等に声掛けをしたり、これまで以上に広報紙やホームページなどで周知したり、新たな制度利用者の拡大を図る。また、若い世代からまちづくりに関心を持ってもらえるような、仕組みづくりを検討する必要がある。
203	情報発信課	情報発信係	広報発行事業	町全般に関する情報を広く町民に周知することを目的とする。	町民とのパイプ役である広報委員からの意見・要望等を把握し、町広報紙に反映させながら、月2回の発行(5日号と20日号)	(1)各課からの依頼記事と折り込みチラシの増加 (2)見やすい広報紙面作成 (3)広報発行による情報発信の成果確認 (4)庁外からの依頼記事の増加と掲載場所の判断、掲載基準の確認 (5)原稿締切日を守らない	B	B	見やすく魅力的な広報作成とページ削減に努め、カラーページの活用を継続していく。広報委員から協力いただきながら、町民目線でのページ作成と町民の方々が参画する広報作成を継続する。
204	情報発信課	情報発信係	ネットワーク情報発信事業	町の事業や町内のイベントを積極的に情報発信し、町をPRすることを目的とする。	ホームページをはじめ、庁内情報を報道機関へ積極的に情報提供する「情報発信シート」やタイムリーに情報提供を行う「フェイスブック」・「ツイッター」、定期的に情報を発信する「メールマガジン」(毎月第2、第4金曜日)を活用し情報発信する。	「広報しようない」と「町ホームページ」の2つを情報発信のメインツールと捉え、「フェイスブック」・「ツイッター」・「メールマガジン」等を活用し、メインツールに誘導するように情報発信している。しかし、「フェイスブック」・「ツイッター」について、まだまだ情報発信数が少ないことから、積極的に活用し、その発信内容を充実させる必要がある。	B	B	ホームページについては、イベントや注目させたい情報に誘導するため、トップページのブランディングエリアを有効に活用しながら、充実を図る必要がある。また、「フェイスブック」・「ツイッター」の活用は、まだまだ少ないことから、職員に積極的に周知し活用を促す取り組みが必要である。
205	情報発信課	情報発信係	マスコミ等情報発信推進事業	町の取り組みや魅力を町内外に広く周知することを目的とする。	・情報発信シートによるマスコミへの情報提供 ・庄内空港へ大垂れ幕広告の掲示 ・モンテディオ山形ホームゲームでの大型映像装置によるCM広告放映 ・ほか雑誌、フリーペーパー、新聞等への広告掲載	・情報発信シートはマスコミに町の情報を取り上げてもらうための重要なツールであることから、積極的な活用を各課に促す必要がある。 ・広告については、限られた予算の中で最大限の効果を上げるための適切な予算配分などについて、町だけで決定するのは難しい。また、どのくらい広告効果があったのかの検証が難しい。	B	B	効果的な情報発信のため、各媒体への予算配分等も含めて再度手法を見直しながら、継続的な発信を続けていく。
206	情報発信課	企画調整係	庄内総合高校支援事業	庄内総合高校の生徒に対し通学費助成等の支援を行い、入学者の増加を促進するとともに、同校の発展及び地域の活性化を図る。	新入学時の経費助成として20,000円のゆりカードを交付する。通学時の経費助成として定期券代の3割以内の額のゆりカードを交付する。町営バスを庄内総合高校生が利用した場合、使用料を全額免除する。	今年度より、新たな支援として、資格取得に係る検定料相当額のゆりカードの交付と、資格取得合格者への褒賞として、5,000円のゆりカードの交付を追加している。入学者の増加を促進するためには、中学3年生とその保護者への周知とPRが課題と考える。	D	B	事業を開始して3年目となるが、今年度からは新たに資格取得に係る支援を追加しており、長期的な事業効果の検証が必要と考える。生徒・保護者からのアンケートで寄せられた意見・要望を取り入れたかたちで、支援を展開していきたい。また、地域商店街の活性化を図るための「ゆりカード」交付であることを理解いただき、ゆりカードを利用し易い環境の整備に向けて、ギフト庄内町へ協力を求めている。

207	情報発信課	企画調整係	男女共同参画社会計画推進事業	男女共同参画社会の形成に資するため、男女共同参画社会推進委員会の開催及び庄内町男女共同参画社会計画の進捗管理を行うとともに、推進体制の充実を図る。	男女共同参画社会計画の推進について委員会に対して諮問を行い、計画の進捗状況を報告、町に対して答申を行う。 また昨年度は第三次庄内町男女共同参画社会計画を策定し、今後進捗状況を確認しながら進めていく。	計画を策定し広報での周知を行ったが、今後さらなる「男女共同参画」の推進に向け、様々な場面で周知を図っていく。また引き続き町内の各種審議会の女性登用率向上にも力を入れていき、意識づくりの推進を図っていく。	A	B	男女共同参画の推進には、町民の理解と協力が不可欠であり、町民の代表である委員会委員から活発な意見が出されるよう会議資料の工夫や開催時期等を考慮していきたい。「男女共同参画」自体の周知もまだまだ進んでいないことから、予算は現在と同程度としながらも、より活発な事業となるよう、工夫しながら進めていく。
208	情報発信課	企画調整係	男女共同参画啓発事業	固定的な性別役割分担意識を解消し、個人の能力や意欲の醸成を図り、職場や地域などあらゆる分野において活躍できる人材の育成を目指す。	広く町民や事業所に対して、「椿げみな一」を通して男女共同参画の意識醸成を図る。	女性人材育成講座の椿げみな一を開催しているが、年々受講者が減少し、受講者はリピーターが多い。今後は女性の人材育成というよりも、「男女共同参画」そのものの啓発が図られる内容に変更し参加者増が図られるように、男女ともに参加対象とする等内容を工夫していきたい。	D	B	椿げみな一へ幅広い年代の方からより多く参加してもらえよう、平成28年度も託児をつけたり、単独講座にする等の工夫を行ったが、参加者が大きく減少した。講座の実施については男女共同参画の周知と女性人材の育成の面から必要だと考えられるが、女性の社会進出等テーマを絞って参加者が結果をイメージしやすい講座を開催するなど、まずは集客できる内容で実施していく。
209	情報発信課	企画調整係	振興審議会事業	町振興計画の策定、変更その他町の振興施策の実施に関し、成果の検証・評価を行い、町政に提言することにより町の施策の見直しを図る。	町長の諮問に応じ、町振興計画の策定、変更その他町の振興施策の実施に関し、全体会、分科会、分科会長会により、必要な調査及び審議を行い、答申書・意見書を提出する。	答申及び提言については活発に議論の上、課長会議で周知され、事業運営に反映されている。総合計画の進捗管理について審議いただく。今後、集中と選択の視点で効果的に審議できるよう審議会のあり方を検討していく。委員の成り手不足が懸念される。	B	B	町民の参画と協働という視点からも重要な審議会であるため、各分野で活躍している委員の貴重な意見を町の発展や課題解決に繋げ、政策・施策評価することを目的に、現状の予算を確保し実施していきたい。
210	情報発信課	企画調整係	道路・鉄道・空港関連促進に係る広域連携事業	日本海沿岸東北自動車道建設促進、羽越本線高速化促進、陸羽西線高速化、戸沢村・庄内町地域連携フォーラム等	例年、東京麴町で開催される三県（秋田県、新潟県、山形県）共催の「日本海沿岸東北自動車道沿線市町村建設促進大会」及び「羽越本線高速化促進大会」には、東京庄内会会員から12名程度参加の協力要請をおこなっている。陸西協、地域連携フォーラムにおいては、各団体・集落にその都度協力要請している。	広域で連携して取り組む、主に高速交通網等の整備に関する要望活動が主事業内容である。地方創生実現のため、強力に推進していくものであるが、現状としては行政主導となっており、動員とともに、一般町民も一緒に盛り上げられるようにしていかなければならない。	B	B	得策があれば、増額も考えられるが、現状維持のまま継続していくことが予想される。縮減することも、なかなか難しい現状にある。
211	情報発信課	企画調整係	東京庄内会総会	庄内町出身で、首都圏に在住する方々との交流を通して、人的、物的、経済的交流の拡大を図る。	・総会及び懇親会開催への支援、協力 ・総会会場における町特産品の販売（業者出店）	首都圏との情報交換や交流を通して、町の活性化につなげる。また、首都圏における本町の特産品の販路及び交流人口の拡大につながるよう活動している。今後、会員の高齢化による会員数の減少及び役員を選出に支障があるか懸念される。	B	B	首都圏との情報交換や交流を通して、町の活性化につなげていきたい。また、首都圏における本町の特産品の販路及び交流人口の拡大につながるため、今後も自主的な運営を尊重し、財政的支援と連絡調整等を行っていく。平成30年度は東京庄内会創立10周年を迎え、この機会を通じて更に会員拡大を図るとともに、首都圏と庄内町が身近に感じられる各種施策（ふるさと納税等）の展開を行っていく。

212	情報発信課	企画調整係	東京庄内会交付金	庄内町出身で、首都圏に在住する方々との交流を通して、人的、物的、経済的交流の拡大を図る。	東京庄内会への交付金の交付	首都圏との情報交換や交流を通して、町の活性化につなげる。また、首都圏における本町の特産品の販路及び交流人口の拡大につながるよう活動している。今後、会員の高齢化による会員数の減少及び役員選出に支障があるか懸念される。	B	A	首都圏との情報交換や交流を通して、町の活性化につなげる。また、首都圏における本町の特産品の販路及び交流人口の拡大につながるため、今後も自主的な運営を尊重し、財政的支援と連絡調整等を行っていく。平成30年度は創立10周年を迎えることから、記念行事等の設定により更に会員拡大と、役員選出を含めた会運営の円滑化を図っていく。
213	情報発信課	企画調整係	行政改革推進事業	効率的な行財政運営を目指すため、行財政改革推進計画の推進を図るとともに、事務事業の改革・改善に努める。	行財政改革推進計画の進捗管理を行うとともに、事務事業評価を実施し、評価対象事業に対して行政評価専門部会議(内部評価)、行政改革推進委員会(外部評価)を開催して、今後の方向性について意見を付し事業の改善を図る。	評価シートは、年々事務負担の軽減を図っているが、各課が記載してから、シートについての検証が内外部評価において薄く、評価した結果が見えづらい体制になっている。もう少しこの事業自体の見える化を図り、各課で結果を来年度予算へ活かしてもらえる工夫をする必要がある。	B	B	平成29年度は総合計画等の町の諸計画ともつながりを持たせて、成果指標の記載をお願いしている。今年度の結果も踏まえて、来年度以降もより効果的な評価が実施できるよう改善を図っていく。
214	情報発信課	地域振興係	みんなが主役のまちづくり基本条例	みんなが主役のまちづくり基本条例に則り、町民、町及び町議会が協働したまちづくりを推進する。	町や町議会が主導を取り、より多くの町民が主体性を持って町及び町議会に関わることのできる仕組み及び体制を整え、実践行動として事業を展開する。 平成24年度: 条例策定 平成25年度~実践行動事業実施	今年度事業検証時期にあたるが、条例の周知が職員にさえ徹底されていない。検証時期を機会に、より多くの町民からまちづくりへ参画してもらえるよう、担当課への呼びかけを今後も図っていく。	D	B	模擬議会の開催も含めて、町民全体から町事業へ参画を進めていくためには、どのような事業が効果的か、見直しを図る。また今後の事務事業評価結果を受けて、町民の参画がどれくらい周知を図り、積極的なまちづくりへの参加を促していく。
216	情報発信課	ふるさと応援係	ふるさと応援寄附金事業費	全国の方々から寄附金による応援をいただき、庄内町を広くPRするとともに、地元産の商品の販路拡大を目指す。	町ホームページ、ポータルサイトの情報更新や返礼品の在庫管理、寄附金額の集計など。	制度の浸透、ポータルサイトの追加等により件数・金額ともに増加し、件数・金額の増加とともに事務量も増加している。総務省通知への対応で各自治体の足並みがそろわない中、返礼率を下げることでどの程度の影響が出るか、今後の予想が難しい。	B	C	総務省通知により、返礼品の調達価格を下げる動きが続く中で、今後の予測が非常に立てづらい状況となっている。今年度の見直し要請を受け、来年度以降の調達価格を3割程度にする想定で予算規模を「減額」としている。調達価格を下げて寄附金額を同等程度確保するためには、「用途の公開」や「ポータルサイトを増やす」などのPR方法や、「リピーターの確保」を図る必要があると考えられるため、国、県、他の自治体の動きを注視しながら事業を進めていく必要がある。
217	情報発信課	地域振興係	住みやすい地域づくり活動交付金	自治会が行う自主的な活動に対する支援	自治会が実施する部落会事業等に対し交付金を審査・交付する。	町内115自治会全てより申請を受け交付している。1度も申請がない小型除雪機整備事業について、小さな拠点単位(小学校区単位)での申請について検討が必要。また、ソフト事業について、事務手続きが煩雑なことから、一本化等での事務軽減が必要。	D	B	自治会の運営に必要な不可欠な助成金であり、継続が必要。ただし、小型除雪機助成については、自治会以外への交付も含めて他課との検討を行う。 また、ソフト事業については、より自治会の規模や申請・実績事務が煩雑なことから、30年度より均等割+世帯割での一括交付に向けて検討を行っている。
218	情報発信課	地域振興係	集会施設整備事業補助金	コミュニティ活動の拠点となる集会施設等の支援	部落公民館や付帯する駐車場等の集会施設の新築、改修、解体に対し工事費の一部に補助金を交付する。	集会施設の老朽化及び高齢化により、トイレ改修(和式→洋式)や段差解消への要望が高い。	D	B	H20年度より住みやすい地域づくり事業より独立して単独事業としている関係で、各自治会で申請期間が限定されず申請しやすくなっている。 今後は、集会施設の耐震診断や耐震化についても、関係課と検討していく必要がある。

219	情報発信課	地域振興係	コミュニティ助成金	住民組織による地域活動の促進	(一財)自治総合センターの事業 を利用し、地域づくり会議等の備品 整備事業に助成金を交付する。	社会教育課と調整し、毎年2団体 (余目地域、立川地域)申請してい るが、採択がここ数年1団体のみ だったが、29年度は2団体採択され た。	B	B	町では、学区・地区単位で構成している地域づくり会議、振興 協議会等を対象にしている。旧町学区単位で申請しているが、 H25年度からH28年度まで1団体のみ採択となっている。社 会教育課、地域団体と打合せを行い、不採択になった場合は、 翌年度も申請することを優先し、旧町単位での申請が変わらな ければ「H23年度からの順位付け」で進めることになっている。
220	情報発信課	地域振興係	花のまちコンクール・学 習会事業	花と緑を通した町民のまちづくり への積極的な参画と、生き活きた 美しい地域の創設を促進する。	街路、交通島、花壇等で花を植 栽し、地域の快適な環境づくりと景 観の美化に努めている団体を対象 にコンクールを実施する。 また、講師を招いて花の植栽や 土づくりなどの知識を学ぶ学習会 を開催し、事業が充実したものとし る。	コンクール、学習会ともに一定の応 募があり、コンクールの講評や学 習会の内容を翌年の活動に生かし ている団体も多数見受けられた、	B	B	参加団体(者)が増加傾向にあり、充実した事業となっている。 今後も、地域の快適な景観づくりのため、より良い事業とするた め検討を加え実施する。
221	情報発信課	地域振興係	花苗・肥料の配布、拠 点事業	花と緑を通して、町民が積極的に まちづくりに参画し、生き活きた 美しい地域づくりの推進を図る。	町内の自治会、学校、事業所等 を対象に、花苗の希望を募り、花 苗及び肥料(堆肥・有機化成肥料・ 苦土石灰)を配布する。 また、参加団体のうち街中や人 の往来の多い道路沿いの花壇や 国・県道に設置されている交通島 等を拠点に指定し、事業の更なる 広がりを図る。	参加者の高齢化により、植栽活動 が困難な団体が出てきている。 事業規模を維持するため、新規参 加団体を募る活動を行っている。	B	B	事業経費は縮小傾向にあり、参加団体数も1、2団体の変動は あるが落ち着いてきている。 財政係の指示で、今後も現状の規模で事業を展開していく。 平成27年度の議会で、ラベンダーを取り入れる提案がされた が、多年草で手入れは簡単だが開花期間が5月～7月と非常に 短く、事業が秋まで活動することを考慮すると、配布するのは 避けたい品種である。平成29年度は、何年かぶりにピンカを 復活した。
222	情報発信課	地域振興係	デマンドタクシー運行 事業	交通空白地帯を解消するため、 一般乗合旅客自動車運送によるデ マンドタクシーを運行し、交通弱者 の移動手段を確保する。	三ヶ沢狩川線と出川原狩川線の 2路線を運行し、定額料金制とし ている。効率的で利便性の高いデマ ンド型交通(予約型)を採用してお り、運行業務は事業者に委託して いる。	利用者は前年度比で144人増、うち 一般(シルバー)利用者は4人と なっているため、収入が200円発生 した。乗合制による効率化を図っ ているものの、毎日利用する利用者 もいるため、今後も経費は増加す ると思われる。	B	B	経費負担の増加は課題であるが、使用料の値上げや今後の 運行については、他の交通手段との連携を踏まえた交通計 画等の策定、検討が必要である。
223	情報発信課	地域振興係	生活交通バス運行維 持費補助金交付	他自治体に乗入れする事業者の 路線バスを維持することにより、交 通弱者の移動手段を確保する。	庄内交通(株)が運行する酒田(日 本海病院)余目線、鶴岡(モール) 清川線の2路線の運行にかかる赤 字を補助金として交付し、運行を維 持している。補助金については、酒 田市及び鶴岡市と負担している。	住民からの関心が低いことから、 事業者からは撤退の要望が出てい る。地域公共交通の国庫補助金は あるが、酒田(日本海病院)余目線 は国庫補助落ち路線、鶴岡清川線 は活用しているが廃止代替路線と なっている。	B	B	庄内交通の赤字幅が増大しており、補助金で運行を行ってい る。H29年度4月運行分より、酒田市と負担按分率を変更し、負 担割合が下がるが、赤字額が増大しており、数年で現行以上 の負担額となると想定している。しかし、北部定住自立圏を進 める中、酒田市との往来手段を断つことは避けるべきである。 よって、今後も事業者及び他自治体とさらなる負担按分の協 議、動向を確認することに努める。

224	情報発信課	地域振興係	町営バス運行事業	交通空白地帯を解消するため、自家用有償旅客運送による町営バスを運行し、交通弱者の移動手段を確保する。	立川地域と余目地域を結ぶ幹線路線と余目地域を中心とする循環路線の2系統6路線を運行し、幹線路線は地域制料金、循環路線は定額制料金としている。また、高齢者等に対する割引制度のほか、庄内総合高校生支援の一環として、生徒の使用料を免除している。	利用者は、24,029人と昨年より4,199人減少している。また、料金を徴収している利用者は、一般1,528人、シルバー179人、小学生21人の計1,728人、182千円の料金収入となっており、事業費の0.86%である。 地形的条件(南北に長い、立谷沢川)により一日に走行可能な便数が限られること、利用者が希望する施設に停留所がないなど、改善の必要がある。単独乗降が困難な利用者が増加しており、バリアフリー車輛を配置する等も必要である。	E	A	財政負担は、年々増加しており、利用者は減少している。高齢者が増加し、自力での移動手段を持たない人の割合が増加しているにもかかわらず、利用者数が伸び悩んでいるのは、家族や知人へ移動手段を依存しているものと考えられる。 経費の削減や本町の地形、乗車率等を考慮すると、増便が利便性につながりにくく、利用者の増加には直結しにくい。他の公共交通機関や病院送迎車も含めた検証が必要。 乗車率を考慮すれば、将来的には定時定路線型を一部デマンド型へ変更し、空輸送を削減することや車両を小さくすることで燃料費や車両代の減少などでコスト削減をし、将来にわたって、本当に必要な路線を検証し運行することが望ましい。 また、現在車両をリースでの対応としているが、今後の運営や財源確保のため車両を購入し、長期間利用することを検討する。
225	情報発信課	地域振興係	定住促進対策事業	移住・定住の推進に取り組むことで、人口の減少に歯止めをかけることができるほか、外部人材を地域社会に迎え入れることで、地域の生産活動やコミュニティ活動の活性化を図る。さらに、都市からの来訪者や移住者を増やすことで、地域経済に寄与する。	庄内町の魅力や定住支援対策を掲載したガイドやリーフレット、定住支援サイトによる情報発信。移住コーディネーターの配置。山形県移住交流推進協議会が主催する「やまがたハッピーライフカフェ(移住セミナー)」への参加。	定住支援サイトは、H27.10月町ホームページのリニューアルに伴い再作成したが、空き家情報の他に移住全般(就職、就農、子育て等)の情報を効果的に発信できるようなコンテンツに修正する必要がある。また、リーフレット及びガイドも見直しが必要である。	A	B	東京で開催されている「やまがたハッピーライフカフェ」、「ふるさと回帰フェア」及び県主催の「短期ツアー」に参加し、移住先としての庄内町をPRするとともに、平成29年度木ノ沢に整備する「お試し住宅」を活用して来町者の移住定住につなげたい。
226	情報発信課	地域振興係	宅地分譲支援事業補助金	定住人口の増加並びに町の活性化の促進。	山形県庄内町土地開発公社が庄内町松陽地内に実施する住宅団地の分譲宅地を購入した者に対し、補助金を交付する。 ①早期住宅建設支援事業 宅地分譲契約締結後3年以内に住宅を建設した場合、住宅の固定資産税相当額を3年間交付。 ②緑化奨励事業 生垣を設置した場合、事業費の2分の1(上限10万円)を交付。	制度に基づく補助金の交付であり、平成29年度で終了する。	G	C	平成27年度に松陽住宅団地が完売したため、平成29年度で事業を廃止する。
227	情報発信課	地域振興係	三学年合同同窓会事業実行委員会助成金	当該年度中に満29歳、30歳、31歳を迎えるこれからの地域を担う若者同士のネットワークを構築し、Uターン、結婚等の機会を提供する。	「三学年合同同窓会(仮称)」を行う実行委員会に対して、助成金を交付する。	平成28年度に始めた事業のため、実行委員会の立ち上げ及び準備が遅くなった。	D	B	対象者への案内時期を早め、事業の趣旨を取り入れた場面を設定し、故郷への回帰の機運と出会い、町の未来等を語り合う機会とする。
228	情報発信課	地域振興係	定住促進空き家活用事業	町内にある空き家を活用して定住者の住宅を確保することで、より効果的な定住促進を図る。	定住促進空き家活用事業は、過疎地域等活性化推進交付金を活用し空き家5軒を町が所有者から10年間借りてリフォームし、10年間貸し出ししている事業である。	活用している各物件すべてに入居者がおり、修繕等の事案も発生していない。	A	A	平成28年度に都市計画係で実施した空き家調査データを活用し、平成31年度からの貸し出しに向け、平成30年度新たに3軒改修し活用する物件を検討する。

233	情報発信課	地域振興係	集落表示板管理事業	集落表示板及び旧町で設置した旧表示板の適正な管理に努める。	主に暴風があった場合等に適宜状態を確認し、必要に応じて修繕・撤去を行う。 自動車等による損傷事故があった場合は、保険代理店と当事者と連絡をとり、現状回復するように指導を行う。	加害者が不明の者については、その都度庄内警察署に照会しているが、当て逃げで事故の報告がない事案が多い。	B	B	平成29年度は、事案が発生した場合財政係と相談し対応することとしたが、予算措置がないため修繕復旧をすぐに発注出来ないことがある。
234	情報発信課	情報発信係	電子自治体促進事業	現行の情報システムの安定稼働及びセキュリティ対策の強化を図りながら、経費削減を目指す。	更新する機器の優先順位を設定し、5カ年計画により更新・整備を進めつつ、セキュリティ強化を図る(H28年度は5年目)。保守切れではあるものの、安定稼働している既存機器を有効活用し、故障時の代替機器としてストックしながら更新サイクルを伸ばし運用することで、将来的経費削減に努めている。	IT環境があらゆる業務に必要な不可欠な現状において、役場業務を安定稼働させるためには、巧妙化するサイバー攻撃から情報システムを守りつつ、障害に強いしくみを構築することが必要である。国が示すガイドライン等に基づく水準のセキュリティ対策のため、全国的な流れに乗って整備を行っているが、対策が増えるにつれてシステム導入・更新に多大な経費を必要とする。	B	B	本庁舎整備や情報機器の整備について、リースによる費用の平準化、所有型から利用型への変換など時代に即したシステム運用を検討しながら、経費やセキュリティ対策の両面から二重投資にならないように将来像を見据えて対応していく必要がある。また、巧妙化するサイバー攻撃に対して、県構築のセキュリティクラウドの対策に頼るだけでなく、今後は、人的対策も含めた対応策にも力を入れ、情報セキュリティインシデントが発生した場合を想定した運用・機器等の整備を図っていく必要がある。
235	情報発信課	地域振興係	国際交流員の配置	国際交流団体と連携し、町民の主体的な国際交流や協力活動を支援し、グローバルな人材育成と地域の活性化に努める。	国際交流員を配置し、各種事業の展開及び在住外国人へ支援する。	平成28年度までは嘱託職員となっているため、平日夜間及び週休日に勤務した場合の手当がない。	B	B	国際交流協会の運営を強化するため、平成29年度から協会職員として雇用するため、これまでの交付金に人件費を加えた。
236	情報発信課	地域振興係	庄内町国際交流協会交付金	国際交流団体と連携し、町民の主体的な国際交流や協力活動を支援し、グローバルな人材育成と地域の活性化に努める。	庄内町国際交流協会への交付金の交付	実施したい事業があっても、交付金及び会員の会費では計画出来ない事業がある。	B	B	今後もこの規模で継続し、予算の範囲で事業の実行に向けてもらうか、交付金の増額が可能か又は会員の会費を増額するか検討する。
237	情報発信課	地域振興係	庄内町国際交流協会被災者支援事業特別交付金	南三陸町等と町民が交流する活動を支援する。	町内の団体が、南三陸町及び東日本大震災による被災者と支援・交流する活動及び事業に助成する。	平成28年度は多額の活用団体が数件あり、12月に500千円増額し対応した。	D	B	平成29年度は、庄内町民の参加主体が高校生以下以外の方が訪問する場合、交通費の交付率を100%から80%に減じた。
238	情報発信課	庁舎整備対策係	役場庁舎整備検討事業	本町の防災拠点機能の強化を中心とした整備を図る。	老朽化・耐震強度不足となっている本庁舎の建替えと併せ、西庁舎の改修、車庫・倉庫建替え、外構工事など、敷地内全体の整備を行う。	合併特例債の活用期限である平成32年度までの完成が求められているが、震災復興事業や東京オリンピックによる資材・人件費の高騰が懸念される。更に、今年度から庁舎建替えに対する起債事業が創設されたため、庁舎建設需要が高まり、施工者不足や事業費の増額が懸念される。	B	B	合併特例債の活用期限までに完成することが必須条件であり、計画を確実に実行していくことが求められる。
240	情報発信課	企画調整係	統計調査総務費	統計資料の作成 庄内町統計調査員協議会の活動支援	「庄内町の統計」印刷製本 庄内町統計調査員協議会へ交付金の交付	統計調査員の高齢化が進んでいる。各行政区より推薦をいただいているが、若い担い手が少ない。人材確保に向けての取組みが必要と考えられる。	D	B	庄内町統計調査員協議会への交付金については、事業を実施する上での必要経費となっている。毎年販売部数が落ち込んでいる「町民手帳」について発行部数を見直しているが、「庄内町の統計」の発行のあり方と一体的に改善を検討していきたい。

241	情報発信課	企画調整係	工業統計調査費	工業統計調査は、工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。	(法定受託事務) 全国の製造事業所を対象に実施される調査で、県知事が任命した統計調査員が対象事業所を訪問し、調査票への記入依頼及び回収を行う。	統計調査員の高齢化が進んでいるため、人材確保に向けての取り組みが必要と思われる。 調査の精度を高めるため、調査拒否等とならないよう、全対象事業所から回答が得られるよう努めていきたい。	B	B	工業統計調査は、統計法に基づいて実施される基幹統計調査のため、町独自の改善の余地はないと思われるが、円滑な調査を実施していきたい。
242	情報発信課	企画調整係	学校基本調査費	学校に関する基本的事項を調査し、学校教育行政上の基礎資料を得ることを目的とする。	(法定受託事務) 学校教育法に規定されるすべての学校、および市町村教育委員会を対象に毎年実施され、5月1日時点の学校数、学級数(小中高校など)、学部数(高等教育機関)、在学者数、長期欠席者数、教職員数、学校敷地の面積、学校建物の面積、学校経費、卒業生の進路状況などが調査対象となっている。	予算的には、基幹統計調査費として情報発信課となっているが、実際の調査事務については、教育課が行っている。	B	B	学校基本調査は、統計法に基づいて実施される基幹統計調査のため、町独自の改善の余地はないと思われるが、円滑な調査を実施していきたい。
243	情報発信課	企画調整係	経済センサス調査費	全産業分野の経済活動の状況を同一時点で網羅的に把握するとともに、各種の統計調査を行う際の基礎となる母集団情報の整備を図ることを目的とする。	(法定受託事務) 国内に存在する事業所や企業の捕捉を目的とする基礎調査と、売上や費用などの経理項目に重点をおく活動調査の二つがあり、県知事が任命した統計調査員が対象事業所を訪問し、調査票への記入依頼及び回収を行う。	統計調査員の高齢化が進んでいるため、人材確保に向けての取り組みが必要と思われる。 調査の精度を高めるため、調査拒否等とならないよう、全対象事業所から回答が得られるよう努めていきたい。	B	B	経済センサスは、統計法に基づいて実施される基幹統計調査のため、町独自の改善の余地はないと思われるが、円滑な調査を実施していきたい。
245	情報発信課	企画調整係	商業統計調査費	商業統計調査は、商業の実態を明らかにし、商業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。	(法定受託事務) 全国の卸売業・小売業に属する全ての事業所を対象に実施される調査で、県知事が任命した統計調査員が対象事業所を訪問し、調査票への記入依頼及び回収を行う。	統計調査員の高齢化が進んでいるため、人材確保に向けての取り組みが必要と思われる。 調査の精度を高めるため、調査拒否等とならないよう、全対象事業所から回答が得られるよう努めていきたい。	B	B	商業統計調査は、統計法に基づいて実施される基幹統計調査のため、町独自の改善の余地はないと思われるが、円滑な調査を実施していきたい。
246	情報発信課	企画調整係	就業構造基本調査	就業構造基本調査は、国民の就業及び不就業の状態を調査し、全国及び地域別の就業構造に関する基礎資料を得ることを目的とする。	(法定受託事務) 国勢調査調査区のうち、総務大臣が指定する調査区の世帯及び居住する15歳以上の世帯員を対象に、調査員が対象世帯を訪問し、調査票への記入依頼及び回収を行う。	統計調査員の高齢化が進んでいるため、人材確保に向けての取り組みが必要と思われる。 調査の精度を高めるため、調査拒否等とならないよう、全対象世帯から回答が得られるよう努めていきたい。	B	B	就業構造基本調査は、統計法に基づいて実施される基幹統計調査のため、町独自の改善の余地はないと思われるが、円滑な調査を実施していきたい。

247	情報発信課	企画調整係	住宅・土地統計調査	住宅・土地統計調査は、住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより、住生活関連諸施策の基礎資料を得ることを目的としている。	(法定受託事務) 国勢調査調査区のうち、総務大臣が指定する調査区の世帯を対象に、住宅等に関する項目について、調査員が対象世帯を訪問し、調査票への記入依頼及び回収を行う。	統計調査員の高齢化が進んでいるため、人材確保に向けての取り組みが必要と思われる。 調査の精度を高めるため、調査拒否等とならないよう、全対象世帯から回答が得られるよう努めていきたい。	B	B	住宅・土地統計調査は、統計法に基づいて実施される基幹統計調査のため、町独自の改善の余地はないと思われるが、円滑な調査を実施していきたい。
304	税務町民課	資産税係	固定資産税・都市計画税賦課	地方税法に定められた評価基準に基づいて評価額を算定し適正な課税を行い、健全な財政運営のための自主財源を確保する。	賦課期日(毎年1月1日)現在、庄内町に固定資産を有する者に対する賦課業務	関係法令に基づいた公平で適正な課税	B	B	公平で適正な課税の推進
305	税務町民課	資産税係	固定資産税・都市計画税賦課	地方税法に定められた評価基準に基づいて評価額を算定し適正な課税を行い、健全な財政運営のための自主財源を確保する。	賦課期日(毎年1月1日)現在、庄内町に固定資産を有する者に対する賦課業務	家屋の全棟調査、土地の現況調査等を随時実施し、正確な課税客体の把握に努めている。 個人情報保護の観点から、納税通知書及び償却資産申告書等はすべて郵送している。	B	B	公平で適正な課税の推進
308	税務町民課	住民税係	住民税・諸税賦課	法令等に基づき適正で公正な課税・自主財源の確保	申告等に基づき町民税(個人・法人)、軽自動車税、町たばこ税、鉦産税及び入湯税の課税決定を行う。	毎年行われる税法や税制の改正に適切に対応し、適正かつ公平な課税を行うために、常に課題の抽出とそれを克服するためのアイデアを掲げ続け、持続的に対応しなければならない。	B	B	公平で適正な課税の推進と、納税者の信頼確保と説明責任を果たすため、業務環境を整える。
309	税務町民課	0	税徴収事務	税の徴収を管理し、税負担の公平、公正を確保する。	平成28年度に策定した「町税等滞納削減!!第3次アクションプラン」に基づき収納率の向上を図る。具体的には「新規の滞納者を抑制する現年度分の収納対策」及び「過年度分の滞納整理」を中心に取り組む。	滞納者の状況は千差万別であり、個々の案件に対する納税相談や調査に要する労力は大きいのが現状である。 納税意識を高め自主納付を促すため、地道な納税相談等の積み重ねと適切な処分執行が必要であり、その見極めが難しい業務である。	B	B	「町税等滞納削減!!第3次アクションプラン」(平成28年度～平成32年度)について、前次アクションプランと同様に毎年度見直しを行いながら、継続して収納率向上を図っていく。

310	税務町民課	町民係	窓口事務	関係法令に基づき戸籍、住民基本台帳等の各種届出、登録、記載、証明書の発行等に関する事務を行う。	住民基本台帳法等関係法令に基づき正確な居住関係を登録、身分関係を公証、管理し、住民票、戸籍、税等各種証明書の交付を適正に行うことにより町民の利便性を図る。	町民の利便性向上のため、繁忙期の休日開庁や平日の窓口延長も取り組んでいる。 嘱託職員の任用変更に伴い、勤務時間が短縮になった結果、職員へ業務の負担増となっている。	B	B	関係法令に基づき適正な処理をし、住民サービスの向上に努める。
314	税務町民課	町民係	年金制度普及推進事業	国民年金制度の周知及び法定受託事務である国民年金事務の適正な執行と日本年金機構との協力・連携により制度の円滑な運営を図り、町民の年金受給権の確保に寄与する。	(法定受託事務) 町広報紙や町ホームページ等への掲載。 日本年金機構への各種申請の受領事務及び日本年金機構における書類審査に必要な情報の提供。	国民年金制度にもマイナンバーが導入され届書の様式変更や制度改正等が続き、町民からの年金相談も複雑になっているため対応に苦慮している。今後の事務にマイナンバーがどれほど影響を及ぼすか未定な部分が多いため、状況に応じて準備を進めなければならない。	B	B	法定受託事務であるため町単独で改善を行うことは困難な部分も多いが、日本年金機構と連携し合理化・効率化を図っていききたい。
315	税務町民課	国保係	ひとり親家庭等医療給付事業	ひとり親家庭の医療費の自己負担額を助成する。	ひとり親家庭の医療費について、対象となる者の医療費の自己負担額を助成する。	対象者としてはほぼ横ばいであるが、医療給付の額が増加している。	B	A	福祉医療制度として十分に浸透し周知されている事業となっている。医療給付水準の動向を見ながら医療給付額の予算規模を検討していく。
316	税務町民課	国保係	未熟児療育医療費	医療を必要とする未熟児に対し医療給付を実施する。(平成25年度から県から移管された。)	養育のため病院又は診療所入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療の給付を行い、又はこれに代えて養育医療に要する費用を支給する。国1/2、県1/4、自己負担(子育て支援医療給付負担)、町一般財源からなる事業である。	医療機関、母子保健担当と連携を図り未熟児に対し療養医療の給付を行っている。	B	B	平成25年度から山形県から移管された事業である。未熟児の親の経済的負担及び精神的負担を軽減するため、この事業は必要である。
317	税務町民課	国保係	後期高齢者医療制度事業	○後期高齢者医療特別会計への繰出金 ○後期高齢者医療療養給付費負担金	後期高齢者医療事業	医療費と低所得者への保険料軽減に対する町が支出する経費のため、今後も増え続ける。	B	B	高齢者の医療費は年々増加傾向にあり、国からの通知で負担率が10.73%から10.99%に引き上げられました。
318	税務町民課	資産税係	地籍管理費	システムデータ化した公図を管理し、分筆や合筆などの異動処理を適正に行うことにより、土地図面データとして活用できる状態を保つことを目的としている。	主に、システムデータ化した公図の管理及び登記異動に基づく分筆・合筆処理	土地図面データとして活用できるよう登記に基づく異動処理及び保守点検を行っている。	B	B	

319	税務町民課	国保係	国民健康保険事業	保険事業の健全な運営を目指す。	資格の適正化、適正給付、適正賦課、収納率向上、保健事業等	被保険者の国保税と国庫負担金等を財源として、保険医療給付費や事務費等の支出を賄い、保険財政の均衡を図りながら事業を進めているが、積立基金の取り崩し対応や一般会計からの法定外繰入対応など事業運営が厳しい状況にある。構造的な課題として、国保加入者(被保険者)の年齢構成が高く、医療水準も高い。反面、所得水準が低く、加入者一人当たりの税負担が重いという課題がある。	B	A	一人当たりの医療費は増加傾向にあり、さらに30年度からはこれまでの予算に県に納める納付金が発生するため、予算規模は増額となる。
320	税務町民課	国保係	後期高齢者医療保険	保険給付を担う後期広域連合への負担金納付、被保険者への資格等に係る適正な事務を行う。	後期高齢者医療事業	◎高齢者(原則75歳以上)のため、制度を理解していただくための工夫と保険料納付の徹底。	B	B	保険料率の見直しに合わせ、被扶養者の9割軽減廃止や所得割額の軽減改正に伴い、保険料が増額することで滞納者の増加が予想される。
321	税務町民課	国保係	国保会計繰出金	国保会計への繰出を行う。	国保会計への法定繰出及び法定外繰出を行う。	低所得者が増えているため、保険税の軽減が図られるため法定繰出が増加している。なお、法定繰出の一般財源は交付税そちられているためである。国保税の収入不足により国保会計は赤字となっている。そのため、法定外繰出しをして赤字補填をしている状況である。平成29年度は税率改正による税収の増加と法定外繰出による基金積立により会計を安定化させる。	E	C	平成30年度からは、赤字補てんを目的とした法定外繰出は基本的にできなくなる。県が示す標準保険税率を参考に、適正な国保税賦課を行うと共に給付基金の確保により国保会計の安定化を図る。
322	税務町民課	国保係	子育て支援医療給付事業	未就学から中学生の医療費の自己負担額を助成する。	未就学から中学生の医療費について、対象となる者の医療費の自己負担額を助成する。	子育て支援の医療費負担の財源確保が課題であり、県補助対象事業の拡大を要請していく。	B	A	福祉医療制度として十分に浸透し周知されている事業となっている。医療給付水準の動向を見ながら医療給付額の予算規模を検討していく。
323	税務町民課	国保係	心身障害(児)者医療給付事業	重度心身障害者の医療費の自己負担額を助成する。	重度心身障害者の医療費について、対象となる者の医療費の自己負担額を助成する。	重度心身障害者医療給付額の増加	B	B	福祉医療制度として十分に浸透し周知されている事業となっている。

404	保健福祉課	福祉係	社会福祉総務事業	地域福祉の推進体制の充実	・保護司との協力により行う「社会を明るくする運動」 ・その時々地域福祉の課題等をテーマに「福祉まちづくり講演会」の開催 ・生活困窮者対策「灯油購入費助成事業」 ・他地域福祉充実のための関係事業等	地域福祉推進のため、町民ニーズの把握、関係各課や関係団体との連携強化に努める。	B	B	地域福祉推進体制の充実のため、町民ニーズの把握や、社会情勢の把握に努め今後も必要な事業を展開し、その事業実施にあたっては関係各課、関係団体とも連携強化に努める。
405	保健福祉課	福祉係	社会福祉団体等助成事業	地域福祉推進のため関係団体運営の支援。民生委員推薦会の開催。	・民生委員・児童委員協議会、余目遺族会、社会福祉協議会へ補助金を交付する。 ・民生委員推薦会を開催し、民生委員の任命の推薦を行う。	これまでの余目遺族会へ対する「慰霊祭」に係る補助金を廃止し、「庄内町戦没者追悼式」として社会福祉協議会へ事業を移管し負担金として支出。 各団体への補助金に関しては、今後も適正な補助金の支出に努める。	B	B	社会福祉協議会及び民生委員・児童委員への補助金は必要と考えるが、事業内容を精査し適切な補助金の支出に今後も努める。
406	保健福祉課	福祉係	障がい児・者福祉事業	障害者総合支援法に基いてサービス以外に必要とされる事業や、障がい児・者に対して支援するため事業を実施する。	県補助対象事業や、総合交付金対象事業及び町単事業を実施。	障がい児・者の方々が地域において自立した生活が送れるよう、法に基づく事業以外を、町民ニーズを把握して実施していく。	B	B	事業規模に関しては現状を維持と考えるが、財源的にほぼ一般財源であるため、財源的な事を考えながら、ニーズを把握し、必要な事業を実施していく。
411	保健福祉課	福祉係	障害児通所支援事業	児童福祉法の規定により、障がい児に対する障害福祉サービスの提供を行う。(平成24年度より制度改正)	障害者総合支援法においては、障害児に対するサービスは、在宅サービスしか設定されていないため、通所による支援を受けたいとき(障害児通所支援:児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等)や、入所施設を利用したい場合(障害児入所支援)は、児童福祉法によって規定されているサービスを利用することになる。	放課後等デイサービスの支給基準の見直しにより、大きな変化はないが障がい児の学童の受け入れ態勢が整っていないため今後利用者の増加は見込まれる。早期療育支援により、児童発達支援や保育所等訪問支援の給付費もゆるやかに増加していくと考えられる。	B	A	国の基準により、各事業所がサービスを提供しており、利用を制限することはできないため、今後も現状のとおり継続する。予算規模は、早期療育など支援を必要とする児童の増加が見込めるため増額となる見込み。
412	保健福祉課	福祉係	障害者総合支援事業	障害者総合支援法の規定により、障がい者に対する障害福祉サービスの提供を行う。(H26より法改正)	総合支援法でに基づく自立支援給付は、事業所で行われる直接的な介護を行う介護給付と就労支援や生活能力の維持、向上などのため行われる訓練等給付があります。その他、相談支援事業、自立支援医療(育成・厚生・精神通院)、補装具に係る給付事業。	総合支援法に基づき、今後も適正なサービス受給ができるよう支援するとともにその支給内容についても適正であるかどうかを管理する必要はある。障がいをお持ちの方が、いかに自立して地域生活していくのか、サービス利用とサービス提供については検討が必要となっている。	B	A	国の基準により、各事業所がサービスを提供しており、適正な支給が行われているか管理をしながら、現状を維持しながら事業は継続する。しかしながら、障がいをお持ちの方が自立した生活を維持するためにはサービス利用は必要不可欠であり、また介護者のためのGHや施設入所者が増加する傾向にあるため事業費は増額となってくると考えられる。

413	保健福祉課	福祉係	臨時福祉給付金給付事業	消費税の引上げによる影響を緩和するため、低所得の住民に与える負担の影響に鑑み、暫定的・臨時的な措置として給付金を支給する。	平成27年度分の住民税が非課税の者に対して、1人につき6,000円を支給する。住民税課税者に扶養されている者または生活保護を受給している者を除く。	国の実施要綱に基づき実施。H28.3月より実施した経済対策分(繰越明許費)により平成26年度より実施した臨時福祉給付金事業は終了となる。	G	C	事業の終了
414	保健福祉課	福祉係／地域支援係	おむつ支給事業	在宅のねたきりの高齢者に対し、おむつを支給し、本人及び家族の経済的負担を軽減するとともに在宅福祉の向上を図る。	1ヶ月に1枚、基準に相当する支給券を発行する。 本人及び世帯員全員が非課税の場合、1ヶ月8,000円券を支給。本人が非課税、世帯員が課税ありの場合、1ヶ月5,000円券を支給。本人課税の場合、1ヶ月2,000円券を支給。	介護特会(任意事業対象事業)が財源だった、月8,000円支給分(約200万円)が、平成30年度対象事業から外れる見通しである。一般会計で同様の事業を行うか、制度を見直すか、他市町村の動向もふまえて検討しなければならない。	B	A	⑦にも記載したが、おむつ支給事業が介護特会の対象事業から、平成30年度外れる見通しである。同様の事業を一般会計で行う場合、200万の負担増となる。介護特会に盛り込んだ場合は、介護保険料(町民負担)が増となる。他市町村の動向もふまえて検討しなければならない。 施設入所ではなく、在宅介護を推進していくためには、必要な事業。在宅介護者にとっても必要な事業となっている。
415	保健福祉課	福祉係／地域支援係	緊急通信システム事業	一人暮らしの高齢者等の急病や災害等の緊急時に、迅速かつ適切な対応を図る。	高齢者等の居宅に緊急通報機器を設置し、高齢者等の居宅における生活の継続を支援する。	昨年度まで利用者の基準が曖昧だったため、平成29年度、機器設置判定フロー図を作成し、利用対象者の一定の明確化と事務の簡素化を図ることとした。なお、関係機関からの意見等を参考にしながら、フロー図を随時修正していく。	B	B	昨年度まで利用者の基準が曖昧だったため、平成29年度、機器設置判定フロー図を作成し、利用対象者の一定の明確化と事務の簡素化を図った。 なお、平成29年度から利用者のうち、住民税課税世帯において、月額利用料の1割相当を負担してもらうこととし、コスト削減にも取り組んでいく。
416	保健福祉課	福祉係／地域支援係	高齢者外出支援事業	在宅で寝たきり又は歩行困難な高齢者に対し、外出支援のサービスを提供することにより、福祉の充実を図る。	福祉車両タクシーでストレッチャーや車椅子のまま目的地へ送迎するための利用券を送付する。利用者は料金の1割を支払い、町が9割を負担する。	高齢者の増加に伴い、今後は車椅子利用者等、福祉車両でなければ外出できない高齢者も増加すると予想される。 類似事業があるために対象者が一部重複しており、そういった方にとっては理解しづらく、使いにくい部分がある。	D	C	寝たきりや歩行困難な高齢者が通院するには福祉車両タクシーを使用しなければならないこと、タクシー通院は高額となることから利用者のニーズはそれなりにあると考える。ただし、すべての利用者負担が1割のため、経済的に余裕のある利用者の負担割合を上げる、所得制限を設ける、利用金額の上限を定める等についても検討すべきである。 類似事業(障害者社会参加型移動促進事業、高齢者免許返納事業)があるため、利用者が一部重複してしまうことから整理が必要と思われる。
417	保健福祉課	福祉係／地域支援係	高齢者寝具乾燥等サービス事業	在宅で寝たきりまたは一人暮らしや高齢者のみの世帯に対し、寝具乾燥等サービスを提供することにより安眠を確保し、清潔で快適な生活が営めるようにする。	寝具乾燥業務を委託し、利用者は料金の1割、町は9割を負担する。	平成29年度から真に支援が必要が人を対象とするため、高齢者のみの世帯かつ住民税非課税世帯である人であることを要件を加えたが、今後、負担割合について検討していく。	C	C	平成29年度から対象者要件に、高齢者世帯かつ住民税非課税世帯であることを加えたため、利用者数は減少が見込まれる。今後は、利用者の負担割合について、他自治体の状況も調査しながら検討していく。

418	保健福祉課	福祉係／地域支援係	高齢者世帯等除雪支援・雪下ろし支援事業	労力的かつ経済的に自力で除雪や雪下ろしをすることが困難な要援護者高齢者世帯等を支援する。	虚弱または障がいのある一人暮らし・高齢者夫婦世帯等に対し、玄関先通路の除雪支援をする除雪支援事業または現に居住する住宅の雪下ろし、その除排雪、安全点検等を支援する雪下ろし支援事業を実施。	雪下ろしや除雪支援は、要援護者高齢者世帯等にとっては、人的にも経済的にも必要な支援であるとは考える。H29以降の県の交付金の状況が未定となっているため、事業の継続は必要と考えるが、高齢化が加速化の中で、地域での共助体制を推進強化することも必要と考える。	B	B	その年の降雪量により大きく事業費は異なるが、要援護者高齢者世帯等にとっては、人的にも経済的にも必要な支援であるため、今後も事業の継続は必要と考えるが、高齢化が加速化の中で、地域での共助体制を推進強化することも必要と考える。
420	保健福祉課	福祉係／地域支援係	在宅高齢者軽度生活援助事業	在宅高齢者の自立を援助し、在宅福祉の増進に資する。	生活の維持に関わる必要最小限のサービスを提供する。介護保険で利用可能なサービスは除く。	平成28年度まで委託先の人材確保が課題であったが、平成29年度から余目町農協を加え、2者とした。	B	B	受入体制の強化のため、平成29年度からシルバー人材センターに余目町農協を加えた2者とした。平成29年度から受入先の声も聞きながら、サービス料金の見直しを行ったが、今後、お金の余裕のある人の取扱いについて検討していくことが考えられる。
421	保健福祉課	福祉係／地域支援係	多機能型交流拠点運営支援事業	高齢者の生きがい・健康づくり	H28.10月から、空き店舗等を活用した民間事業所による高齢者の生活拠点の場で、生きがいづくり・介護予防事業、ボランティア交流、生活支援事業の実施運営を支援する。 ・介護予防(いきいき百歳体操)、ボランティア等異世代交流事業の委託	民間事業と連携し、生きがいづくりと介護予防が図れる新たな事業として、将来、地域の集落に波及するモデル事業として実施し、町民ニーズに即した民間主体事業の支援していく。参加者の増加を図ることが安定経営につながるため、参加者の確保に努めてもらう。	A	B	平成28年10月から開始した新規事業である。この事業の参加者が多くなることは、元気な高齢者をたくさん生むことにつながり、結果的に介護保険特別会計、一般会計(繰出金)等の削減にもつながるものであり、予算は同規模としながらも拡充継続していく理想的な事業である。
422	保健福祉課	福祉係／地域支援係	訪問理美容サービス事業	寝たきり等の高齢者の在宅生活の支援を図る。	寝たきり等の高齢者に対して、理美容店事業者が自宅へ訪問して理美容サービスの提供を行う。町が理美容店事業者と契約し、出張経費を町が負担する。	在宅で理美容店に行くことが困難な高齢者が、安心して暮らせるよう支援するためのサービスを提供するものであり、妥当である。	B	B	本事業は、在宅で寝たきり等の高齢者及び介護者にとっても必要なサービスである。
424	保健福祉課	介護保険係	老人福祉施設助成事業	社会福祉法人による社会福祉施設の整備を促進することにより、居宅で介護を受けることが困難な方の生活の場の確保、また通所介護の内容の充実を図ることにより、要介護となった高齢者が安心して暮らせる町を目指す。	社会福祉法人が運営する社会福祉施設に対し、施設整備のための補助金を交付する。	施設整備に関する国の参酌標準が撤廃され、地域の実情に応じた基盤整備の必要があるが、町の財政面が厳しい状況にあるため、必要最小限の整備にとどめる方向にある。	B	B	現在、補助金対象施設は1施設のみで、終了予定の平成34年度まで計画どおりに交付を続ける必要がある。第5期介護保険計画(H24～H26)に基づいて、更に地域密着型入所施設をH25年度に整備したが、新施設整備後も待機者の状況は変わらなかった。今後は、在宅サービスの充実を推進する必要がある。
425	保健福祉課	地域支援係	老人保護措置事業	65歳以上で環境上及び経済的理由から、在宅において生活することが困難であると認められる場合、生きがいの持てる健全で安心できる生活を保障する。	養護老人ホームへの措置入所を実施する。	H28年度は新規入所2名、退所1名で合計17名が入所中であり、適正に入所措置を行っている。家族関係の変化や共に支えあう機能の脆弱化等、様々な社会経済環境の変化に伴い養護老人ホームの重要性は増していると考えられる。	B	B	老人福祉法第11条の規定に基づいて、適正に入所させる措置を継続していく。

427	保健福祉課	介護保険係	介護保険事業繰出金	加齢に伴う疾病等により要介護状態となった方に対し、その方の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行う。	国・県・医療保険者・年金保険者が重層的に支える構造により、町が保険者となって制度運営を行う。 ①介護保険事業(要介護認定、保険給付。第1号被保険者の保険料の賦課徴収等)、②介護サービスの基盤整備、③費用の町負担(介護給付費の公費負担率12.5%)、④地域支援事業の充実により自立した生活の維持向上を図る。	65歳以上人口が年々増加(H17年高齢化率28.2%、H28年は33.8%)に伴い、介護認定者数も年々増加し、要介護認定率(認定者/人口)は、H17年は14.8%、H27年は18.8%、H28年は18.2%で、近年は横ばい状態にある。これに伴う介護給付費(サービス利用料)も上昇してきたため、財源の一部である介護保険料は、H18年～20年は月額4,290円が、H27年～29年は月額5,900円と、合併時の1.38倍となり、住民の負担も大きくなった。(県内平均は、5,644円)	B	B	65歳以上人口が年々増加し、65歳以上の認定者数も年々増加しているが、要介護認定率(認定者/人口)は、H17年は14.8%、H27年は18.8%、H28年は18.2%と、近年は横ばい状態になってきた。 介護給付費(サービス利用料)も伸び続けてきたが、H28年は横ばいとなった。 今後も健康推進係や健康福祉係、地域支援係等と連携し、町民の健康志向をより高め、介護予防事業を初めとする高齢者の居場所づくり等健康長寿の取組みと介護給付費の適正化に努めていく必要がある。
429	保健福祉課	子育て応援係	児童虐待防止支援事業	子どもを取り巻く環境の整備、児童の健全育成、児童虐待防止等の推進を図る。	・要保護児童対策地域協議会を設置し、代表者会議年1回、実務者会議年4回、個別ケース検討会議(随時開催)の三層で運営し、関係機関との連携により、必要な支援を行う。 ・児童虐待防止の講演会の実施、リーフレット等により相談窓口や通告義務の周知を図る。	ひとり親家庭の増加や子育て世代の子どもに対する価値観の相違により、支援を要する家庭は増加傾向にあり、児童の面前でのDV、親がしつけとして行った行為が虐待にあたる等、児童虐待防止の啓発を今後も継続して行うことが必要である。 要対協の調整機関となる部署への専門職(保健師、助産師、児童福祉士等)の配置が求められている。	B	B	通報・相談等で児童虐待と認定される件数は増えていないが、関係機関で関わっているケースは増加傾向にあり、児童虐待防止の啓発事業を継続する必要がある。 子育て世代の養育支援のため、妊娠期から母子保健の関わりで情報を共通し、関係機関の連携で養育支援の必要な家庭には早期に関わり、個別ケース会議の開催や要対協の体制強化を図りながら、事業を継続する必要がある。
430	保健福祉課	子育て応援係	子育て応援事業	協同組合ギフト庄内町が発行するゆりカードを支給することで両親または片親のいない児童の福祉の向上を図るとともに、町内既存商店街からの購買力を高め、その活性化を図ることを目的とする。	現に児童扶養手当を受給している両親または片親のいない中学生以下の年齢の児童を養育する保護者に対して、ゆりカードを支給する。 ■支給額(児童一人あたり) 両親なし:30,000円/人 ひとり親世帯:10,000円/人	平成27年度に子育て支援手当の現金給付から商品券での給付に変更。平成28年度に給付額を減額変更。給付形態、給付額については、通知及び説明により周知を図り理解を得ている。	B	B	ひとり親家庭等の経済的負担の軽減並びに町内既存商店街の活性化の観点から、国の制度である児童扶養手当と児童手当に上乗せした形での経済的支援である本事業は、継続が必要である。
431	保健福祉課	子育て応援係	ひまわりっ子誕生金支給事業	子どもが心身ともに健やかに生まれ、あたたかい家庭の中で育てられるとともに、子育て支援を充実するため、ひまわりっ子誕生祝金を支給する。	第3子以降の出生児1人につき、次に掲げる祝金を支給する。 (1)出生児が第3子の場合 100,000円 (2)出生児が第4子の場合 200,000円 (3)出生児が第5子以降の場合 300,000円	出生数の減少に伴い、平成25年度以降、支給額は減少傾向にある。また、第1子から祝金を支給する他自治体も出てきたなかで、本町としてさらなる少子化対策に取り組む観点から、支給条件や支給金額についての検討が今後の課題である。	B	B	児童数の多い世帯は、児童を監護する経費も高額となるため、本事業によって子どもの出生を祝い、保護者の経済的負担を軽減するという観点から、少子化対策事業としてこの祝金は有益なものであると考えられる。今後も継続して事業を実施していく予定だが、第1子から祝金を支給する自治体も出てきたことから、祝金支給範囲の拡大等については今後の検討課題である。

432	保健福祉課	子育て応援係	高校就学応援事業	協同組合ギフト庄内町が発行するゆりカードを支給することで両親または片親のいない児童の福祉の向上を図るとともに、町内既存商店街からの購買力を高め、その活性化を図ることを目的とする。	現に児童扶養手当を受給している両親または片親のいない高校生を養育する保護者に対して、ゆりカードを支給する。 ■支給額(児童一人あたり) 両親なし:72,000円/人 ひとり親世帯:36,000円/人	平成27年度に子育て支援手当の現金給付から商品券での給付に変更。平成28年度に給付額を減額変更。給付形態、給付額については、通知及び説明により周知を図り理解を得ている。	B	B	ひとり親家庭等の経済的負担の軽減並びに町内既存商店街の活性化の観点から、国の制度である児童扶養手当に上乗せした形での経済的支援である本事業は、継続が必要と考えられる。また、高校生になると児童手当が年齢要件により廃止になる一方、義務教育期間中に比べて児童の修学にかかる支出が増加することが想定されるため、町独自での上乗せ部分の経済的支援が必要である。
433	保健福祉課	子育て応援係	子育て応援リフレッシュチケット事業	育児疲れ解消やストレス軽減を図り、安心して子どもを産み育てられるように、町内協賛店(美容室、エステ、マッサージ等)で利用できるリフレッシュクーポン券を発行することで、心と体のリフレッシュを図り、産前産後を楽しく過ごすことで安心して出産・子育てができる環境を整える。	平成28年4月1日以降に母子健康手帳の交付を受けた方を対象に、協力事業所として登録をいただいている町内の店舗で利用できる割引クーポン券(1,000円×3枚)を交付。	一時預かり事業無料クーポン券としリフレッシュクーポン券を交付してきたが、保育所の通年利用者が多い現状から、平成29年度から一時預かり事業無料クーポン券を廃止し事業を実施。協力事業所が限られていることもあり、クーポン券の活用が少ない現状である。	B	B	地方創生事業として開始した事業だが、補助金の採択がなかったこと及び利用率が低いことから、3年を経過する平成30年度で事業を終了する予定である。
436	保健福祉課	子育て応援係	保育所総務費	国庫補助事業の規定により、民間保育園が取り組む事業について国、県、町が1/3ずつ助成する。	子ども・子育て支援交付金事業、子育て支援総合交付金事業、山形県保育対策等促進事業費補助金の規定に基づき、延長保育、一時預かり事業等の取り組みに対して助成。	国の子育て支援策の拡充により、本事業のメニューも年々拡充しており、決算額も増加傾向にある。	B	B	国庫補助金が主な支出項目であり、補助金等交付要綱の規定に基づき民間保育園へ助成する内容となっているため、国の制度に基づき継続する必要がある。
437	保健福祉課	子育て応援係	気になる子の子育て支援事業	保育園の保育士が、専門家から発達の気になる児童への関わりや、個々に応じた対応や効果的な支援のあり方を学ぶとともに、研修の場として保育士の保育の質向上を図る。	専門家による児童の観察、保育士の係わり方の指導の研修会の実施 ・保育園職員が児童の成長を正しく把握し、効果的な援助のあり方を学ぶ。 ・関係機関との連携により、保護者に対する支援や必要な手立てを講じる。	近年発達障がい(疑い)等により、支援を必要とする気になる児童が増加傾向にあり、早期の関わりと支援が必要になっている。専門家から指導を受け、保育士の資質向上を図り、日々の保育の場での関わりで必要な手立てを講じることができるよう、事業を継続して行う必要がある	B	B	個別に関わりの必要な、発達障がい(疑い)と思われる気になる子が増えているため、保育士等の保育園職員が定期的に専門家からの指導を受けることで、早期の関わりや発達支援につながり、保育士等の資質向上のための研修の場になっているので、事業を継続する必要がある。
438	保健福祉課	子育て応援係	委託保育事業	町内民間保育所及び町外保育所への児童の保育を委託し、保育の必要性のある児童に保育を提供する。	国が定める公定価格の単価に基づき、民間保育園へ支出するもの。公定価格から国基準の徴収金を差引き、残額について、国1/2、県1/4を国県負担金として歳入で受け入れ、町が1/4を負担。	保育需要は年々増加し、公定価格も上昇していることから、事業費が年々増加すると予想しているが、出生数が減少傾向のため、先行きが読めない状態である。	B	A	子ども子育て支援法の規定により実施、国の制度に基づいて実施。
439	保健福祉課	子育て応援係	狩川保育園運営事業	保育の必要性のある子どもへ保育を提供し、保護者の仕事と育児の両立等を支援する。	改正児童福祉法及び子ども・子育て関連3法に基づき保育を実施。また、一時預かり事業及び体調不良時対応型病児保育事業を実施。	少子化が進んでいるが、多くの児童が保育園に入所する傾向があるため、保護者のニーズに合わせた保育士の確保が最重要課題になっている。	B	B	保育需要に対応するため、継続して実施

440	保健福祉課	子育て応援係	清川保育園運営事業	保育の必要性のある子どもへ保育を提供し、保護者の仕事と育児の両立等を支援する。	改正児童福祉法及び子ども・子育て関連3法に基づき保育を実施。また、一時預かり事業を実施。	少子化が進んでいるなか、保育需要は増加傾向にある。また、低年齢の保育需要が増加していることから、保育士の確保が最重要課題となっている。	D	B	入園児童数は平成28年度5名、平成29年度7名となっている。児童数は横ばいの状況と予想されるが、建物が老朽化しており、今後について検討する時期となっている。また、短時間保育の児童のみ受け入れしているため、保育体制や保育内容について再検討する必要もある。
441	保健福祉課	子育て応援係	児童送迎自動車運行事業	清川保育園から自宅が遠い立谷沢(一部清川地域含)地域の園児の利便性向上・安全の確保を図るため、通園バスを運行し、保育園への通園を支援。	県シルバー人材センター連合会と運転手の派遣業務委託を締結し運行。H24までは、立谷沢出張所で予算計上していたが、監査での指摘を受け、H255から子育て応援係で予算計上。さらにH26からは派遣業務に抵触しないよう上述のとおり派遣業務委託を締結し、運行している。	保育園で園児の送迎をしているところは少ないが、清川保育園では4・5歳児も受け入れしているため、4・5歳児の幼稚園児はバス送迎していることを考えれば、送迎の必要性はある。	B	B	立谷沢保育園を閉園したこともあり、サービスの低下にならぬよう配慮が必要なことや地域性も考慮し、当面は現状を継続する必要がある。なお、清川保育園の運営と一体的に今後検討していく必要がある。
442	保健福祉課	子育て応援係	保育所整備事業	老朽化とともに、現園舎では90名から定員を増やせないため、新園舎を建設するとともに、現園舎を解体を行う。	新園舎を建設する社会福祉法人に対して、国庫補助事業を活用し建設費用の一部を助成する。	平成27年度に余目保育園の新園舎建設、平成28年度に旧園舎解体を行い、平成29年度にすくすく保育園の大規模修繕等を実施。平成30年度以降の整備予定はない。	B	B	平成29年度で私立保育園の大規模な整備事業は終了予定である。
444	保健福祉課	子育て応援係	子育て支援センター運営事業	在宅で子育てしている家庭に対し、遊びの場の提供と子育てや育児に関する相談業務の充実を図る。	・自由に来館でき、ゆったりと過ごせる遊びの場の提供。 ・子育て家庭が気軽に参加し集える事業の開催。 ・子育て支援センター便りの作成と広報・ホームページ等を活用し、活動内容の啓発と参加を促す。 ・保健師と連携を取りながら、支援が必要な家庭に訪問相談を行ったり、気軽に相談できる雰囲気と環境づくりに努める。	・在宅で保育をしている家庭が減少している。 ・近隣市町村からの利用も増えてきている。 ・少しずつ来館も増え同じ年齢の子どもを持つ親同士共感しあい、仲良くなっている姿も見られる。 ・近くに親戚や身近な知人が居なかったり、子どもの扱い方が分からない母親が増えている。 ・相談業務が増えているがゆったり安心して相談できる場所がない。	B	B	・平成29年度、余目支援センターと立川支援センターを1本化し、大幅にコストを削減した。今年度はその中で事業を行なってみて、さらに節約できるもの、必要なもの等よく見ながら、事業を行なっていきたい。
445	保健福祉課	子育て応援係	放課後児童健全育成事業	児童福祉法に基づき、両親が就労等で日中(放課後)家にいない児童を対象にして学童保育所を開設することで、安心して仕事と子育ての両立ができるように支援する。	両親が就労等で日中(放課後)家にいない家庭の小学1年生から小学6年生までの児童を対象として、町内全学区に設置されている5箇所学童保育所にて保育するもの。	核家族化の進行や共働き世帯の増加に伴い、利用児童数が年々増加傾向にある。また、施設の耐震や老朽化などの課題もあるため、施設の場所等の検討が必要である。なお、これらの課題については、今後学童保育所あり方検討会で検討を行っていく。	B	B	核家族化・共働き世帯の増加により、年々学童保育所の利用児童数は増加している。今後も需要は増加していくことが予想されるため、児童福祉法に基づき引き続き事業を継続していく。平成29年度に委託団体の指導員確保のため、賃金形態の見直しを実施。今後、直営の指導員の賃金形態の見直しの検討をしていく必要がある。

446	保健福祉課	子育て応援係	子育てお助け事業	子育て中の保護者が安心して子どもを育てることができる環境を作る。	・子育てお助け事業の周知と会員の募集(一時的に子どもを預けたい保護者と手助けしたい人を募集する) ・利用者の仲介(必要に応じ、双方の仲立ちをする) ・必要に応じお願い会員の家庭に訪問し、相談・アドバイス等を行うことで、いつでも支援できる体制づくりをしていく。	28年度利用率・会員数が大幅に増加した。広報活動・ロコミ・保健センターによる情報などによるものと思われる。おたすけ会員の方もなれてきているので、顔合わせの場も和んだ雰囲気になり、緊張していたおねがい会員の表情も和らぐ。よい活動なので大切にしていきたい。	B	B	○保育園や学校では対応できないサービスを担っているため継続していきたい。 ○いつでも手を差し伸べられる体制を作っていくには、おたすけ会員を増加しなければならない。 ○事業周知のための広報強化と、より利用しやすい事業になるための見通しも視野に入れて同程度の予算にて継続実施したい。
447	保健福祉課	子育て応援係	子育て支援事業	子育て支援に関わる団体や個人の構成員が、子育ての状況を把握し、それぞれが応援できる環境づくりを行う。	・構成員による会議の開催。子育て関連の学習会の開催と情報交換を通して子育て事情を共通理解する。 ・親子で楽しめるコンサート等の開催。	子育て支援に関わる多くのボランティア団体によって構成されている。5月に行なわれた全体会ではそれぞれの団体の現状と課題を出し合い共通理解をすることが出来た。う改めてそれぞれ連携を持ちながら地域でみんなで健やかな子どもが育つようにしていきたい。	B	B	○子育て応援ネットワークは、地域の方と町が協力して、子育て支援のために取り組む事業として重要な役割を担っている。今後も一つ一つの事業を大切にしながらネットワークの絆を強め事業に取り組んでいきたい。
448	保健福祉課	子育て応援係	児童手当等支給事業	児童手当法に基づき、中学校修了前までの年齢の児童を養育するものに手当を支給することで、生活の安定に寄与することを目的とする。	児童手当:3歳未満児童15,000円/月、3歳以上小学校修了前の児童10,000円/月(ただし、第3子以降の児童については15,000円/月)、中学生10,000円、特例給付:一律5,000円/月を支給。	児童手当法に基づき適正に支給事務を遂行する。	B	B	国の法令に基づく支給事務のため、引き続き法令を遵守し、適正な支給事務を行う。
450	保健福祉課	健康推進係	保健指導費	保健医療福祉推進委員会の開催による各種事業計画等の審議企画車両の適正な維持管理。休日診療所運営事業の委託。酒田地区医師会負担金。	●保健医療福祉推進委員会の開催 ●車両の管理 ●休日診療所運営事業の委託、酒田地区医師会負担金の支払 ●臨時雇上賃金、職員旅費の管理	・車両管理については、旧ADバンが17年を経過していることから更新の時期となっている。 ・保健医療福祉推進委員会は、平成29年度に各係の計画策定が重なり、5つ計画策定となっていることから委員の負担が大きい。	B	B	車両については、耐用年数が経過した車を計画的に更新していく。 保健医療福祉推進委員会の開催は、計画策定が重なる年度でも開催数を増やさずに効率的な審議ができるように事前資料準備を万全にする。
451	保健福祉課	健康推進係	保健センター維持管理費	地球にやさしい施策(節電・節水・消耗品の節約等)を実施することで経費削減するとともに、安心して来所できる施設整備を行う。	節電対策(不要時に電源OFF)とエコルック運動(クールビズ・ウォームビズ)を継続実施するとともに、来所する方が不快にならないよう室温の調整、施設環境整備を行う。	余目保健センターは玄関に窓口があるため、冬期は非常に寒く、窓口に対する町民からの苦情も多い。玄関～廊下にかけては暖房設備が無いため、①灯油ストーブ・電気ストーブをフル稼働させる②階段に暖気が逃げないようにビニールカーテンを設置する、などの対策をとったが、玄関の自動ドアが開くたびに外気が入ってくるために、あまり効果を得られない。	B	B	H28年度にガステーブルの入替およびオープンの撤去予定のため予算額は増額しているが、光熱費や消耗品等で経費削減できるよう工夫したい。大幅な削減は難しいが、職員全員が節電・節水・節約を心がけて行動することで、地道な削減に努めていく。 また、施設の老朽化による改修箇所が増えており、今後は大幅な改修作業が必要となる。

453	保健福祉課	健康推進係	がん患者医療用ウィッグ購入費助成事業	がん患者の就労や社会参加を応援し、療養生活の質がよりよいものになるように、ウィッグ(かつら)の購入経費の一部を助成する。	がんの治療による脱毛ため、就労や社会参加等に支障がある又は支障が出る恐れがあり、ウィッグが必要となっている方に対し、2万円又は、購入経費の1/2の額のいずれか低い額を助成する。(県より1万円、町で1万円の助成)	平成28年度から上限助成額は2万円(1/2補助)となり、申請手続きがスムーズにできるように申請書と委任状が県内統一様式になった。また、前年度に購入した経費が助成対象になり、申請者は年々増加しているが、単年度要綱のため年度当初の申請受付が遅くなる。	B	B	がん患者の治療と就労の両立、療養生活の質の向上に向け、がんの治療に伴う外見の悩みに対して支援することを目的としているため、今後も事業周知を徹底し必要な方に助成できることを目指す。同時に、がん検診受診率向上を目指すとともに、早期発見・早期治療で抗がん剤治療患者数が減ることが本来の目指す姿と思われる。
454	保健福祉課	健康推進係	健康マイレージ事業	山形県が実施するやまがた健康マイレージ事業と連携して健康しようないマイレージ事業を実施することにより町民の健康寿命の延伸を図る。	①ポイントカードの発行。 ②健康づくり等の対象事業参加者にポイントを付与。 ③25ポイント達成者にやまがた「健康マイレージ事業を交付」。 ④50ポイント達成者に500円分の「商品券かハッピーシール」と交換。	平成28年6月から事業開始となった。昨年度の課題を関係機関で構成するマイレージ検討会議で協議して、平成29年度事業に反映していく。対象事業を自主組織による健康づくり体操にも拡大したことから押印作業やカード発行事務の軽減を図る必要がある。	B	B	今後も各種事業や広報などで事業の周知を図り多くの町民の参加を図っていく。対象事業を自主組織の健康づくりにも拡大したことから、参加者の増加により職員の事務負担の増加が予測されるため、職員の事務負担が軽減されるような仕組みを検討する。また、商工振興とも連携できる仕組みを引き続き模索していく。
455	保健福祉課	健康推進係	検診事業	・2人に1人が罹患すると云われる“がん”の早期発見・早期治療のため、がん検診の受診向上を図り、町民の健康の保持増進に寄与する。 ・生活保護受給者に健康診査を実施し、生活習慣病の予防と早期発見・治療の支援を行う。	・がん検診推進事業により、無料クーポン券を送付し、節目年齢やこれまで町のがん検診を受けなかった方に、がんに関する正しい知識の普及と受診勧奨を行う。 ・女性のためのがん検診や人間ドック・集団検診を土日に設け、利用者の利便性を高める。	・平成22年度からがん検診を無料で実施しているが、がん検診受診率はほぼ横ばいで推移している。死亡原因の第一位はがんであり、部位別では胃がんが多いが、胃がん検診受診率が低いことが課題である。 ・生活保護者の健康診査は減免申請により無料で受診でき、H27年度まで受診者が固定化していたが、若干増加した。更に治療中や未受診者に対して、積極的に受診勧奨を行なっていく必要がある。	B	B	・胃がん死亡率減少のため定期的な検診受診が定着するように勧奨通知の対象や送付方法を工夫する。また、検診結果が要精密検査の場合、早期の精密検査受診勧奨に努め、早期発見・早期治療につながるようにする。検診の土日実施など受診しやすい環境づくりを継続する。 ・近年、生活保護受給者における健康格差の拡大や社会的孤立が危惧されている。生活実態の把握と、生活習慣改善や健康づくりへの取り組みについての支援を行い、病気の早期発見・治療に結びつけ、健康の保持増進を図るため、健康診査の継続は必要であると考え。
456	保健福祉課	健康推進係	自殺対策強化事業	自殺による死亡者を減らす。誰も自殺に追い込まれることのない社会という意識の普及。	①心のサポーター養成事業 ②心の健康づくり講演会 ③自殺予防のためのキャンペーン ④相談窓口チラシ広報折込 ⑤保健医療福祉推進委員会で対策協議	自殺対策に特化した協議会がないため、周知を強化する基盤がない。 平成28年4月、自殺対策基本法の一部改正により、平成30年には都道府県、市町村ごとに自殺対策計画をたてることが示されたことにより、準備期間として協議会の設置等を検討する必要がある。	B	B	山形県は依然として自殺者が多く、心の健康づくりの講演会や心のサポーター養成による普及啓発は重要であり、今後も事業の継続は必要である。平成30年度に作成する町の自殺対策計画にむけ協議会等の設置等検討課題である。

457	保健福祉課	健康推進係	健康づくり事業	運動を希望する方が気軽に参加でき、生活習慣病の予防や運動を習慣化する人を増やし、健康寿命の延伸を図る。	①健康体カづくりウォーキングは、前半はウォーキング、後半は室内での運動を企画し、年間を通して参加しやすいものとする。 ②プールで健康づくりは、町内の施設を活用し、10回2コースを年4回委託にて実施し、健康増進につなげる。	今年度新規事業のプールで健康づくりと町湯で健康づくりは、申し込み多数で関心の高さが見受けられた。しかし定員制にて特に町湯で健康づくりについては、働いている人の申込み方法で課題が残り、次年度委託先に参加者が固定しないような対策を図るよう依頼する。また教室参加がきっかけとなり運動習慣につながる人を増やすことについて今後の課題である。	B	A	町湯で健康づくりは、県のオリジナル健康づくり事業の補助事業が終了する。若い人が仕事帰りに運動ができる機会を提供し運動を継続する人が増えるよう、次年度はイグゼあまるめに委託して実施するため、予算を増額して継続実施する。他の事業の予算は同程度で実施する。
458	保健福祉課	健康推進係	高齢者インフルエンザ予防接種	インフルエンザの発症・重症化予防と、健康の保持増進を図る。	H25年の予防接種法改正からB類疾病(個人予防、個人の発病・重症化防止目的に比重を置く疾病)に変更され、(これまでの定期接種から)自らの意思と責任で接種を希望する場合にのみ接種を行い、積極的な接種勧奨とならないよう特に留意することとなった。対象は65歳以上の者と、60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者に、インフルエンザの予防接種を医療機関で個別に実施している。	高齢人口に伴い、対象者数も年々増加している。接種率が微増していることを考慮すると、接種者数も増加していくことが予想される。定期接種であるかぎり、経費削減はほぼ不可能。※周知方法として、H25.H26は予診票等一式を送付、H27は接種券(はがき)のみ送付、H28はお知らせ(はがき)送付しているが、接種率の低下には至っていない。	B	A	予防接種法に基づく定期予防接種のため、経費削減は難しい。また、高齢人口の増加に伴い、対象者数も年々増加している。接種率が微増していることを考慮すると、今後も接種者数は増加していくことが予想され、予算の増額が見込まれる。
459	保健福祉課	健康推進係	風しん抗体検査および予防接種費用助成事業	風しんの感染による重症化及び先天性風しん症候群の発生を予防するため、風しん抗体検査及び風しん予防接種の費用を助成する。	・妊娠希望者本人、妊娠希望者および妊婦の夫または同居者に対して、風しん抗体検査費用を助成する。 ・抗体価が基準以下(HI価16倍以下、EIA価7.9以下)の方に対して、風しん単独ワクチンまたは麻しん風しん混合ワクチンの接種費用を助成する。	山形県風しん予防接種促進事業費補助金交付要綱に合わせて実施している。助成は抗体検査と予防接種それぞれ一人1回のみとしているが、何度予防接種を受けても抗体がつかない方もいるため、風しんの感染リスクが心配される。	B	B	県要綱に合わせて実施しているため、H29年度も実施する。しかし、首都圏での風しん流行は既に終息しており、今後、廃止される可能性もあると考えられる。

460	保健福祉課	健康推進係	高齢者肺炎球菌予防接種	肺炎球菌に起因する肺炎の発症及び重症化を予防し、健康の保持増進・医療費の削減を図る。	平成26年度から5年間のみ経過措置として、年度内に65・70・75・80・85・90・95・100歳となる方が対象となっている。平成31年度以降は満65歳の方と60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方が対象となる。 平成26年10月から定期接種となったが、これまでの任意予防接種への助成も継続している。任意予防接種は満65歳以上で定期接種の対象ではない方が対象となっている。	平成28年度までは後期高齢者医療の被保険者は5,000円、その他の健康保険の被保険者の場合は4,000円を助成していた。平成29年度以降の助成額は一律5,000円となったため、以前まで多くあった請求誤りは少なくなると思われる。また、後期高齢者医療以外の健康保険の被保険者分の助成額は1,000円/人増額するため、全体としては決算額の増額が見込まれる。	B	B	毎年異なる対象者が接種するため、接種者数が予測しにくい。平成29年度から助成額が一律5000円となったことで、請求額の誤りは減少すると思われる。定期接種、任意接種を並行して実施することで、より多くの対象者へ接種機会を提供していく。
461	保健福祉課	健康推進係	定期予防接種(A類疾病)	定期予防接種を行い、疾病を予防し、健康の保持増進を図る。	予防接種法に基づく定期の予防接種(A類疾病(ジフテリア・破傷風・百日咳、ポリオ、麻しん・風しん、日本脳炎、ヒブ感染症、小児用肺炎球菌、ヒトパピローマウイルス感染症、水痘)と結核予防法に基づくBCGの予防接種を個別接種(医療機関)で実施する。	A類疾病の予防接種は、疾病の発生及び集団でのまん延を予防することを目的としており、対象者には接種を受けるための義務が課せられている。しかし、宗教上の問題や忙しいことを理由に全く接種しない人や、接種忘れもあるため、接種率を100%にするのは難しい。	B	B	予防接種法に基づく定期予防接種のため、削減することはできない。今後も接種率を向上させるため、接種勧奨を強化していく。H29年度から県外予防接種費用の助成を開始する予定でもあり、適切な時期に接種を完了できるよう、訪問や健診時に予防接種の重要性を周知しながら接種勧奨を継続していく。
462	保健福祉課	健康推進係	食生活改善事業	「私達の健康は私達の手で」という考えのもと、地域で健康づくりをすすめる食生活改善推進員を養成する。	協議会育成のため、食生活改善推進員養成講習会を4回/年、プログラムに基づき20時間実施し、講習会修了後は、食生活改善推進員協議会へ加入し、地区組織活動を行う。	食生活改善推進員養成講習会修了者が、新規会員として協議会へ加入しても、食生活改善推進員協議会員の高齢等による退会により、現状維持が難しく、若い世代の会員加入、育成が課題となっている。	B	B	本事業は、様々開催してきた類似事業を見直ししたばかりなため、今年度は昨年度同様の規模での事業を実施し、会員の知識の向上や健康増進に努め、地域に根ざした円滑な活動を行えるよう、できるだけの支援を行っていきたい。
463	保健福祉課	健康推進係	感染症予防対策費	感染症発生予防策の周知を図ると共に、発生時に適切に対応してまん延を防止する。新型インフルエンザ等の発生に備えて体制の整備を図る。	感染症発生状況の情報提供と発生予防について広報、HP、広報折込チラシ等により町民への注意喚起を図る。新型インフルエンザ発生時には新型インフルエンザ等対策行動計画に添った対応を図る。	山形県感染症発症動向調査(毎週)、国、県からの発生状況の情報により、随時Hplに掲載している。季節性で毎年発生するインフルエンザ等の予防策について、適切な時期に広報掲載や健康教育で注意喚起している。	B	B	近隣県での鳥インフルエンザの発生があり、県、町の対応策についての打合せがあったが幸い県内発生はなかった。発生した場合は関係課と協議して注意喚起を図る必要がある。感染症の発生状況や予防策についてはリアルタイムで周知を図る必要がある。新型インフルエンザ等の発生に備えた体制整備や訓練など県と連携して継続的に実施する。
464	保健福祉課	健康推進係	ブックスタート事業	絵本を介して親子が触れ合う時間を持つことを推進する。	9か月児育児相談時に、図書館職員により、絵本の読み聞かせを行いながら、絵本を介した親子の触れ合いの大切さを伝え、絵本を手渡している。平成27年度から2年間は、3歳児健診時にも絵本を贈呈した。	9か月児育児相談に参加しない対象児には、家庭訪問で絵本を手渡している。3歳児健診は全員が参加している状況である。絵本をもらった児は喜んで帰っていくが、これから絵本に親しんでもらいたいという意図から今後は乳児期の事業のみの実施とする。	C	C	ブックスタートは乳児期の9か月児育児相談時の実施を継続する。

465	保健福祉課	健康推進係	特定不妊治療費助成事業	特定不妊治療(体外受精および顕微授精)は保険適用されず、1回の治療費が高額であることから、経済的負担の軽減を図るために治療費の一部を助成する。	(1)特定不妊治療費助成…特定不妊治療に要した費用のうち、山形県の助成金額を差し引いた額に対して助成する(一回の治療に対する助成上限額10万円) (2)男性不妊治療費助成…特定不妊治療の過程の一環として行われる男性不妊治療に要した費用に対し、4分の1の額(上限10万円)を(1)の助成額に上乗せする。	当該助成に係る治療期間の初日における妻の年齢が40歳未満であるときは通算6回まで。40歳以上43歳未満である時は3回までとし、年間助成回数及び通算助成期間は制限しない。(上限10万円)	B	B	H28年度から助成上限額を5万円から10万円に増額した。 高年齢での妊娠・出産は、様々なリスクが高まり、出産に至る確立も低くなるため、助成制度の周知を図るとともに、「より安全な妊娠・出産」についての情報提供を行い、若年層に対しても教育・啓発を図る必要がある。
466	保健福祉課	健康推進係	乳幼児健診・育児相談事業	乳幼児期の健康の保持、増進を図るとともに、保護者が安心して育児に取り組むことができる。	母子保健法第12条および13条の規定に基づく乳幼児健康診査(3~4か月児、1歳6か月児、2歳児(歯科健診のみ)、3歳児)を実施するとともに、母子保健法第9条の規定に基づく9か月児育児相談と、各期に応じた健康教育、保健指導、個別相談を行う。	個別通知、勧奨により未健者はない状況。健診の結果、受診や再検査が必要な場合は、勧奨を行い、その結果を把握している。乳幼児期に特に不安の多い離乳食に関して、教室を開催し、必要時個別対応している。核家族化により身近に援助者がいない場合もあり、母親が孤立せず、不安を解消しながら育児できるようきめ細やかな対応が求められる。	B	B	健診等の内容を子育て支援の視点も加えニーズに合わせて見直しながら継続実施していく。
467	保健福祉課	健康推進係	妊娠期保健事業	妊娠期の安全と健康の確保を図る。	母子健康手帳交付時に保健指導を行い、必要性や希望に応じて継続的に支援し、妊婦健康診査を公費負担を行うことで、経済的負担を軽減する。	個別に保健師が母子健康手帳を交付し、保健指導を行い、必要性や希望に応じて医療機関や子育て支援センター等連携し支援を行っている。また、健康診査は県医師会に委託し、14回分の健診と3種類の検査、4回分の超音波検査の費用を公費負担している。県外医療機関受診者にも申請により償還払いしている。歯科健診は町歯科医院に委託し1回公費負担している。	A	B	妊娠期を安全に健康で過ごすことができるように、妊娠初期に必要な保健指導と必要な継続支援を行う必要があり、また、定期的な健康診査を受診できるよう、経済的な負担の軽減を図りながら、勧奨を行う必要がある。
468	保健福祉課	健康推進係	発達支援事業	「発育や発達に課題を抱える子どもと保護者」が地域で安心して生活できる。	つくしんぼ教室(個別と集団教室)を実施し、遊びを通して個々の発達レベルに応じた親子支援を行っている。一定期間毎に評価し、必要に応じて専門機関を勧めている。	本町には発達支援の専門機関がないため、他市の専門機関を利用している現状がある。庄内地域の広域的な連携により支援体制を確保しているが、町内でも支援が必要な子どもが成長段階に応じて適切な支援を受けられるよう専門職の確保や環境整備が課題となっている。	A	B	平成29年度は在宅児の集団活動の場を充実させるために集団教室を年4回から11回に拡大する予定。教室を実施するためには保育士が必要であるが、町の保育士の派遣は業務上困難なため、臨時職員を雇用した。さらに、発達障がい児は行動特性が多様で専門的な支援が求められるため、年3回、臨床心理士を講師に招き、助言と指導を受けることで親子支援を強化する。庄内町には発達に課題がある児を専門的な視点で保育する場がないため、今後も月1回程度の個別・集団教室を継続し、専門職による支援を提供して。

477	保健福祉課	介護保険係	介護保険	超高齢化の進行に伴い、国民の老後生活における最大の不安要因である介護問題を、国・県・医療保険者・年金保険者が重層的に支える公費負担を組み入れた社会保険方式により、国民の協働連帯の理念に基づき国民皆で介護を支える仕組みとしながら、個人の自立や介護予防等自助努力を基調としている。	町が保険者となって制度運営を行う。①介護保険事業(要介護認定、保険給付。第1号被保険者の保険料の賦課徴収等)、②介護サービスの基盤整備、③費用の町負担(介護給付費の公費負担率12.5%)、④地域支援事業(包括的支援事業・介護予防事業・任意事業)の充実により、自立した生活の維持向上を図る。	65歳以上人口が年々増加し、高齢化率はH17年は28.2%、H28年は34.6%となった。要介護認定率(認定者/人口)もH17年は14.8%、H27年は18.8%、H28年は18.2%で近年初めて横ばいとなった。介護給付費も毎年伸びてきたが、H28年に初めて横ばいとなった。町民が自らの介護予防や認知症予防に努め、今後も自立した生活レベルを維持していく支え合いの仕組みづくりが重要になっている。	B	B	65歳以上人口の増加に伴い、要介護認定率も合併後10年間は上昇していたが、H26年の19.3%を境にH27年・H28年とも減少に転じた。給付費もH28年は減少傾向に転じた。国保連の給付適正化情報により町職員のチェック機能を高めるとともに、認定調査の適正化に努め、適正なサービス利用に対する事業所や町民の理解を引き続き促していくとともに、今後も健康推進係や健康福祉係、地域支援係等と連携して町民の健康志向を高め、町民自ら介護予防・認知症予防の支え合いの仕組みや居場所づくり等、地域に根差した健康長寿の取組みを構築していく必要がある。
501	農林課	農政企画係	広域行政費(農林)	山形大学農学部地域産学官連携協議会は、高度研究開発及び地域産学官連携を推進し農業を核とした地域産業の振興発展に寄与することを目的として、平成22年10月に設置された。大学、庄内5市町、庄内総合支庁、全農山形県本部、(株)平牧、鶴高専で構成。	山形大学農学部と地元企業・関係自治体等との連携・協力強化、研究開発能力の向上並びに研究開発の推進を図る。	地域農業を牽引する研究機関としての位置付けであるとともに、未来の農協経営者を育成するため、庄内の農業と地域活性化の未来のために息の長い展開が必要である。また、食文化、食と農のビジネスについての考え方の検討などをしていかなければならない。	B	B	官学のオール庄内での取り組みであり、重要である。
504	農林課	農政企画係	農業生産委員協議会運営事業	町(国・県)の各種施策の推進について集落ごとに取りまとめを行う役割をお願いし、農業経営の円滑化を図ることを目的とする。	各集落の中心的農家を「農業生産委員」として任命するとともに、生産技術向上の研修会の開催を行う。	町農業行政の推進の中心的役割であり、今後も継続して設置・事業を展開していく必要がある。	B	B	現状でおおむね良好に展開されているので、今後も同規模での継続が望まれる。
505	農林課	農政企画係	庄内町災害・経営安定対策資金(平成26年度米価下落対策緊急資金)利子補給補助金	平成26年産米の概算金の大幅な減額に伴う減収に加え、経営所得安定対策の見直しにより、農業経営に支障を来すため融資を借り入れる農業者に対し、利子補給を行い生産活動の維持、継続を図る。	金融機関に申請があったものに対し、利子補給を行う。	県と町による事業であり、申請者の利子補給期間が終了するまで事業継続が必要である。	0	0	H29完了見込み。

506	農林課	農政企画係	庄内町農業経営基盤強化資金利子補給事業	資金を借り受け規模拡大や経営効率化を図る農業者に対し、県と町で利子補給を行うことで経営感覚に優れた効率的・安定的な農業経営体を育成する。	資金を借り受けた農業者に対し、利子補給を行う。	国の制度であり、申請者の利子補給期間が終了するまで事業継続が必要である。	B	B	平成28年度からTPP対策のためのより有利な利子補給事業が実施されており、対象者の利子補給期間が終了するまでは継続が必要である。
507	農林課	農政企画係	庄内町暴風・豪雪被害施設復旧等緊急支援資金利子補給補助金	平成24年4月の暴風等により農業用施設に被害を受けた農業者を対象に、経営再建資金に利子補給を行い、生産活動の維持、継続を図る。	金融機関に申請があったものに対し、利子補給を行う。	申請者の利子補給期間が終了するまで事業継続が必要である。	B	B	対象者の利子補給期間が終了するまでは継続が必要である。
508	農林課	農産係	庄内町農業指導連絡協議会負担金	庄内町における農業の近代化の推進、農業情勢の変化に対応し高位安定生産技術の指導及び導入等を関係機関団体が連携を密にし、農家経営の安定に寄与する。	目的達成のため、次に掲げる事業を実施するための負担金 (1)庄内町における農業所得の向上に関する営農類型の確立 (2)良質農畜産物の高位安定化のための技術指導の徹底 (3)農村生活の改善推進に関する指導 (4)営農技術指導の研修に関すること (5)各関係機関の連絡調整 (6)その他目的達成に必要な事項	本町農業の課題は、作物・園芸・畜産のいずれの分野にも多くあり、それらの連携や指導はこうした指導協のような組織が必要であり、現に有効に機能している。	C	C	農業を取り巻く環境は、気候や市場の動向などによりめまぐるしく変化するため、関係機関の連携は、迅速な対応をとるためにも欠かせない。その体制維持のため、また本町の農業振興のためにも、町からの負担金は不可欠。
509	農林課	農産係	庄内町農業本気やる気プロジェクト支援事業補助金	農業の活性化を図り、農業を起点とした産出額の増大に資する。	農業経営と生産の規模拡大に意欲的に取り組む農業者等に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。	農作物は、その販売価格が市場の値動きに左右されるため、思うように所得向上に結びつかない。他の国県補助金と比して活用しやすいメリットはあるが、事業目的にある算出額増大、生産規模拡大という大前提と少々かけ離れた事業も見受けられるので、毎年7月ころに事業評価を検討会席上にて行っている。	B	B	平成29年度に評価様式の変更を検討している。園芸大国で機械導入が対象から外れたため、機械導入にあたってはこの事業を薦めていく。

510	農林課	農政企画係	庄内町農産物交流施設管理運営事業	庄内町農産物交流施設を道の駅第2ステージとして地域に根ざした活性化や、地域の課題解決に資する施設にステップアップする	・庄内町農産物交流施設(道の駅「しょうない」)の指定管理による維持管理 ・道の駅第2ステージとしての、高齢者向け野菜集配事業、観光案内ガイド ・農産物交流施設を利用し、食堂事業や地元農家がつくる安全安心な農産物を中心に販売事業により、農家所得の向上や購入者との交流、雇用の創出を図り、地域の活性化を目指す	施設は整備完了となったが、道の駅としての性格を併せ持つものであり、一層の工夫をした施設利用が求められる。指定管理者制度として管理運営をされており、地域と一体となった管理運営となるようにしていかなければならない。	B	B	指定管理の期間ごとに町が負担する指定管理委託料の上限を見直す計画である。
512	農林課	農政企画係	農業複合経営支援事業	複合経営農家の生産所得安定をは図る。	経年劣化により生産費、生産額が低下した施設の修繕費用に対して補助する。	園芸用ハウスの経年劣化により栽培していないハウスを修繕することで、栽培面積を増加し所得の安定を図る目的である。しかし、H28決算額は予算額にはるかに満たない実績。周知方法の問題なのか、他の要因があるのか、それとも実施不要の事業なのか、見極める必要あり。	F	C	H28～30年度までをひとつの区切りとし、一定の成果が得られれば廃止する。また取り組み方については、JAの協力を得ながら、所得拡大に向けて本事業を有効に活用してもらえよう、周知方法等を再度検討する。
513	農林課	農政企画係	地域おこし協力隊事業	人口減少や高齢化が進む本町において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住を図り、もって地域の活力維持及び地域の活性化に資すること	庄内町農産物交流施設を含む地域の活性化を図る活動	庄内町農産物交流施設を含む地域の活性化を図る活動については、積極的な実施がなされており、非常に有効的な制度と捉えている。定住して活動していただくためのサポートをしていく必要がある。	B	B	人口減少や高齢化が進む本町において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住を図り、もって地域の活力維持及び地域の活性化に資することは有効である。
514	農林課	農産係	米コンテスト開催事業	米の安定生産対策及び売れる米づくりに資する。	おいしい米のふる里としてをPRするための米コンテストの開催。	第11回となる今年は、おいしい米の里庄内町のより一層のPRと、「米コン」の価値をより高めるため、内容を変更して実施する。町民や関係団体で構成する実行委員会形式ではあるが、実質は行政主導の事業。より町民が加わった形での開催が望ましいし、可能性があると考ええる。	B	B	昨年第10回を一つの区切りとして内容の検討を行った。実際にその内容変更を今年実施するが、事業目標が得られる内容か、本町や全国の出品者が求めるコンテスト内容か、見極めていく必要がある。

515	農林課	農産係	庄内町産地パワーアップ事業費補助金	水田・畑作・野菜・果樹等の産地が、地域の営農戦略に基づいて実施する産地としての高収益化に向けた取組みを総合的に推進する。	土地利用型作物(水稻、大豆等)、果樹、施設野菜、露地野菜、施設花き、露地花きの栽培に係る農業用機械導入、生産資材の導入、付帯設備の整備等の事業を対象として補助を行う。	平成29年度においては1団体が本年度当事業を活用し、連作による土壌病害の改善を図るため、機械の導入を予定している。土壌を回復させ施設花きの栽培を拡大していく予定である。園芸大国やまがたで機械導入が対象から外れたため、機械導入にあたっては産地パワーアップを推進していきたい。	B	A	事業実施年度の翌年度に実施主体から状況報告をもらい、目標年度までに取組主体が目標達成を目指す事業。機械導入が園芸大国やまがたで対象とならないため、この事業を活用される方が増えると思われる。
516	農林課	農産係	庄内町花き振興会負担金	庄内町における花き栽培技術の向上と種苗センターの計画的利用、優良種苗の安定供給に資するとともに、花き振興と産地としてさらなる拡大を図ることを目的とする。	目的達成のため次に掲げる事業への負担金 (1) 先進地調査及び会員相互の技術向上対策に関する事 (2) 優良種苗の安定供給に関する事 (3) 花き産地としてのPR活動 (4) 若手生産者及び女性生産者の積極的な参加の推進 (5) 後継者の育成に関する事 (6) その他目的達成に必要な事項)	庄内町の多くの花き生産者で構成される本会は、目的達成、更には庄内町振興計画に掲げる「正解一の品質の花づくり」を目指し、多種多様な事業を展開している。ただ、連作障害などの病害問題が発生しており、その対策への取組強化が今後の課題。	B	B	庄内町花き振興計画では、平成30年の販売目標額を4.2億円(H25 3億円)、出荷本数を4,770千本(H25 3,456千本)としており、その目標達成には花き振興、栽培技術向上、若手育成、病害対策と安定供給に向けた、新たな工夫や取組が必要。そのためにも、町全体で「品質世界一」を目指す意味でも、拡充して計億していくべきである。
517	農林課	農産係	庄内町施設作物連作障害対策事業補助金	花き又は軟白ねぎを生産する園芸農家(以下「園芸農家」という。)の安定した経営及び所得の確保を図る。	土壌消毒を行い、土壌病害性連作障害による被害を抑制する園芸農家に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。	花き圃場における土壌伝染性病害フザリウムが、庄内地区、とりわけ庄内町内の圃場に多く発生し、花き(主にトルコギキョウ)生産量へ多大な影響を与えている。H28実績も予算額並みの需要があった事業だが、言い換えれば一向に被害が減らない現状。継続した対策が必要。	B	B	フザリウムの潜伏は4~5年といわれ、単年度の消毒のみでは病害解決に至ることは困難。圃場の状況やJA等からの情報をつかみながら、また庄内町農業指導連絡協議会での連作障害対策実証ほ場事業との連携を図りながら、現状にあった措置を今後も続けていく必要あり。
518	農林課	農産係	庄内町園芸大国やまがた産地育成支援事業	園芸作物の産地形成及び園芸産地の活性化を図る。	園芸大国やまがた産地育成支援事業実施要綱別表の事業を実施する団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。(H25~H28戦略的園芸産地拡大支援事業の後継事業)	県補助率4/12に加え、町が1/12以上上乘せすれば、県補助率はさらに1/12上乘せされる。本町は3/12上乘せしているため、県4/12+県1/12+町3/12=計8/12の補助率。補助率が以前よりも下がったが、活用者が増えるように、周知を図っていく。	A	A	実績値にもあるように、庄内町の花の数量及び販売額は増加している。東京、大阪等の花き市場にも多くの花を庄内町から出荷しているため、花き生産の規模拡大を図る事業主体の、補助事業に対する需要の増加が見込まれる。

519	農林課	農産係	庄内町農業生産環境保全助成事業補助金	庄内町における農業用使用済みプラスチック等の適正処理を実施した農家負担の軽減を図ると共に、不法投棄等の防止を図る。	農協と収集運搬及び最終処分の許可を有する業者との契約により、農協が庄内町の農家から回収した農業用使用済みプラスチック等の委託処理に要した経費に対し補助金を交付する。(1kg当たり3円の補助金を交付する。)	農業用使用済みプラスチック等の適正処理をすることで、環境保全への成果は得られている。ただし、農協と処分業者における委託処理経費への財政援助的な性質であること、また補助金交付に係る提出事務や書類量が多いことなど、課題もある。	C	B	農協が町内の農家から回収する農業用使用済みプラスチック等の委託処理に要する経費であるが、回収量の減少も含め、町が補助しない農協の自主的な取り組みへと変換していく必要がある。
520	農林課	農産係	野菜価格安定対策事業	活力ある園芸特産振興と農家所得の安定に資する。	対象とする作物の販売価格の0.5%を生産者と農協、町がそれぞれ拋出し、補給準備金として積み立て、補償基準価格を下回った生産者に交付する。	家経営の安定に資する上では必要不可欠であり、3年毎に実情に合わせて見直しを行っており、今後も継続実施していく。	D	B	現状でも3年毎に実情に合わせて見直しを行っている。
521	農林課	農産係	鳥獣被害防止対策費	本町の区域内において鳥獣による農林水産業に係る被害防止又は軽減並びに住民の生命、身体又は財産を守るため、庄内町鳥獣被害対策実施隊及び庄内町鳥獣被害防止対策協議会を設立。	実施隊及び協議会の活動経費として、賃金等を町で支出している。(なおH29は、町協議会へ直接交付される国庫補助「鳥獣被害防止対策総合交付金」を活用。)	近年県内において、これまで内陸で目撃の多かった鳥獣が庄内地域にまで広がっており、町内においても、鳥獣の目撃が多発している。情報収集に努め、追払いやわな設置を計画的に進めていきたい。	B	B	初年度ということで、組織体制の整備に重きを置いているが、今後はさらに農作物被害対策等に係る柵等の基盤整備や、町民の自助による農作物対策を促すための周知等を推進していきたい。
522	農林課	農産係	受精卵移植支援事業	優良繁殖和牛の増頭及び農業所得の向上を図る。	畜産農家が行う、全国農業協同組合連合会山形県本部から供給される優良血統の受精卵の移植事業に要した経費の一部を補助する。	平成22年度以降実績がないため、事業の必要性を精査し、事業を継続させるかどうか検討する。	D	B	平成22年度以降の実績がないことから、町内畜産経営の状況を踏まえ、事業を継続するかどうか検討する必要がある。予算規模は平成29年度から最低限度(1頭分=5千円)まで減額している。
523	農林課	農産係	家畜導入支援事業	農業経営を合理的に推進するとともに、農業所得の拡大を図る。	各農業協同組合長が一定の条件に基づき、町内畜産農家に対し導入資金の貸付を行う場合、各農業協同組合に対し無利子による資金の貸付を行う。	当事業は乳牛、肉牛、肉用繁殖牛それぞれの導入に対し、資金貸付をおこなうものであるが、肉牛導入への新規貸付は毎年一定の成果をあげ続けている一方で、乳牛および肉用繁殖牛においては近年新規貸付が行われていない。要望状況や家畜市場の相場を踏まえ、平成30年度以降の予算規模について検討する。	B	B	畜産経営の安定ないし規模拡大への支援にあたって欠かせない事業であると考えられる。

524	農林課	農産係	原種豚導入支援事業	日本一の銘柄豚の産地としての定着を目指し、優良種雄豚の導入を推進する。	養豚農家が導入した優良種豚の購入に要した経費の一部(豚価格の1/3)を補助する。	近年では年間3~4頭のペースで原種豚の導入が実施されているが、平成30年度以降に大幅な規模拡大を計画している養豚農家がいることから、原種豚の相場と農家の要望を踏まえ、予算規模を拡充させるかどうか検討しなくてはならない。	B	B	養豚経営の維持又は規模拡大のためには、原種豚の導入は不可欠であることから、本事業は今後も継続すべきであると考えられる。
525	農林課	農産係	畜産農家自衛防疫推進事業	畜産農家が実施する疾病を予防するための予防注射の接種を推進する。	養豚農家が実施した山形県家畜畜産物衛生指導協会事業又は庄内地区家畜畜産物衛生指導協会事業で、畜産農家が実施する予防接種事業に要した経費の一部を補助する。	新たなワクチンが開発された場合には、補助対象ワクチンの拡充を検討する。	B	B	ワクチン接種は畜産経営の安定化にとって必要不可欠であり、本事業は継続していくべきだと考えられる。
526	農林課	農産係	和牛繁殖雌牛増頭事業	優良繁殖和牛の増頭及び農業所得の向上を図る。	安定的に肥育もと牛を確保することにより、山形牛ブランド力の向上を図るため、経費の一部を補助する。	家畜市場価格の高騰により、和牛繁殖雌牛の導入が困難となっているうえに、和牛繁殖農家へ転向する酪農家が増えているため、事業費は増加傾向にある。今後、規模拡大を計画している和牛繁殖農家がいることから、本事業は継続させるべきだと考えられる。	B	B	高齢化を理由に肉用牛繁殖農家への転向を予定している酪農家もいるうえに、規模拡大を計画している和牛繁殖農家もいるため、今後も本事業は継続していくべきだと考えられる。
527	農林課	農産係	畜産物価格差補てん事業	生乳及び肉豚枝肉の価格変動に対処し、酪農家及び養豚農家の経営安定を図る。	1. 余目町農業協同組合又は庄内たがわ農業協同組合が行う生乳価格差補填事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。 2. 畜産協会と基本契約並びに年次契約を締結している養豚農家に対し、年度内契約頭数にかかる生産者負担額の一部を補助する。	近年、乳価は高値を維持しており今後も安定していくことが見込まれている一方で、肉豚価格は下落し続けることが予想されている。大幅な規模拡大を計画している町内養豚農家がいる中で、本事業の必要性は増していくと考えられる。	B	B	畜産農家の経営安定にとって欠かせない事業である。
528	農林課	農産係	放牧事業利用促進事業	酪農家等による放牧の促進を図る。	放牧場の利用許可を受けた酪農家等が、その放牧の許可を受けた牛を放牧場に搬送するために要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。	高齢化や後継者不足を理由とする廃業により、飼養頭数が減少するにつれて、放牧頭数も減少傾向にある。補助事業を継続するとともに、草地の適正な管理に努めて、放牧頭数の増加を図る。	D	B	放牧頭数の増加につながるように事業内容の変更を検討すべきだと考えられる。

529	農林課	農産係	放牧場管理運営事業	家畜の健全な育成、丈夫な骨格形成、安定的な生産能力の確保及び畜産農家の作業負担の軽減を図る。	適正な施設・草地の管理及び家畜の飼養を行う。	平成27年度より(一社)月山畜産振興公社へ指定管理委託を開始し、庄内広域育成牧場と一体的な管理・運営が実施されているが、平成32年度以降の放牧場の管理・運営については未だ方針が定まっていない。	E	B	平成27年度から開始した指定管理委託は期限を平成31年度までとしている。町内の畜産経営の状況を踏まえて、今後放牧事業を継続すべきかどうか、平成32年度以降の方針について早急に検討する必要がある。
530	農林課	農政企画係	需給調整推進対策事業	米の需給調整をはじめ、水田農業に関する事業を円滑に実施する。	需要に応じた米生産の推進に関する要領に基づき、米の需給調整を行う。	平成30年から国による生産数量目標の配分が廃止となり、生産者自らが判断して需給調整を行っていくこととなっているが、現状では困難なことから、当面の間、県が主体となって、生産の目安となる数量を市町村に示すこととなっている。平成30年以降も町農業再生協議会と方針作成者(主に農協)が主体となって農業者に主食用米の生産上限の目安の数字を示していくこととなる見込みであるが、財源である山形県米需給調整推進費補助金が継続されるかは不明である。	C	C	平成30年以降、行政の関与が全くなくなるわけではないが、行政主導の需給調整でなくなることは間違いないため、予算規模としては拡大することは考えられない。
531	農林課	農政企画係	直接支払推進事業	経営所得安定対策の円滑な推進を図る。	農業再生協議会に対して支援を行う。	平成30年(国からの生産調整配分廃止、米の直接支払交付金廃止)以降も経営所得安定対策推進事業は継続される見通しであるが、補助金額がどの程度見込めるか見通しが立たない。	B	B	補助金を財源として、適正な事務が執行できるよう事業を継続していく。
532	農林課	農政企画係	人・農地問題解決加速化支援事業	地域の中心となる経営体(個人、法人、集落営農)の確保や、地域の中心となる経営体への農地集積に必要な取組を支援することにより、農業の競争力・体質強化を図り、持続可能な農業を実現する。	各地区の農地の状況確認のための話し合いの開催と、町全体の農地のあり方についての検討会を開催する。	農地中間管理事業を活用した農地集積の推進と、耕作放棄地発生を未然に防止するための話し合いが行われているが、地区(集落住民)全体での話し合いを行うよう、今後も要請していく必要がある。また、平成24年度から属地主義での地区設定と計画を作成しなければいけなかったが、属人主義で計画を作成してきていたため、属地主義での計画に平成28、29年度で策定し直しているところである	B	C	補助金は年々減額される傾向にあり、必要に応じた適正な量、方法で事務を執行するようしていく必要がある。計画の見直し、公表がスムーズに行われるよう、計画書の様式、集約の方法を改善する。

533	農林課	農政企画係	生産性向上対策事業(町単事業)	庄内町の元気な農業づくりを応援するため。	生産調整関連活動を実施する農業協同組合に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。	平成30年(国からの生産調整配分廃止、米の直接支払交付金廃止)以降は、内容を見直し、生産性向上、体質強化につながる取組への支援に転換していく必要がある。	D	B	転作面積を対象とした面積払いでは、「捨てづくり」まで支援することになり、生産性向上、体質強化にはつながっていない。生産性向上、体質強化の取組に対して支援を行い、いわゆる「転作作物」の本作化を一層推進し、面積当たりの生産性、所得の向上に農業者自らが取り組むような誘導策になるよう、この補助金の目的を転換させていく必要がある。
534	農林課	農政企画係	青年就農給付金事業	農業生産の基盤を確保するとともに、農業者の減少と高齢化対策として、新規就農(青年就農)者に対し支援する。	国の補助事業を活用した青年就農給付事業を行う。	国の予算状況により支援の度合いが毎年変更となる。地域にあった農業施策が展開できるよう、各方面への働きかけが重要となる。	B	B	国の支援策を活用した給付金のため、現状のまま継続して事業を継続する必要がある。(H29からは、「農業次世代人材投資事業」に名称変更)
535	農林課	農政企画係	環境保全型農業直接支援対策費	環境問題に対する関心が高まる中、地球温暖化防止や生物多様性保全のため、環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者を支援する。	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づき、環境保全効果の高い営農活動に取り組んだ農業者団体等を支援する。	国の予算状況により交付単価が減額となる場合があるため、取組者に対する説明を十分に行う必要がある。また、地域にあった取組方法が展開できるよう、各方面への働きかけが重要である。	B	B	現状でおおむね良好に展開されているので、今後も同規模での継続が望まれる。
536	農林課	農政企画係	農地集積協力金事業	農業生産の基盤を確保するとともに、経営コスト削減のための農地集積に対し支援する。	国の補助事業を活用した農地集積協力金(地域集積協力金・経営転換協力金・耕作者集積協力金)給付事業を行う。	国の予算状況により支援の度合いが毎年変更となる。地域にあった農業施策が展開できるよう、各方面への働きかけが重要となる。	B	B	農業経営コスト削減のための農地集積化は必要である。国が目指す担い手への集積目標(約8割)は上回っているが、農業経営強化の条件としての集約化は継続して推進する必要がある。
537	農林課	農政企画係	経営体育成支援事業	経営規模の拡大、農産物の加工・流通・販売を通じた経営の多角化等、中心経営体等の育成・確保に関する目標を定めてその達成に取り組む場合に、目標達成に必要な農業用機械・施設等の導入を支援する。	経営の効率化を目的とした機械導入に対し、国の補助を受けて支援を行う。(補助率1/3)	国の予算状況により年々採択件数が減少している。国の農林水産業全体の予算確保が課題である。	B	B	国の施策のため、今後も継続して事業を実施していく必要がある。

538	農林課	農林水産係	おいしい米の里堆肥散布補助金	資源循環型農業及び環境保全型農業を実践し、おいしい米の里づくりの推進を図る。	庄内町堆肥生産センター又はJAあまるめオーガニックセンターあぐりんにおいて生産された堆肥を、水稲を作付するほ場に散布を行う組織に対して、散布堆肥の総重量に1トン当たり900円を乗じた額の補助金を交付する。	これまで堆肥散布量は安定的に推移してきたが、平成30年度以降の堆肥生産センターの運用方針は現在定まっておらず(平成29年度中に決定)、その方針次第では、本事業も大きく見直す必要が生じると思われる。堆肥生産センター管理運営事業と一体的に本事業の今後について検討しなくてはならない。	B	B	平成29年度中に、今後の庄内町堆肥生産センターの運用方針を定める予定であり、その検討結果次第では本事業も大きく見直される可能性がある。堆肥の需要状況等を踏まえて、堆肥生産センターの方針とあわせて本事業のあり方について慎重に検討する必要がある。
539	農林課	農林水産係	堆肥生産センター管理運営事業	堆肥を施用した特別栽培米の取り組みを拡大し、環境負荷の少ない環境保全型農業を推進する。	家庭からの生ゴミと畜糞、籾殻を利用して有機肥料を製造して農地に還元しリサイクルを推進することで、環境保全型農業の推進と資源循環社会の形成を目指す。	施設の老朽化に伴い、例年修繕に多額の経費を要している。大規模改修はせずに、優先順位を決めつつ修繕している。平成29年2月に生ごみを処理する機械が故障し、平成29年度中は生ごみ処理を休止しているうえ、民間企業でバイオマス事業の構想が進んでおり、今年度中に町内の生ごみの処理方法及び当施設のあり方について方針を定める必要がある。	D	B	耕畜連携や循環型資源活用による環境保全型農業を推進するべく、当事業をこれまで続けてきたが、設備故障により生ごみ処理が不可能となっている現在、今後多額の経費をかけて生ごみ処理設備を更新するか、生ごみを原料から外して堆肥生産を続けるか、堆肥生産センターを廃止するか、今後の施設運営の方針を定めなければならない。
541	農林課	農林水産係	中山間地域等直接支払事業	中山間地域等における耕作放棄の発生を防止し、多面的機能の確保を図る。	5年間継続して農業生産活動等を行う、集落協定への支援。 集落協定での交付金の使用内容としては、農道や用排水路など農業用施設の草刈りや泥上げなどの管理費用や共同での農業用機械の購入などに使用されている。	本町においても高齢化は深刻な問題であり、中山間地では更に高齢化が進んでいる。今後、人材不足により困難な状況も懸念されるが、事業の有効活用と共同活動による農業生産活動を継続し、広域化も含めた集落協定の構築も進めていく。	B	B	本事業は耕作放棄を防止するため、共同活動による農業用施設の維持管理等に有効に働いていると考えている。今後ともこの事業を活用し、農業生産活動を継続して行っていくとともに若手の人材育成が課題となってくる。
542	農林課	農林水産係	多面的機能支払交付金事業	農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理や農村環境の保全を行うことにより、多面的機能の発揮の促進を図る	地域の共同活動に係る支援、地域資源(農地、水路、農道等)の質的向上を図る共同活動を支援する。	過疎化・高齢化・混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあり、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担の増加も懸念されることから、負担の軽減が必要である。	B	B	本事業は78組織が対象となり、本町の農用地、水路、農道等の地域資源のほぼ全域を対象エリアとして保全管理や農村環境の保全を行っている。遊休農地等の発生を防止するため、この事業を活用し地域資源の保全管理を継続して行っていく必要がある。また、構造変化に対応した担い手の育成と確保、隣接集落との連携、広域的な活動の実施も考えながら事業を進めていく必要がある。
543	農林課	農林水産係	基幹水利施設管理事業負担金	老朽化に伴う機能低下が顕著な用水路の改修を行い、施設機能を回復し維持管理の軽減を図るとともに、地域農業の生産性向上と農業経営の安定化を図る。	県が管理する農業用排水施設の維持管理に係る費用の負担金	県営事業を活用した農業用排水施設の維持管理を行うことにより農業用排水の安定供給を図る。	B	B	県営事業を活用した農業用排水施設の維持管理を行うことにより農業用排水の安定供給を図る。

544	農林課	農林水産係	県営かんがい排水事業負担金	老朽化に伴う機能低下が顕著な用水路の改修を行い、施設機能を回復し維持管理の軽減を図るとともに、地域農業の生産性向上と農業経営の安定化を図る。	農業用用水施設の改修	農業用施設の老朽化は、今後も増加が見込まれるため、県営事業を活用した計画的な改修が必要である。	B	A	農業農村整備事業管理計画に基づき、老朽化に伴う機能低下が顕著な用水路の改修を計画的に行い、施設機能を回復し維持管理の軽減を図るとともに、地域農業の生産性向上と農業経営の安定化を図る。
545	農林課	農林水産係	県営農地整備事業負担金	本事業の実施により、維持管理労力の軽減とともに、地域内のほ場条件の均一化を図ることで、中心経営体の育成と農地集積の促進を図る。	土地の基盤整備。区画を拡大し農地の集団化及び面的集積、用排水路、農道の整備に対し支援。	事業要望地区において小区画水田、農道が狭小、水路が一部を除き土水路のため維持管理に苦慮している。また農業機械の大型化への対応や用排水路などの施設の維持管理に多大な労力を費やしており、担い手が農地利用集積を図るうえで阻害要因となっている。	B	A	本事業により生産基盤の条件を整えることで、農地集積の促進、農業生産を担う担い手の育成、効率的かつ安定的な農業経営を確立していく。
546	農林課	農林水産係	国営造成施設等管理体制整備推進協議会負担金	農業水利施設の持つ農業生産面以外の多面的機能の発揮や環境・安全に配慮した管理の複雑化・高度化への対応を行うため、施設を管理する土地改良区等の管理体制の整備を図る。	国営造成施設及び国営付帯県営造成施設を管理する土地改良区等の管理体制整備を図るため、多面的経費(農業外の雨水排水の受け入れ、防火用水等)に対し支援。	平成28年度に最上川下流地区が採択。町が事業実施主体となり、最上川下流地区管理体制整備推進協議会を設立し推進活動を実施している。	B	B	まだはっきりと示されていないが、平成30年度以降も継続見込みであり、県営事業を活用した推進活動の実施により、関係土地改良区及び県関係機関との連絡調整を密にし、管理体制整備を図るため、多面的経費(農業外の雨水排水の受け入れ、防火用水等)に対し支援する。
547	農林課	農林水産係	庄内町地元産材活用推進補助金	住宅建築分野における地元産木材の需要拡大を図り、森林資源の循環利用促進及び地元木材関連業界の活性化を図る。	県産木材を利用して住宅を新築する者に対し補助する。	県の同様の補助金や町の他事業と併用が可能である。新築が減少しているなかで当補助金の活用が伸び悩んでいる。	B	B	町内の木材関連業界の活性化を図りながら森林資源の循環利用を促す町単独の事業として欠かせない事業である。低迷していた林業が国をあげたさまざまな施策や県内での木質バイオマス発電所の稼働など上向きに向かうなかで町としても結果につながるように事業展開を考えていかななくてはならない。
548	農林課	農林水産係	庄内町木質ペレットストーブ等導入支援事業補助金	森林資源の有効活用を図り、森林の適切な整備及び保全に寄与する。	町内の住宅、事業所、農業用施設等にペレットストーブ、チップストーブ、薪ストーブを設置する者に対象経費の17%又は5万円のいずれか少ない額を補助する。	環境に良いという観点で興味を示し購入する人も増えてきているが、石油ストーブや電気ストーブと比較して導入自体にコストがかかる。	B	B	地球温暖化の悪化により環境に優しいものへ興味を持つ人が増えてきていることにあいまって、戦後に植えた木々が伐期を迎えているため有効活用を図るためにも補助金を活用した導入を促していきたい。
549	農林課	農林水産係	合板・製材生産性強化対策事業	地域産木材の競争力強化に向け、生産性向上等と体質強化を図るための合板・製材工場等の整備と原木の安定供給のための間伐材の生産及び路網整備等を一体的に推進する。	木材加工流通施設等整備 間伐材生産・路網整備等	町有林の間伐については、森林整備促進・林業等再生事業という補助事業を活用しながら行ってきたが、平成27年度で終了となったため、類似の本事業を活用することとした。	B	B	町有林の間伐については、民有林の間伐と同様に木材価格が低迷しているため、搬出した木材の売り払いだけでは、間伐の経費を賄うことができない。補助事業を活用し、一般財源を抑え町有林の健全な育成を図っていく。

550	農林課	農林水産係	庄内町森林整備地域活動支援交付金	木材価格の低迷、森林所有者の高齢化や不在村化等により森林施業が十分に行われない森林が発生するなど森林の有する多面的機能に支障をきたしかねない事態が生じている。このため森林経営計画を策定し計画的かつ適切な森林整備の推進を図る。	森林経営計画の策定や施業集約化の促進、森林境界の確認などの地域活動を行うものに交付金を交付する。	事業目的に記載のとおり、木材価格の低迷、森林所有者の高齢化や不在村化等により森林施業が十分に行われない森林が発生するなど森林の有する多面的機能に支障をきたしかねない事態が生じている。	B	B	木材価格の低迷、森林所有者の高齢化や不在村化等により森林施業が十分に行われない森林が発生するなど森林の有する多面的機能に支障をきたしかねない事態が生じている。このため森林経営計画を策定し計画的かつ適切な森林整備の推進を図るため、今後も継続して本事業を活用していく。
551	農林課	農林水産係	やまがた緑環境交付金事業	森林にふれあう機会を創出することで、森林の保護や森林機能の重要性を普及・啓発する。	やまがた緑環境税を財源に、協力団体等と連携して森林エリアを整備し、森林資源を活用し、森林体験・自然環境学習を目的とした各種体験事業を展開する。	森林について子どもたちに指導する有識者が高齢化している。町で団体の事務局を担いさまざまなイベントを実施し子どもたちに森林の重要性を伝えている。森林について親しみを持ち、身近にあふれていることを知り、子どもたちが将来興味を持つ1つの職業へとつながっていくような森林に触れる機会を作っていく。	B	B	県民税としてやまがた緑環境税が開始されてから今年で10年になる。しかし県で昨年行ったアンケート調査結果によると知っているも何に使われているのかわからないという人や、徴収されていること自体知らないという人もいる。交付金として各市町村に交付され、地域性などによって多種多様に事業が展開できることから、庄内町に合った事業を実施しながらみどり環境税の周知を徹底していく。
552	農林課	農林水産係	里山林整備事業業務委託料	やまがた緑環境交付金を活用し、森林景観整備又は人と動物との共存林の森林整備を実施し、里山林の再生を図る。	所有者による手入れがされず、幹線道路沿いの荒廃した森林を整備を行う。	森林所有者が高齢化している、また相続しても場所が分からない、県外にいるなど森林を所有していても所有者や委託による整備のされていない森林が多い。環境税を活用して幹線道路沿いや人の集まる観光地周辺の森林整備を行わなければ森林の荒廃が進んでしまう。	B	B	今後も県の交付金を活用しながら、地元住民の要望を反映し、また景観育成に向けた働きかけを行うことで幹線道路沿いや観光地周辺の景観を守っていく。
553	農林課	農林水産係	庄内町間伐実施推進事業補助金	公益的機能の高い健全な森林の育成と林業労働力の確保及び間伐材の利用促進による中山間地域の経済の活性化を図る。	間伐の実施及び間伐作業道の整備を行うものに対し、補助金を交付する。	木材価格の低迷により補助事業なしには、間伐材の売り払い収入だけでは、森林所有者に収入を分配することができない。逆に費用負担が発生してしまう。そのため補助事業を活用し、少しでも森林所有者に分配できるようにし、森林整備への意欲の低下を防がなくてはならない。	B	B	今後も国の補助事業を活用しながら、庄内町特定間伐等促進計画に基づき、計画的に私有林の間伐を行うことで、森林所有者の森林整備の意欲の低下を防ぎ、健全な森林育成の推進を図る。
554	農林課	農林水産係	林道保全管理事業委託料	林道及び林道隣接地の保全。	林道5路線(立川線、興屋線、小倉山線、白山沢線、科沢西山線)の道路機能維持確認作業と草刈り、路面整備等を行う。	林道のほとんどが砂利道のため、ひとたび豪雨に見舞われると路面が洗掘され通行に支障が出てしまう。路面排水材の設置や泥上げなどの日常管理を適正に行っていく必要がある。	B	B	林道の通常の維持管理業務であり、当然町とするべき事業である。通行者の支障となることが無いようにすることや災害を未然に防止するためにも、林道の的確な状況把握に努め、その時の状況に合わせ予算計上をするべきである。

555	農林課	農林水産係	森林管理巡視業務委託料	森林の巡視及び調査業務、啓蒙普及活動業務を委託する。	・森林の巡視業務…山地災害危険箇所、林道治山施設危険箇所等の報告 ・森林の調査業務…間伐等森林整備箇所の調査、森林病害虫の調査 ・啓蒙普及活動…間伐未整備林の整備促進	森林巡視の際、町管理林道において倒木があった場合には見つけ次第報告をうけている。林道によっては通行が多いところもあるためすぐに倒木を取り除くことで通行の妨げにならないよう維持管理へつながっている。	B	B	大雨や台風などの異常気象があった際に危険箇所がないか把握することは当然町ですべき事業である。また、森林所有者が高齢化していたり町外や県外へ出ていて所在さえもわからない場合も増えてきている。森林病害虫については瞬く間に被害が広がる可能性があり、また間伐等の整備については多くの木が伐期を迎えていることもあり適切な処理が求められている。今後とも森林組合と協力をしながら森林の状況把握に努めていかなければならない。
556	農林課	農林水産係	森林病害虫等防除事業委託料	特定ナラ林において、カシノナガキクイムシによる被害の蔓延を防止する。	菌の繁殖を抑えることによりミズナラ等の枯死を予防する、予防薬剤の注入を委託する。	北月山荘からキャンプ場までの道路周辺及び鶴巻池散策路周辺を特定ナラ林に選定し予防することで、景観を守ることにつながっている。周辺一帯は自然を満喫できる宿泊場所として町内外より年間16,000人の利用者があるため今後も予防が必要である。	B	B	予防を行っている特定ナラ林において過去には被害が発見されていたが例年の予防により現在は被害が見られずキャンプ場や散策路としての景観が保たれている。昨年度に策定したH28～H31の3ヶ年の特定ナラ林保全個別計画書に沿って今後も防除を継続していく。
557	農林課	農林水産係	庄内町水産業関係団体補助金	水産業の振興発展を図るため、水産業団体へ補助を行う。	水産業団体は、サケやアユなどの放流やカワウ被害の調査など水産業に資する活動を行っている。	施設の老朽化や組合員の高齢化などによる脱退のため組合員数が減少し、事業を行っていくことが年々厳しくなっている。	B	B	サケやアユなどの放流、カワウなどの鳥獣害対策など水産業団体の活動は、自らの利益のみならず公益性が高いと考える。そもそも放流事業などは行政でやるべきことと考えられなくもないし、実際行政において行っている自治体もある。こうしたことからこの事業は継続して行っていきたいし、カワウなどの鳥獣害の被害が拡大し、対策の費用が増加すれば、拡充も視野にいれていかなければならない。
558	農林課	農林水産係	庄内町淡水魚養殖施設指定管理者委託料	淡水魚を養殖し、販売することにより、水産業の振興に資するとともに、地域特産品としてブランド化し、地域振興に資する。	淡水魚の養殖。 淡水魚の販売。 イベント等に参加し、イワナの掴みどりやイワナの塩焼きを提供する。	最終的には、指定管理委託料が無くても自主運営していくことが目標ではあるが、今現在そこまでは至っていない。北月山荘での消費だけでは数量に限界があり、加工品の開発や県内、県外への販路拡大を行わなければ、採算がとれるまでの出荷数量には至らない。しかしながらそこまで活動する人手が足りていないのが現状である。今後若手の人材育成が必要と考えている。	B	B	「現状のまま継続」としているが、出荷数については加工品の開発や県内、県外への販路拡大を行い増やしていき、指定管理委託料については減らしていき、最終的には自主運営を目標とする。 また、若手の人材を発掘し、育成していきたいと考えている。淡水魚の養殖については、今後とも継続していき水産業の振興、地域の振興に貢献したいと考えている。
559	農林課	農林水産係	農業用施設災害復旧費	農業用施設で発生した災害の速やかな復旧を図り、もって公共の福祉を確保する。	被災箇所の確認、調査、報告、写真撮影、測量、設計を行い、国の補助基準を満たす場合は、査定設計書を作成し、査定を経て災害復旧工事を実施する。	本来技術職が配置されていることが望ましいのだが、災害はいつ発生するか分からないため、配置されていないのが現状である。このような現状のため技術の継承がなされていないことが課題である。	B	B	災害が発生した場合は、補助事業に該当するものは、補助事業を活用し、該当しないものは単独事業として速やかに対応する必要がある。

560	農林課	農林水産係	林業施設災害復旧費	林業施設で発生した災害の速やかな復旧を図り、もって公共の福祉を確保する。	被災箇所の確認、調査、報告、写真撮影、測量、設計を行い、国の補助基準を満たす場合は、査定設計書を作成し、査定を経て災害復旧工事を実施する。	本来技術職が配置されていることが望ましいのだが、災害はいつ発生するか分からないため、配置されていないのが現状である。このような現状のため技術の継承がなされていないことが課題である。	B	B	災害が発生した場合は、補助事業に該当するものは、補助事業を活用し、該当しないものは単独事業として速やかに対応する必要がある。
602	商工観光課	観光物産係	カートソレイユ最上川管理事業	健全なレクリエーションの振興と健康増進を図る。また、施設及び庄内町の認知度向上と誘客拡大を図る。	施設の維持管理、レンタルカート業務、カート及びミニバイクの各種大会の開催、イベントにおけるコインバッテリーカーの出張営業等を指定管理者である余目カートクラブソレイユへ委託。	近年のモータースポーツの低迷で厳しい状況が続いている。施設も更新時期を迎えていることから、今後は大規模改修による多額の費用がかさむことが予測される。また、管理・運営の面でも担い手の後継者確保が課題となっている。今後は生き残りをかけた攻めの経営戦略支援が必要である。	D	C	モータースポーツの人気低迷や世界的な環境配慮の流れから産業全体が苦戦を強いられている。また、本事業は設備投資が莫大であり、持続的な運営のためには強靱な経営体力が継続して必要となってくる。以上のことから本事業は、将来の町の財政危機を見据えるとともに、常に大きなリスクを抱えてことに留意すべきである。また公的資本の過剰投入は市場原理を阻害するだけでなく、指定管理者制度によるサービス向上性を妨げかねない。そのため今一度、経済性・効率性・有効性の3Eの観点から事業細部まで見直しを図る必要がある。その上で差別化戦略としての事業展開、具体的にはレンタルカート大会開催へ特化することや観光事業との連携による相乗効果を狙っていくべきである。
604	商工観光課	立川地域観光振興係	北月山荘等管理事業	北月山自然景観交流施設と南部山村広場の管理運営を行い、立谷沢川流域における観光交流人口の拡大を図ることを目的とする。	北月山自然景観交流施設(月の沢温泉北月山荘・北月山ロッジ・北月山ケビン等)と南部山村広場の管理運営	北月山荘(南部山村広場含む)周辺を一体的な管理のもと活用し、地域おこし協力隊の活動も絡めながら、賑わい化と地域活性化・観光交流人口の拡大を図っている。ケビンは利用者が少ないことや老朽化が進んでいることから、維持経費を考えると今後休止も検討していく必要がある。	D	B	今後も北月山荘(南部山村広場含む)周辺の賑わい化と地域活性化・観光交流人口の拡大を目指していくが、利用者が少なかったり老朽化が進んでいる施設は、維持管理経費等を考慮し、休止・廃止を検討していく。
605	商工観光課	観光物産係	温泉施設管理事業	まちなか温泉を管理し、町民の健康と生きがいづくり、中心市街地の活性化及び地域の雇用創出を図る。	指定管理者と締結した基本協定書をベースに、施設管理を行う。	平成26年10月のオープン後まもないが、温泉という特殊性の面から機器に不具合が発生したり、稼働して初めて見えてくる課題にその都度対応している。今後も利用者のニーズに合わせた改修や源泉維持費用の発生が想定される。	B	C	大規模な修繕や設備更新については耐用年数等を加味し、計画を立てておくことが必要。また、その都度発生する改修については、利用者に不便を来さぬよう、指定管理者と協議の上、対応していく。
606	商工観光課	立川地域観光振興係	立川地域振興事業費	立川地域の地域資源を活用した観光振興に取り組み、交流人口の拡大と経済効果の創出、定住人口の促進を目的とする。	清川歴史公園構想(第I期)の関所かまへの復元に関する基本設計や立谷沢川流域秋の味覚マラソン(月山龍神マラソン)実行委員会への助成金など。	清川歴史公園整備事業について、H28基本設計、H29測量・実施設計、H30工事を予定している。また、月山龍神マラソンと月山ジオパーク構想へ負担金を支出している。清川歴史公園整備事業は、完成後の管理運営体制など調整していく。月山龍神マラソンは、2年目を迎え昨年度の反省を踏まえ事業を実施する。月山ジオパーク構想は、平成30年度再申請を目指し、活動していく。	A	A	清川歴史公園(第一期)整備事業は、H28基本設計、H29測量・実施設計、H30工事を予定しているため、H30年度までは、事業費が増となる(H31年度以降は、管理運営費)。月山龍神マラソンは、2年目を迎え昨年度の反省を踏まえ事業を実施する。また、月山ジオパーク構想は、H28年度認定見送りとなっており、H30年度再申請を目指し、活動していく。どちらも今後同程度の予算措置を予定している。

607	商工観光課	立川地域観光振興係	地域おこし協力隊事業費	都市圏域等の住民を受け入れ、地域おこし協力活動をしていただき、北月山荘とその周辺の賑わい化と地域の活性化を図ることを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の様々な交流活動に積極的に参加し、北月山荘を拠点とした誘客事業の企画や管内施設と連携した交流人口拡大事業の企画 ・月山登山やトレッキング、ジオツアー等のガイド業務 ・砂金堀りや山遊び・川遊び体験等のインタープリター業務 ・ブログ等による隊員の活動や北月山荘の情報発信及び活動誌の作成 ・特産品の開発と各種物産展売店販売や新たな販売促進の仕組みづくり 	H28.6月から1名、10月から1名の計2名が、地域行事に参加したり、自主事業を開催するなど活動をしている。地域おこし協力隊の任期は最長3年間となっているが、先進地事例なども参考に活動に対してあまり行政主導とならないようにしている。外部の視点による「気づき」を通じて地域資源の掘り起こし、最終的には地域への定住につながればと考えている。	A	A	外部の視点による「気づき」を通じて地域の資源を掘り起こしたり、都市部の若者による町内移住促進にも寄与することから、当課に限らず町として複数人採用していくことも考えられる。
608	商工観光課	商工労働係	立川地域街路灯維持管理事業	夜間における道路・交通状況を把握するため設置されている街路灯について、事故無く機能させることを目的とする。	立川地域に設置されている街路灯253基に係る用地確保・保守点検(1回/年)及びそれらの費用負担を、うち町管理分40基については、電気料の支払いや修繕を行っている。また、自治会から撤去要望があった場合については撤去を行っている。	H29/4/1現在、立川地域に250基の街路灯が設置されている。旧立川町時代に町が設置した街路灯であることから、町管理分40基以外の集落管理分210基についても町で借地および保守点検の手続き・費用負担を行っており、余目地域の街路用とは取扱いが異なっている。	D	B	街路灯設置後20年以上が経過し、経年化が懸念される。また、LED防犯灯が普及し、中長期的視点では置換によって自治体の負担が軽くなることも考えられるため、今年度、関係者の意見を聞いたうえで事業の方向性を検討したい。また、既存街路灯の撤去にあたってはその財源確保と効率的執行をいかに進めるかが課題。
609	商工観光課	新エネルギー係	風車村管理運営事業	次世代エネルギーパークの拠点施設として、エネルギーについて子どもから大人まで楽しみながら学び地球環境について考える情報発信施設を目指す。	普及啓発として、風力発電や自然エネルギー・地球温暖化対策に関する映像の放映、風の資料展示室における町の風車の歴史を始め風や風力発電にまつわる展示物等の展示・風やエネルギーに関する様々な体験コーナーや遊具の配置、視察や見学の受入れ等。	遊具を含む施設の老朽化により維持修繕費が年々嵩んできている。交流人口を増やすために、遊具・バッテリーカーの更新・施設内の展示部分の見直しなどにより、全面的なリニューアルが望ましいと思われる。	D	B	現予算内でできるイベント等の新規立ち上げ、遊休施設の活用など小さな改革は行ってきたが、施設の老朽化及び来客数の増加の抜本的な解決にはつながっていない。安全面からも施設の改修は行わなければいけない時期であり、体制も含め大規模な改革が必要だと考える。
611	商工観光課	新エネルギー係	新エネルギー推進事業	第三次新エネルギー総合利用計画の実現に向けた諮問機関として、委員会を開催し有識者や地元住民の意見等を取り入れながら新エネルギーの普及を図る。	第三次新エネルギー総合利用計画の実現に向け、新エネルギーを活かした町づくりについて調査審議させるための庄内町新エネルギー推進委員会の開催や、新エネルギーの普及及び啓発。	固定価格買取制度の影響により町内に様々な種類の再生可能エネルギーの計画が急ピッチに進んでいる。地域活性化の切り口となる展開を図るためにも、課題等を新エネルギー推進委員会などに諮りながら事業の実施または、民間事業のサポートをしながら再生可能エネルギーの普及に努めたい。	B	B	庄内町の新エネルギー事業は町をあげての重点事業であるため、新エネルギー総合利用計画及び農山漁村再生エネルギー基本計画に基づき、民間の活力を活用し、官民一体として町の新エネルギー事業を推進していく。ただし、国や電力の施策方針の変更の影響を受けやすいため、町としては事業進捗に向け、民間と国・県等との調整を図っていく。

612	商工観光課	新エネルギー係	小中学校省エネチャレンジ事業	風力発電によって得られた、クリーンなエネルギーを無駄なく効果的に使うため、地域の方々から省エネルギー活動を実践してもらい地球温暖化対策と環境にやさしい町づくりを推進する。	小中学校での省エネルギー活動の実践による環境教育として小中学校省エネチャレンジ事業を実施している。	児童生徒が自ら電気、水道使用量の削減目標を設定し、アイデアを凝らした創意工夫より省エネルギー活動の実践を行っている。省エネルギー活動の大切さを、児童生徒に学んでもらうため、ガスの削減目標を追加設定するなど、創意工夫が必要と考えられる。	B	B	これまでは一定基準を設け、目標達成校に対し上乘せする形で報奨金を進呈していたが、節電及び節水にも限界があるとの現場からの声があったことから、基準を見直し現状維持を目標に取り組んでいる。本事業は希望校にゴーヤの苗を配布しグリーンカーテン事業と併せて推進しているため、事業の継続性は必要であると考えられる。
613	商工観光課	新エネルギー係	庄内町町民節電所事業	風力発電によって得られた、クリーンなエネルギーを無駄なく効果的に使うため、地域の方々から省エネルギー活動を実践してもらい地球温暖化対策と環境にやさしい町づくりを推進する。	家庭における省エネルギー活動の実践による地球温暖化防止対策として町民節電所事業を実施している。	災以降は電力供給の問題から省エネルギー活動への関心が高まっている。長期に渡り実施している事業であることから、現状よりも電気の削減幅が少なくて着ているため、庄内町町民節電所事業への参加世帯数は年々減少傾向にある。	B	B	庄内町町民節電所へ幅広い方からより多く参加して貰えるよう、創意工夫をこなし庄内町民節電所を開催している。ただ、庄内町町民節電所は、今年で14年目を迎えており、参加者にこれ以上の節電成果を求めることは難しいと考えられるため、節電項目や集計方法、算出方法の見直しなど、新たな手法を取り入れた上での庄内町町民節電所事業の継続が必要と考えられる。
614	商工観光課	商工労働係	企業福祉事業	町内企業の相互連携により交流・研修・福利厚生事業を推進し、企業の安定的発展及び労働者福祉の充実を図る。	庄内町企業同友会が実施する事業に要する経費に対して企業福祉事業負担金を支出する。	企業の移転や閉鎖等による会員数の減少傾向にある。また、事業への参加企業も固定化の傾向にあり、多くの企業・従業員の参加に向けた工夫が求められる。企業経営者は、立場上多く複数の役職を兼務していることが多いため、役員を選任が困難になりつつある。	B	B	事業への参加企業が固定化の傾向にあり、多くの企業・従業員の参加に向けた工夫が求められる。また、企業経営者は、立場上多く複数の役職を兼務していることが多く、役員を選任が困難になりつつあるため、負担軽減について検討が必要。
615	商工観光課	商工労働係	庄内町勤労者生活安定資金貸付金	未組織労働者または貸付共済制度を有しない企業に働く勤労者に対し、低利の生活資金を融資するとともに年額保証料について補給金を交付することにより、勤労者の経済的負担を軽減し、生活の安定および福祉の向上を図ることを目的とする。	町が東北労働金庫に対し、生活安定資金融資原資を預託し、対象者に協調融資を行う(融資限度額150万円/人、融資期間7年間)。また、この融資を受け、日本労働者信用基金協会(日信協)から信用保証を受けた場合、その年額保証料の軽減分を日信協に補給金として支出する。	利用件数・融資額ともに低調な状態が続く。生活安定資金融資制度の周知・浸透、融資条件が一律であることによる利用者の利便性向上について検討が必要。	B	B	東北労働金庫との協議により、平成28年度から自動車・教育・福祉・生活資金の融資区分・融資条件を設定し利便性の向上を図っているが、当面はその効果を検証する期間としたい。また、利用の拡大に向けた取組みとして、融資実行機関である東北労働金庫に対して制度のPR強化を働きかける。
616	商工観光課	商工労働係	先端的建築設計拠点化事業	先端的建築設計手法であるBuilding Information Modelingに係る技術者育成と拠点化を推進することで、地域外からの取流入を促進するとともに安定した雇用と収入が期待できる「しごと」と高度な知識と技術を有する「ひと」を創出し、地元への就職やUIターン希望者の定着を目指すもの	委託先企業のBIM拠点化に向けた人材育成及び業務体制確立への取組に対して、平成29年度までの早急かつ短期集中の直接的支援を行うとともに、事業化や拠点化推進のために関係企業等との情報交換を開催するなど、環境整備・与信による受注開拓への協力、情報発信や理解醸成に向けた取組みなどの側面支援を行う。	建設業界におけるBIM普及が想定以上に進まない状況の背景には、施主のBIM化予算の理解、事例の不足がある。また、全国的に建築・設計人材が不足しており、建築プロジェクトとBIM化の橋渡し役を担う人材が足りない。	D	C	BIM事業の販路開拓・事業安定化による雇用の維持・拡大を図るため、また、本町が地方創生事業としてBIMによる建築設計の拠点化を推進し、新たな産業と雇用の創出に取り組んでいることを広くPRするため、一層の普及に向けた取組みを検討し実施する必要がある。

617	商工観光課	商工労働係	労働対策事業	ハローワークや県等関係機関との連携・雇用対策事業への参加・協力、内職相談、町民、若者、UIJターナー者の就労支援等を通じて雇用の創出・確保を図る。	雇用産業活性化支援員を配置し、事業への参加協力、求人情報の提供や就職相談を行う。	人口の減少と雇用情勢の改善により、特に新卒・若者の求人倍率が高止まりしている。一方で、職種のミスマッチが起き、働き手の確保が困難となっている業種・事業者も多い。地域活力を維持するためには、域外への流出率を抑制し、地域内への定着と企業の人材確保に取り組む必要がある。	B	B	雇用産業活性化支援員については、業務を通じて地域の雇用情勢に通じ、ノウハウが蓄積されているため、継続配置をしていきたい。 一方、地域産業の人材確保と若者の定着、政府が掲げる一億総活躍社会の一翼を担うためにも雇用対策の重要性は増してきている。現在の事業のふりかえりと効果的な取り組みを検討し、地域活力の維持・増進に貢献したい。
618	商工観光課	新エネルギー係	農林漁業体験実習館運営事業	体験学習を通じて自然と農業に対する理解と親しみを深めるを目的とし、H23より実習館が宿泊可能となったことから施設の有効活用を図る。	各保育園及び余目・立川子育て支援センター等町内施設への体験農園の貸し出し、農林漁業体験実習館の宿泊及び貸し出し、そば道楽の会協力によるそば打ち体験の開催、ラベンダー畑、ブルーベリー農園及び風車村全体の草取り等による維持管理。	風車村活性化のため、ラベンダーの追加植栽、芝桜の植付、体験農園の貸し出しを増やしたが、管理面積の増加により、草取り、草刈り及び芝刈りなど、日常的な維持管理に手が行き届かなくなった。シルバー人材センターも人手不足のため、適切な時期に農作業を行えなかった。	D	B	農林漁業体験実習館を含む風車村は、ラベンダー畑やブルーベリー農園などを有する庄内町の中でも有数の観光スポットである。特にラベンダーの摘み取り体験には多くの方より体験していただいた。ラベンダーの増殖、芝桜の植栽、体験農園の拡充などにより農園面積が増加する一方、草取り、草刈り、芝刈りなど農園の農作業をシルバー人材センターに委託しているが、必要な時期に必要な人数を確保できないため、現状では適正な維持管理が困難になりつつある。今後はシルバーの都合で農作業を行うのではなく、常に適正な維持管理を行えるよう、今後は園芸業者などに一括管理を委託することが望ましい。
620	商工観光課	商工労働係	商工観光総務事業	本町の商工業・観光の振興、中心市街地の活性化、農業の6次産業化・企業誘致・消費者行政の推進のため必要とされる庶務的な管理を行う。	各種消耗品、当課所管車両の維持・管理等事業を行うために必要な物品の調達、手続き、経費の支出を行う。	消耗品や車両の適正な調達、管理及び支出を行う。	B	C	今年度については、老朽化した車両の更新(リース)、リースアップ車両の購入を行ったため、前年度よりも増額となった。来年度以降は、大きな変化の見込はないため減額の見込である。
621	商工観光課	商工労働係	起業家応援事業	創業希望者に対する支援を通じて町内における新たな事業創出を促進し、地域産業の振興・活力維持と新陳代謝を図る。	意欲ある起業家に対し、開業に係る以下の支援を行う。 ①庄内町に起業するものが対象となる資金を借り入れた場合、借入れから3カ年分の利子相当額の2分の1以内の額を一括して支援 ②空き店舗を賃借し改装する場合、内装工事等の経費の2分の1以内の額を支援	年度によって起業件数の増減がある。創業希望者の掘起こしが課題。	D	B	当係は、商工会事務室において業務を行っており、創業者支援の連携体制はできているが、庄内町創業支援事業計画に基づき、ワンストップ窓口の設置とそのPR、認定連携創業事業者たる庄内町商工会や地域の金融機関と連携しながら、創業希望者の相談、事業計画の策定から創業、開業後の経営支援まで段階・業種に応じたきめ細やかな支援を行っていく。起業家応援補助金については、創業時の負担を軽減し、早期の経営安定のために効果的な支援策であるため、今後も継続する。

622	商工観光課	商工労働係	商工業振興支援事業	町内商工業事業者又はその後継者の育成により、経営の持続化、安定化並びに町内商工業の振興を図るもの。	庄内町商工会青年部が行う事業に対してその経費を支援するもの。	補助事業者は、大きく分けて①婚活事業、②農商工連携事業、③青年部フェアの3事業に取り組んでいる。 このうち、①婚活事業は、部員のネットワークをいかした多方面への参加呼びかけや企画の工夫により実施。 ②農商工連携事業では、JAあまらめ青年部と連携し、地元農産物や地域資源を活用した企画・商品化を行っている。	B	B	経営者の高齢化が進み、事業承継が全国的な課題となっている中、後継者育成の支援は継続して行う必要がある。 今後は、経営者としての資質向上のために切磋琢磨できるよう働きかけていきたい。
623	商工観光課	商工労働係	庄内町商店街活性化キャンペーン事業助成金	町内の既存商店街からの購買志向を高め、商店街活性化と振興を図る。	・協同組合ギフト庄内町によるプレミアム付商品券販売事業 ・庄内町商工会ハッピーシール部会による企画事業(年度により、事業内容が異なる場合がある。)	プレミアム商品券事業については長期化しており、事業が定着している一方で事業の効果や今後の展望が明確化されていないため、加盟店内での方向性の検討及び事業目的の整理が必要である。	D	B	※予算見込額は2%のシーリングをふまえた額としている 協働組合ギフト庄内町、ハッピーシール部会ともに近年加盟店が減少傾向にあることから、現在の加盟店数を維持しながら、新規顧客の確保や誘客効果を高める魅力的な商店づくりのために、より効果的な事業展開を期待する。
624	商工観光課	商工労働係	中小企業等人材育成事業	町内中小企業の経営力及び技術力の向上を図るため、若手の人材に研修を受講させる中小企業者又は大工、左官等の建設従事者の後継者育成を支援する。	40歳未満の者が受講する研修等の費用に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。	28FY交付要綱では「匠工」や対象となる研修受講者について、整理を行った。	D	B	中小企業者人材育成事業については、受講費・教材費等対象経費を限定し、分かりやすくすることで、より多くの事業所に活用していただくとともに事務処理の軽減を図る。
625	商工観光課	商工労働係	工業振興対策事業	①中小企業等が共同で行う受注開拓や技術向上等の活動支援や、②町内企業の育成と企業立地を促進するため助成金等の交付により町内製造業の振興を図る。	①商工業振興支援事業補助金に基づく中小企業グループの活動に要する事業費の支援 ②企業振興条例に基づき、町内に工場等を新設、移設又は拡充を行う場合に、助成金交付や用地等のあっせん、整地・道路工事等への協力を行う。	国内の景気は回復基調にあるものの、その果実は大都市圏及び一部大企業に限定され、地方における実感は薄い。町内製造業は業種による濃淡はあるものの、足元は堅調に推移しているが景気の先行きや働き手不足などのリスクによって強い不透明感を感じている企業が多い。	E	B	受注支援活動への継続的支援は必要であるが、町内製造事業所が下請け体質から抜け出すための意欲をいかに引き出すか施策の検討が必要。 そのため、国・県の支援策の紹介や申請支援、支援機関や公設試等との連携についても必要に応じて行っていく。 予算額については企業振興奨励金の件数・規模に依存するため、将来の見込が立てづらい。
626	商工観光課	商工労働係	商工金融対策事業	円滑な資金調達による商工業者の経営基盤の強化を図る。	①山形県商工業振興資金の借入者が山形県信用保証協会の保証を受けた場合、保証料の軽減分を補給金として支出する。(山形県信用保証協会保証料補給制度) ②山形県商工業振興資金のうち対象となる資金について、融資実行から3年の間に支払った利子の1/2を補助する。(商工業振興資金利子補給制度)	有利な資金を有効に活用し、経営力の強化を図ることを目的としているが、近年の経済状況などから、運転資金へに活用が中心となっており、設備や新事業、異分野参入など前向き投資に活用されるケースは少ない。	D	C	利子補給補助金については、他自治体と比較して対象となる資金の種類が非常に多く、また、後ろ向き資金や単なる運転資金も対象となっていることから、バラマキ的要素が強い。景気が回復基調にある中、新分野への参入や新商品の開発、販路拡大などに向けた事業資金や設備投資などの前向きな資金に限定することで、意欲を持って積極的に取り組む事業者に対する支援制度に改善・見直しをかけたたい。

627	商工観光課	商工労働係	庄内町一店逸品運動推進事業補助金	個性と魅力ある個店並びに商店街づくりを通じて本町商業の活性化を目指すもの。	庄内町一店逸品研究会が、⑤の事業目的を達成するために行う「一店逸品運動」について、予算の範囲内で町が補助金を交付する。具体的な活動としては、逸品研究会の開催、参加店の個別指導、セミナー開催、逸品カタログ作製、地元タウン誌への情報掲載、消費者交流事業、逸品フェア開催、先進地視察など。	事業開始から10年以上経過し、カタログ作成やPR活動の継続によって地域に定着しているほか、講師を招いてのマーケティング講座を開催するなど顧客獲得及び顧客に認知される商店街づくりを行った。今後は、参加店の拡大に努めつつ、自主的運営に取り組む体制づくりを通して、町内の更なる賑わい創出に寄与する活動が求められる。	D	B	29FYにおいて一店逸品の活動を大きく見直す予定。今後の展開によっては新たな支援策が必要となる可能性あり。取り組み内容の見直しを行い、平成30年度に向け自主的運営に取り組む体制づくりを行う。
628	商工観光課	商工労働係	庄内町食を活用した賑わい創出事業補助金	本町の強みである「飲食業」等の振興を通じて、交流人口の拡大および継続的な誘客、事業者の意欲喚起につなげることで、町内の賑わいを創出することを目的とする。	庄内町商工会が行う「食を活用した賑わい創出事業」について、予算の範囲内において町が補助金を交付する。商工会が行う具体的な活動としては、飲食店スタンプラリー「たべぶら」、たべぶらパスポートの作成・発行、町内外に向けた情報発信、検討会議の開催など。	町からの補助金事業としては3年目ではあるが、たべぶら事業自体は5年目であることから、一定の定着が見られる。新たに常連向けのスタンプ特典を導入し好評だったが、まだ参加店の意識自体は低く、積極的な企画提案や事業運営への参加が課題。	D	B	「たべぶらパスポート」がスタンプラリー形式ということもあり、参加者の95%以上が庄内地域となっている。このため、平成24年度から2年間の委託事業を含む4カ年の事業で、庄内地域に対しては町内飲食店の充実度をPRできたものとする。今後、人口減少や購買力減退に伴い、経営環境が厳しくなることが予想される中、事業を継続するには、地域の外から消費を呼込む、地元農産物を活用したメニューで経済効果を拡大するなど、事業の見直しが必要。そのためには、参加店舗の主体的取組みが必要不可欠であり、事務局である商工会のリードに負うところが大きいものとする。
629	商工観光課	商工労働係	庄内町中心市街地まちづくり協議会助成金	まちづくりにおけるリーダーの育成、空き店舗の効果的な活用、賑わい創出事業の実施等による中心市街地の活性化を図ることを目的とする。	庄内町中心市街地まちづくり協議会が行う中心市街地の活性化を目的とした事業について、町が経費の一部を助成する。平成27年度は、空き店舗を活用したコミュニティ施設(ATemPo)の運営や中心市街地の賑わい創出を目的としたイベント(野外パフォーマンスライブ)の開催などを実施。	ATemPo事業ならびに賑わい創出事業とともに中心市街地まちづくり協議会が中心となり、自主的に事業を企画実施している。まちづくりリーダーの育成や他団体との幅広い交流によるまちづくりを通じて中心市街地活性化計画をいかに具現化するかが課題。	B	B	当事業については、将来的に人材・財政両面において町の関与度を下げて町内会・商店会・まちづくり有志などが自立的・自主的に事業実施できるように支援していく。そのため、この事業における取り組みについては、成果や効果よりもネットワークの構築、体制整備、適正規模などに留意して進めてまいりたい。
630	商工観光課	新産業創造係	新産業創造館管理事業	産業振興、雇用創造及び中心市街地活性化とともに、6次産業化を推進する拠点として、新産業創造館の管理運営を行う。	新産業創造館にかかる施設管理及び6次産業化推進拠点としての運営。	平成26年5月10日にオープンして4年目となり新産業創造館の貸オフィス・貸工房・テナントはすべて満室となっているが、引き続き継続利用による使用料等の確保と6次産業化推進拠点施設としての運営に努めるとともに、施設管理にかかる経費削減に努めていく。	B	B	平成26年5月10日にオープンして4年目となるが、新産業創造館の貸オフィス・貸工房・テナントの継続利用による使用料等の確保と、6次産業化推進拠点、地域の雇用創出と起業・創業を支援する施設としての運営をするとともに、施設管理にかかる経費削減に努めながら事業を継続していく。

631	商工観光課	新産業創造係	6次産業化支援事業	「6次産業化の里づくり」推進のための拠点となる庄内町新産業創造館の活用による商品開発から販路拡大、6次産業化に携わる人材の育成や支援施策等の企画、立案とともに、施設運営の評価を実施し、効果、効率的な運営を目指す。	新産業創造館入居エリア(貸工房)に係る全室入居と6次産業化支援施策(設備等導入補助)の活用。 クラッセ6次産業化工房利用者の連携と生産品に係るバザール販売エリアの設置及び確保。	入居エリア(貸工房4室、食のアンテナレストラン、なんでもバザール、カフェコーナー)については、全室入居となっている状況を維持していくとともに、新たな商品開発にかかる設備導入支援及び土産品開発支援制度の活用についても引き続き支援をしていく。 また、「食の安心・安全のブランドづくりと地域6次産業化事業」についても6次産業化推進事業に一本化するため、それぞれ連携して事業を進めていく。	B	B	6次産業化推進事業については今後も継続していくが、平成29年度より、「6次産業化支援事業」に「食の安心・安全のブランドづくりと地域6次産業化事業(No.632)」と物産対策事業(No.634)土産品開発支援事業補助金が移管したことにもない、予算額は増となっているが、事業規模としては現状維持となっている。
633	商工観光課	観光物産係	観光推進事業	本町の観光推進により町の活性化を図るため、誘客事業の実施、イベント等観光協会への支援、広域観光団体との連携事業を実施する。	観光資源の掘り起しによる観光情報の発信やPR、誘客企画やイベント開催、あるいは他市町村と連携した広域事業の取組みにより観光交流人口の拡大と地域活性化を図る。	事業の多くを観光協会に委ねており、町と観光協会が一体となって誘客事業に取り組んでいる。集客力のある大型施設の誘客拡大や四季折々のイベント開催等により観光交流人口は80万に達している。さらに、滞在体験型観光づくりとして地域資源の磨き上げを行い、誘客事業の拡大を図る必要がある。	A	B	日本遺産に認定された「出羽三山」やH31年開催の「新潟・庄内DC」など県内外から注目されている庄内地域です。この機会を逃すことなく、本町の多彩な観光資源を十分に活用した新たな「観光振興計画」を策定し、観光施策を推進していく。
634	商工観光課	観光物産係	物産対策事業	首都圏等における本町特産品フェアを開催し、特産品の販売、PR、販路拡大を図る。	白金プラザ会や港区交流物産展を中心とした首都圏での庄内町特産品フェアを開催したり、山形観光物産市や南三陸町福興市に参加し本町の特産品PRや販売を推進する。 町内業者が販路拡大や受注開拓を目的にして物産展に出展したり、土産や特産品の研究開発や販路拡大のための事業に対して支援するため補助金を交付する。	長年の白金プラザ会との交流も実を結び、港区商店街と友好都市との基本協定締結を実施した。今後、観光物産交流だけでなく多方面にわたる相互交流が期待できる。商工業振興支援事業については利用者が固定傾向にあり、新規開拓が必要である。	B	B	H29年度から東京都巣鴨にある大正大学が運営しているアンテナショップ「座・ガモール」との物産交流も開始されたことにより、港区同様、積極的に観光物産交流に取り組むとともに、民間事業者等へのPRも推進していく。
635	商工観光課	観光物産係	観光施設管理事業	利用者がいつでも安全・快適に利用できる施設状態の維持管理を目的とする。	・狩川駅周辺施設管理事業 ・清川駅トイレ管理事業 ・楯山公園管理事業	管理団体と連携して、円滑な管理運営を行っている。今後も常に清潔な状態を保ち、利用者がいつでも安全・快適に利用できる施設の維持管理に努めていく。	B	B	今後も常に清潔な状態を保ち、利用者がいつでも安全・快適に利用できる施設の維持管理に努めていく。
636	商工観光課	観光物産係	グリーン・ツーリズム事業	交流人口の増加・組織の育成と充実・実践者の育成・民泊受入協力者の拡大	グリーン・ツーリズムを推進するために必要な啓発・普及、情報発信等の条件整備を会員、関係機関等が一体となって実施し、都市と農村の交流等による地域の活性化を図る。	グリーン・ツーリズムに対する意義やメリットへの認知度が低く、事業拡大、会員(実践者)増加につながらない。	B	B	グリーン・ツーリズム事業は、体験型観光が好まれる昨今、目立った観光資源の少ない本町においても町のリピーターづくりの一翼を担うことが期待される分野である。常時受入可能な体制を整えることは急務であり、将来的には自立した団体組織を確立するためにも引き続き行政による支援が必要である。

637	商工観光課	商工労働係	企業誘致推進事業	企業の誘致により、雇用の創出・確保を図る	山形県企業誘致促進協議会や日本立地センターを活用して首都圏企業の情報収集を図るとともに、工業団地等への企業の立地を促進する。 また、金融機関への貸付金原資の預託を通じて進出企業に低利の融資を行い、工業団地等へ又は大規模な立地を促進する。	庄内臨空工業団地は分譲が進み大規模な企業立地が望めない中で、既存事業所に対して拡張を働きかけている状況。 企業振興条例による支援策は効果はあるものの、他自治体との差別化にはなっていない。	D	B	財政状況、全体的な町の施策の方向性(ベッドタウン化)、雇用情勢の改善による働き手確保の困難、農工団地の分譲状況等を鑑み、総合計画の当該部分についても見直しを検討するとともに、新規立地の誘致から既存企業の拡大へと方針を転換する必要がある。
638	商工観光課	商工労働係	消費者行政推進事業	消費生活相談や消費者教育・啓発に係る事業を実施し、消費者の意識高揚と知識向上、消費者被害の未然防止に努める。	平成21年度以降、地方消費者行政活性化基金等を活用し、消費者相談窓口の開設および休日相談会を実施し、消費生活相談体制を整備し充実させるとともに、庄内町消費生活団体連絡協議会と連携し、消費者教育講演会や啓発活動を実施した。	消費者被害の大多数を占める高齢者人口が増加するなか、インターネットの普及や消費者問題の巧妙化により相談者数は増加傾向にある。今後、消費者相談体制を継続するとともに、消費者庁や消費生活センターから提供される情報について、よりわかりやすい形で町民に周知し被害未然防止に努める必要がある。	B	B	平成21年度以降、地方消費者行政活性化基金等を活用してきたが、山形県が計画した「地方消費者行政強化作戦」に基づき、消費生活相談体制整備を中心とした予算活用が指導されている。現在活用している山形県消費者行政推進事業費補助金では補助メニュー毎の活用期間が定められているが、首長声明を行うことでの延長要件等もあることから、今後も相談体制強化を中心に補助金を活用しながら更なる内容充実を図り消費者教育・啓発活動を実施していきたい。
639	商工観光課	新エネルギー係	風力発電事業	立川地域の特徴である「清川だし」を逆手に取った風力発電事業による、地球温暖化等の環境問題やエネルギー問題への対応。	町営風力発電所の運営	機器の老朽化による故障停止が頻発している。換部品の国内在庫がない場合は、海外からの取り寄せによる長期間停止になることがある。また、FITによる売電単価が残すところ5年となっており、FIT終了後の風車の扱いについて早急に検討する必要がある。	B	B	年度によって収入の幅に平気があるものの、経営が黒字状態で推移している限り継続していきべきだと考える。
641	商工観光課	立川地域観光振興係(小さな拠点担当)	0	住み続けられる地域をつくるため、所得の向上や雇用創出につながる新たな地域振興拠点施設を整備する。	克雪管理センターを地域6次産業化工房、移住お試し体験住居、起業支援スペース等に改修し、利活用を図る。	全額繰越明許の上、H29年度内の施設改修工事完成が必須の事業である。現在、設計内容を詰めつつ、農産物の加工販売や移住お試し体験居住など、次年度から施設を活用できるよう仕組みづくりに取り組んでいる。			
701	建設課	建設係	児童遊園維持管理事業	児童遊園の維持管理により安全、安心そして楽しく遊べる環境の整備を図り、児童の健全育成に資する。	児童遊園(4箇所)の清掃、除草、花壇の管理、樹木の剪定や雪囲い、さらには遊具の安全点検や補修等を計画的に行う。	管理にあたって、シルバー人材センター、町内老人クラブ、集落等、管理してもらっている団体の形態は違っているが、各団体とも熱意をもって清掃や施設の見回りに当たってもらっている。しかし、施設の老朽化が進み突発的な修繕等が発生するケースもあり、予算の確保が課題となっている。	B	B	老朽化が進んでいる遊具や施設を優先して修繕や更新を実施している。今後も施設を安全・安心して利用してもらうために、施設の状況を的確に把握し、予算を確保しながら適切な維持管理に努める。

702	建設課	建設係	農村公園維持管理事業	農村公園の維持管理により安全、安心そして快適な農村環境の確保を図る。	農村公園(13箇所)の清掃、除草、花壇の管理、樹木の剪定や雪囲い、さらには遊具の安全点検や補修等を計画的に行う。	農村公園は、主に関係集落に日常の清掃や樹木の管理をお願いしており、概ね良好に行われている状況である。安全点検の結果により遊具等の整備を行っているが、毎年更新あるいは修繕の指摘がされており、その予算確保が課題である。	B	B	老朽化が進んでいる遊具や施設を優先して修繕や更新を実施している。今後も施設を安全・安心して利用してもらうために、施設の状況を的確に把握し、予算を確保しながら適切な維持管理に努める。
715	建設課	管理係	桜つつみ整備事業	うるおいのあるまちづくり推進の一環として、さくらの植樹・育成・保存などを通じた景観づくりや環境美化を柱とした地域づくりの活動を組織化し日本一のさくら回廊の創出を目指す。	根底にある災害に備えた堤防強化と環境保護のため、植樹・維持管理でさくらの愛護を通じて郷土の緑化活動を実施する。	本事業は、国(国土交通省)と町が連携して進めている事業であるためすべてにおいて民間委託は困難と考えている。 また、草刈等の委託料や交付金の減少、作業従事者の高齢化により維持管理が大変厳しくなっている。	B	B	桜回廊の環境維持のためには、除草等の維持管理が毎年必要となる。交付金の減や除草作業者の高齢化により維持管理が大変厳しくなっている状況ではあるが、引き続き地元住民からの作業協力を含め現状維持で管理していきたい。
716	建設課	都市計画係	都市計画審議会	庄内町の都市計画のあり方について町長の諮問に応じるため、都市計画審議会を開催する。また、都市計画全般にわたる所掌事務を行う。	都市計画行政の円滑な運営を図るため、都市計画法第77条の2第1項の規定に基づき審議会を設置し、町長の諮問に応じ審議する。	法令に基づき設置された審議会であるが、ここ数年、町長より諮問事項がないため、具体的な審議までには至っていない。委員の任期が2年間であり、都市計画に関係のある行政関係者、各種関係団体の代表者、公募の方で構成されているが、意見交換の場として、年1回審議会を開催している状況である。	B	B	法令に基づいて設置されている審議会であり、長期的視点に立った都市の将来像の方向性を明確にするため、町長の諮問に応じ調査審議するが、諮問事項がない場合であっても、意見交換の場、今後の庄内町の都市計画について協議していく場として、最低年1回は開催は必要と考える。
717	建設課	都市計画係	街路事業	都市計画道路の整備計画の立案、事業認可、整備、補助申請等により街路整備を実践し、交通ネットワークの確保を図る。	都市計画道路の調査、整備等を行う。	都市計画道路の整備計画は、昭和30年代に計画されその後変更を行いながら現在に至っている。大規模な道路整備であり、現状にあわなくなっているもの、概成で既に道路ネットワークができているものなどあり見直しを行う必要もあるが、計画を変更するには、道路計画に合わせセットバックしている建築物もあることから慎重に対応しなければならない。	B	B	ここ数年、都市計画道路の整備計画については具体的な事業がないため、存目程度に予算計上している。未整備の事業もあり予算規模としてはこのままとしたい。

725	建設課	都市計画係	空家等対策事業	全国的に課題とされている空家問題について、国の指針に基づき施策をより一層推進することを目的とする。	「空家等対策の促進に関する特別措置法」に基づき、「庄内町空家等対策計画」を策定する。その前段として、町内の居住されていない住宅等の実態を把握するためデータベース構築事業を実施する。	昨年度は、空家データベースの構築及び空家等対策計画を策定し、今年度は専門家による空家相談会及び老朽危険空家の解体補助金交付を実施する。今後、空家が増加していくことは避けられず、さまざまな諸問題に対応が必要となる。	B	B	昨年度、空家等対策計画が策定され、今後は、計画に沿った事業展開を進めていく必要がある。空家問題は、その建物の状態や所有者等が抱える事情など多岐に渡るため、町の空家利活用の担当部署等、関係機関と連携をとりながら進めていきたい。
727	建設課	建設係	その他土木施設災害復旧費	公共土木施設で発生した災害の速やかな復旧を図り、もって公共の福祉を確保する。	被災箇所の確認、調査、報告、写真撮影、測量、設計を行い、国の補助基準を満たす場合は、査定設計書を作成し、査定を経て災害復旧工事を実施する。	災害が発生した場合、復旧の早期完了が求められることから、災害復旧事業の事務手続きを予め確認しておくとともに、的確な対応が出来るようスキルアップに努める必要がある。	B	B	災害が発生した場合、復旧の早期完了が求められることから、災害復旧事業の事務手続きを予め確認しておくとともに、的確な対応が出来るようスキルアップに努める必要がある。
728	建設課	管理係	小出沼管理事業	小出沼親水広場付近の景観保全及び憩いの場づくりに寄与する。	適切な施設管理を図るため、地元の小出新田部落会に管理を委託している。また、地域活性化と施設の認知度向上のため、商工観光課が「小出沼親水広場まつり」を開催している。	経年による施設設備の老朽化により、大規模な改修が必要な状態にあるが、多額の予算が必要なため、費用対効果の面から応急措置で対応している。	B	B	地元自治会の協力を得ながら、今後も適正に管理運営していく。
801	教育課	教育総務係	教育委員会費	教育行政の振興と発展	教育委員会の会議運営と教育委員の活動支援	会議や活動の活性化と充実	B	B	教育委員の教養を深め、会議を活性化するために、教育委員の研修等を増やしてはどうか。
803	教育課	教育総務係	教育相談専門員等の配置	児童生徒、保護者及び教職員からの教育相談に応じ、悩みや課題等の解決を図る。	教育相談専門員及び教育相談員を配置した教育相談室を設置するとともに、必要に応じてスクールカウンセラーからの指導を受ける。	家庭に問題を抱える児童生徒の増加に伴い、相談件数が増えている。教育相談体制を充実し、早期の問題解決がなされた結果、不登校が減少している。家庭環境が複雑な子どもやその保護者を支援し、健全な教育の推進などの効果が見られているが、特別な支援を要する家庭が年々増えており、対応が難しくなっている。	A	A	近年、不登校やいじめなどの生徒指導上の問題がさらに多様化・複雑化した背景には、家庭環境の複雑さも一因である。これからも町教育相談専門員、SSWなどの人的配置や医療とつながるためにもスクールカウンセラーからの指導は必要だと考えている。

804	教育課	学校教育係	ランドセル贈呈	町内小学校へ入学する新一年生にランドセルを贈呈し、学校生活への希望を抱かせるとともに、保護者の負担を軽減する。	ランドセル及び黄色帽子の贈呈。	ランドセル贈呈は30年以上継続してきた事業であり、メディアにも取り上げられる「子育て応援日本一の町づくり宣言」の柱事業である。贈呈対象児童数は今後も減少傾向であるが、一方でランドセル単価は全国的なランドセルの高価格化にともない上昇している。なお、平成28年度より白鷹町でもランドセル贈呈をはじめており、県内唯一の取り組みではなくなっている。	B	B	ランドセル贈呈は30年以上継続してきた事業であり、メディアにも取り上げられる「子育て応援日本一の町づくり宣言」の柱事業でもある。平成28年度からは中学校入学記念品として通学用カバンの贈呈も行っており、誕生～大学までの継続的な子育て支援として地方創生に係る役割は大きく、現状のままの事業継続が望ましいと考える。
805	教育課	学校教育係	就学時健診事業	学校保健安全法第11条の規定により、翌年度に就学予定の幼児を対象に健康診断を実施し、義務教育へ円滑に移行できるようにする。	就学前に健康診断を行い、心身の状況を的確に把握するとともに、保健上必要な勧告、助言を行うとともに適切な指導を行う。	就学児健診は法に基づいた事業である。また学校健診日と全体健診日を分けて実施することにより、学校側の協力もあり効率かつ円滑に実施している。	B	B	就学時健診については法に基づいた事業であり、子どもが健全な小学校生活がおくれるように今後も継続していく。
806	教育課	教育総務係	健康診断委託料	教職員の健康管理を行い、健全な学校教育の実施を目指す。	定期的な健康診断を年1回実施する。再検査と診断された職員への受診を促す。	健康診断については全員受診となった。再検査受診については、各校の管理職及び養護教諭の協力により100%になるように取り組む必要がある。	B	B	再検査受診率については、各校の管理職及び養護教諭へ協力を依頼し、声かけなど受診勧奨を行い、受診率が100%になるよう取組を続ける必要がある。
807	教育課	教育総務係	育英資金貸付基金繰出金	向学心のある学生、生徒に経済的側面から支援し、人材の育成に寄与する	育英資金の貸付の実施と貸付終了者からの返還金の徴収を行う	返還金の滞納者について早期完納となるよう、計画的な返還を求め対応する必要がある。	B	B	育英資金貸付制度の充実を図るため、貸付額、対象者等について検討していく。
808	教育課	教育総務係	職員研修費	幼児教育担当者を対象とした研修会を実施し、職員の資質向上を図る。	外部研修会への参加や幼保合同研修会を実施する。	平成25年度は研修先が東北近郊、平成26年度は秋田大学・山形大学附属幼稚園の公開授業研究会、平成27年度は全国国公立幼稚園全国大会の準備及び研修として徳島大会へ参加している。平成28年度は、山形大学・宮城教育大学附属幼稚園の公開授業研究会へ参加。平成29年度には国公立幼稚園全国大会が福島県(山形県担当)で開催される。	B	B	平成29年度には全国国公立幼稚園教育研究協議会全国大会が福島県(山形県担当)で開催される予定であり貴重な研修の機会であると思う。今後更に幼保連携を図ることや職員の資質向上には必要な経費である。

809	教育課	学校教育係	研修所費	幼稚園・小中学校・社会教育関係職員の資質の向上を図るための研修を企画運営する。	①教育関係職員の職能を高めるための各種研修会の実施 ②研修所に6つの部会を設定し、各部会でのテーマにあった研修、情報交換などを開催	学校現場のニーズを聞きながら、教育委員会が町全体の教育課題にそった研修会の講師を招いて研修会を実施している。参加者数は毎年増えており、研修会後のアンケート結果をみると良好な評価を得ている。年度末の反省を踏まえ、当面する町の教育課題解決に向けて事業を精査している。	B	B	・庄内町は「子育て応援日本一」をめざしており、町民アンケートにおいても町民の教育への期待は第2位にあがった。「町づくりは人づくり」と言われている。今後も家庭環境が複雑な子どもが増えていくことが予想されるなか、教育の質が落ちないように、教育関係職員の資質の向上を図るための研修所の運営は重要だと思われる。 ・発達障がいなどに対する早期支援の充実のために、気になる子訪問事業を拡充したため、本年度は予算が増額したが、今後は現状維持でおさまると見越している。
810	教育課	学校教育係	通学通園対策事業	遠距離通学をする児童生徒の通学手段の確保及び通学・通園時の安全確保、校外学習等へのスクールバスの活用。	各幼稚園における通園バスの運行を計5台の園児バスで行い、遠距離通学(冬期は概ね2km以上)をする児童生徒の通学バスの運行を計9台で行っている。また、園外保育、校外学習、部活動大会等に伴う臨時運行も年間200回程度行っている。	冬期間の運行は学校から集落への距離が小学生で概ね2km以上としているが、それ未満の集落からもスクールバスの要望がある。また、臨時運行の要望も多く運行調整が必要となる場合がある。一方で、運行年数が10年を超えている車両も複数台あるため修繕費が増加傾向にあり、幼児・児童・生徒数も減少しているため運行体制の見直しを行っていく必要がある。	B	B	学習指導要領で地域の学習や体験学習等を充実させる事が謳われていることから、スクールバスは登下校以外にも校外学習等、臨時運行として多く利用されており、その重要性は年々増している。 一方で、児童・生徒数の減少、車両老朽化の問題もあることから、老朽化バスの廃車及び小型バスへの買い替え等を含め運行体制を検討する必要がある。
811	教育課	学校教育係	外国語指導助手招致費	中学生の外国語能力の向上、小学生の外国語教育の支援や国際理解教育を推進する。また、幼児等の外国への関心を深める。	外国語指導助手を招致し、英語授業の助手、国際理解教育の指導や地域における国際交流活動への協力を行う。	英語授業、国際理解教育のため年間210日程度の派遣を中学校を主としながら、小学校・幼稚園・保育園等へ行っている。各派遣先からのALTIに対する評価も高い。	B	B	新学習指導要領の改訂に伴い、小学校高学年での英語教科化、中学年の外国語活動導入を見据え、今後一層の充実が求められる。小中学校だけでなく、幼稚園や子育て支援センターへの派遣も行っており、幼少期から外国人との交流を通じて異文化に触れる体験は重要であると考え。外国語を通じたコミュニケーション能力の素地や基礎を養うことができよう、今後も継続していく。
813	教育課	学校教育係	小学校管理運営費	児童の学力向上と個性を伸ばすために、学校の円滑で安全な管理運営を行う。	①学校医、薬剤師、学習支援員、特別支援学級講師、事務補助等の配置 ②入学式、卒業式、健康診断等の実施 ③教育用PCのリース、管理備品の購入 ④光熱水費、修繕費等の管理経費	特色ある学校経営や情報化等に対応した教育環境整備及び安全の確保を図るため、各学校から要望の聞き取りを行い、出来るだけ効率的な事業執行となるように努めている。	B	B	特色ある学校経営や情報化等に対応した教育環境整備及び安全の確保が図られるよう、今後も各学校から要望の聞き取りを行い、内容を精査しながら、効率的に実施していく必要がある。

814	教育課	教育施設係	小学校施設維持整備事業	小学校施設の維持管理のための業務委託や耐震補強(非構造部材含)、老朽施設改修及びグラウンド、プール改修、日常点検、修繕等を行い、安全・安心な学習環境の整備を図る。	老朽化が進む施設の維持修繕を行う。また、施設運営及び維持管理のため警備保障、設備等清掃、消防及び空調設備の保守点検等の業務委託を行う。	厳しい財政状況の下で、今後も増加する老朽施設対策には、大規模改造工事や非構造部材耐震対策工事が必要となる。施設の劣化状況や学校施設を取り巻く環境を総合的に把握し、効率的かつ効果的な施設整備を計画的に行っていく必要がある。	B	B	国・県補助金等の積極的な活用により一般財源の削減を図りながら、安心安全な学習環境の整備のため継続し事業を実施する。
815	教育課	学校教育係	小学校教育振興費	教材用の備品等を整備し教育環境の充実を図るとともに、経済的理由により就学困難な児童の保護者に対し、就学援助を行い義務教育の円滑な実施を図る。	①教材備品、理科・算数備品、学校図書等の整備 ②要保護・準要保護世帯の児童への就学援助費及び特別支援学級の児童への就学奨励費の支給	①教材備品等の整備では、理科備品等の充足率が低いことから、計画的に整備を図っていく必要がある。 ②要保護・準要保護世帯の児童の割合(8.32%/H28.4.1時点)が高く、継続して就学援助を行っていく必要がある。	B	B	学習への関心や意欲を育て、学び方を身につけさせるためには、教材備品や設備の計画的な整備による教育環境の充実を図っていく必要がある。また、一方で、家庭の経済的理由により就学困難な児童の教育機会を保障するうえで、直接的な援助を行うことによる効果は大きく、対象となる児童が増えている現状もあり、継続して実施すべきものである。
817	教育課	学校教育係	中学校管理運営費	生徒の学力向上と個性を伸ばすために、学校の円滑で安全な管理運営を行う。	①学校医、薬剤師、学習支援員、特別支援学級講師、事務補助等の配置 ②入学式、卒業式、健康診断等の実施 ③教育用PCのリース、管理備品の購入 ④光熱水費、修繕費等の管理経費	特色ある学校経営や情報化等に対応した教育環境整備及び安全の確保を図るため、各学校から要望の聞き取りを行い、出来るだけ効率的な事業執行となるように努めている。	B	B	特色ある学校経営や情報化等に対応した教育環境整備及び安全の確保が図られるよう、今後も各学校から要望の聞き取りを行い、内容を精査しながら、効率的に実施していく必要がある。
818	教育課	教育施設係	中学校施設維持整備事業	中学校施設の維持管理のための業務委託や耐震補強(非構造部材含)、老朽施設改修及びグラウンド、日常点検、修繕等を行い、安全・安心な学習環境の整備を図る。	老朽化が進む施設の維持修繕を行う。また、施設運営及び維持管理のため警備保障、設備等清掃、消防及び空調設備の保守点検等の業務委託を行う。	厳しい財政状況の下で、今後も増加する老朽施設対策には、大規模改造工事や非構造部材耐震対策工事が必要となる。施設の劣化状況や学校施設を取り巻く環境を総合的に把握し、効率的かつ効果的な施設整備を計画的に行っていく必要がある。	B	B	国・県補助金等の積極的な活用により一般財源の削減を図りながら、安心安全な学習環境の整備のため継続し事業を実施する。
819	教育課	学校教育係	中学校教育振興費	教材用の備品等を整備し教育環境の充実を図るとともに、経済的理由により就学困難な生徒の保護者に対し、就学援助を行い義務教育の円滑な実施を図る。	①教材備品、理科・算数備品、学校図書等の整備 ②要保護・準要保護世帯の生徒への就学援助費及び特別支援学級の児童への就学奨励費の支給	①教材備品等の整備では、理科備品等の充足率が低いことから、計画的に整備を図っていく必要がある。 ②要保護・準要保護世帯の生徒の割合(10.74%/H28.4.1時点)が高く、継続して就学援助を行っていく必要がある。	B	B	学習への関心や意欲を育て、学び方を身につけさせるためには、教材備品や設備の計画的な整備による教育環境の充実を図っていく必要がある。また、一方で、家庭の経済的理由により就学困難な生徒の教育機会を保障するうえで、直接的な援助を行うことによる効果は大きく、対象となる生徒が増えている現状もあり、継続して実施すべきものである。

821	教育課	学校教育係	幼稚園管理運営	個々の発達課題に応じて、適切に保育を行う。また、多様な活動や安全面に配慮した施設の維持管理及び整備を行い、円滑な運営を図る。	集団生活と遊びを通して社会生活のルールや道徳を身に付け、小学校以降の生活や学習基盤を育成する。	今後、子どもの数は少子化の影響により減少していく見込みである。しかし、課題のある子等が増加しているため、保育補助の配置などの支援が必要である。	B	B	今後、子どもの数は少子化の影響により減少し、保育料も減額していく見込みであるが、課題のある子等が増加してきているため、園運営に係る事業費の減少は見込めない。地域の力を生かした園経営や園での子育て相談などに取り組み、小学校以降の生活や学習基盤の育成を引き続き図っていく必要がある。
822	教育課	教育施設係	幼稚園施設維持整備事業	維持管理のための業務委託や老朽改修等により安全・安心な学習環境の整備を図る。	老朽化が進む施設の維持修繕を行う。また、施設運営及び維持管理のため警備保障、設備等清掃、消防及び空調設備の保守点検等の業務委託を行う。 (今年度は、余目第三幼稚園の老朽改修工事を実施)	毎年行っている各園の遊具点検では老朽化が進み安全確保の面から使用禁止または撤去を要する遊具が増加している。計画的な遊具更新が必要である。	B	B	幼稚園維持整備費の全体予算を考慮しつつ、遊具設置を含め計画的に進めていく。
823	教育課	学校教育係	幼稚園預かり保育事業	通常保育時間帯以外において、保護者や同居親族が就労等により子どもを保育できない状況にある場合に、預かり保育を実施し、家庭の保育環境を支援する。	平日においては、午前7時から午前9時まで及び降園後から午後7時まで、土曜日及び長期休暇中においては、午前7時から午後7時まで預かり保育を実施する。	子どもの数が少子化の影響により減少する一方、核家族化に伴い、共働き世帯が増加しているため、預かり保育利用者は減少していない。それに加え、課題のある子や身体に障害等のある子など特別な支援を要する子どもが増加傾向にある。	B	B	園児は減少しているが預かり保育の利用者は減少していない。核家族、共働き、ひとり親世帯などの増加、また、課題のある子や身体に障害のある子など特別な支援を要する子の増加など多様なニーズに対応していく必要がある。
825	教育課	学校給食共同調理場	学校給食事業	健康教育の一環として、正しい食習慣を形成するとともに食育を実施する。また、安心安全な給食を提供するため、施設設備の整備を実施する。	余目地域の小・中学校は自校調理方式、立川地域は共同調理方式で、調理方法・献立については一町二制度となっている。余目地域の幼稚園も給食を開始したことにより、全幼稚園で給食を実施。食育については、関係機関からの協力を得ながら実施している。	8月から新共同調理場が稼働する。これまで自校調理を行っていた余目地域の小・中学校も共同調理場に移行し、全ての幼稚園・小中学校の給食の調理を行う。共用開始後の費用、運営状況を分析し、来年度以降の給食費・献立の検討が必要である。	B	C	老朽化していた各校の調理設備の修繕費、調理員の人件費、米の炊飯委託料については削減可、原材料の購入についてもスケールメリットを生かし、町負担の軽減がはかれる見込みである。
826	教育課	学校給食共同調理場	給食施設維持整備事業	業務委託や修繕等による既存、給食施設の維持管理 新学校給食共同調理場の建設整備	老朽化した既存調理施設の維持及び衛生管理 新学校給食共同調理場の建設整備(建築・機械・電気・厨房設備工事、周辺整備)	安定稼働と安心安全な給食提供の実施のための運営面の整備	B	C	新しい学校給食共同調理場が完成し、8月下旬から始まる給食の提供に向け、まずは、安定稼働が必要になる。また、今後は給食の安心・安全を確保するための施設の維持管理指標を掲げ、スケールメリットを生かした経費の削減を図る取り組みができるよう努める。

827	教育課	学校教育係	通学カバン贈呈	業務委託や修繕等による既存、給食施設の維持管理 新学校給食共同調理場の建設整備	老朽化した既存調理施設の維持及び衛生管理 新学校給食共同調理場の建設整備(建築・機械・電気・厨房設備工事、周辺整備)	小学校入学記念品としてのランドセル贈呈につづき、さらなる子育て支援として平成28年度より中学校入学児の通学用カバン贈呈を開始したが、初年度ということもありカバンの選定や贈呈方法に課題があった。	B	B	中学校入学記念品の通学用カバンの贈呈は、30年以上継続してきたランドセル贈呈につづく事業であり、平成28年度は初年度ということもありメディアにも取り上げられている。「子育て応援日本一の町づくり宣言」の柱事業の一つとして、誕生～大学までの継続的な子育て支援として、初年度の反省を活かしつつ現状のままの事業継続が望ましいと考える。
902	社会教育課	社会教育係	一般管理費(社教)	社会教育課における会議等負担金である。(H26から予算科目が整理された)	社会教育課における東北地区兼社会教育研究大会、山形県社会教育研究大会、庄内地区スポーツ推進委員協議会負担金、全国スポーツ推進委員研究協議会負担金等	特に無し。指定された負担金を支出するのみ。	B	B	公民館、社会教育委員、スポーツ推進員等の研修会等の参加により、質の向上が図られている。
903	社会教育課	社会教育係	一般管理費	社会教育委員15名にかかる人件費(報酬・費用弁償)が主なものであり、その他は公用車のガソリン等消耗品と公用車借上料等一般管理費、社会教育関係団体等活動支援事業補助金である。	社会教育委員15名にかかる人件費(報酬・費用弁償)の支払、その他は公用車のガソリン等消耗品と公用車借上料等一般管理費、社会教育関係団体等活動支援事業補助金の支払。		B	B	社会教育課の運営経費が主なものであり、経費削減に努めながら継続していく必要がある。
904	社会教育課	社会教育係	成人式開催事業	成人になる門出を祝い、大人への自覚を促すため、成人式を開催。成人自身が企画・運営に参加し、主体的に参加できる体制づくりと若者の連帯意識及び地域参加を促す。	毎年8月15日に新成人を対象に響ホールで成人式を開催し、成人になる門出を祝い、大人への自覚を促す。式典終了後のイベントについては、成人式実行委員会に交付金を交付し、実行委員会が主体となって企画・運営を行う。	実行委員どうしのつながりは強いが、式典当日の運営が実行委員としての自覚に欠けた行動が見られた。実行委員が企画するアトラクションについて、マンネリ化してきている。	B	B	本事業は今後も継続して行う。若者育成関係課と連携をしながら、新成人が活躍できる場を提供し、若者が社会に参加しやすい環境づくりを行っていきたい。アトラクションについては、実行委員が積極的に取り組んでいけるように運営をサポートしていきたい。
905	社会教育課	社会教育係	研修事業費	職員及び役職員が課題意識をもちながら、社会教育における基礎的知識や技能等を、山形県等の研修会や社会教育研究大会等へ参加及び課内研修を実施しながら職員の能力向上を図る。	職員及び役職員等の研修や社会教育研究大会等へ参加。		B	B	役職員等の資質向上のためには、東北地区研究大会等への参加は必要である。
907	社会教育課	社会教育係	公民館運営費	本町の公民館7館、十六合公民館、青莪庵についての運営及び施設の適正な維持管理を行う。	公民館長、社会教育推進員、公民館主事、管理人の任命及び報酬の支給、施設の光熱水費、修繕、工事等の管理を行う。	嘱託職員制度が変更されH29年度から一般職の非常勤職員6h勤務となり、公民館事業、運営に支障がある。これらの勤務時間を元に戻すことや報酬の増額が近々の課題である。また、施設の老朽化等による計画的な修繕、工事等の実施が課題である。なお、指定管理となった四公への支援や他の公民館の指定管理移行への情報提供等を行なう。	B	B	施設の計画的な修繕及び工事による長寿命化に努めるとともに引き続き経費の削減に努める。また、嘱託職員制度が変更されH29年度から一般職の非常勤職員6h勤務となり、公民館事業、運営に支障がある。これらの勤務時間を元に戻すことや報酬の増額が近々の課題であり、職員体制上、社会教育上の公民館事業や地域づくり事業を継続できるような体制にする必要がある。なお、指定管理となった四公への支援や他の公民館の指定管理移行への情報提供等を行なう。

908	社会教育課	社会教育係	栄寿大学開催事業	楽しみながら知識や教養を身に付け、受講者同士の仲間づくりをとおして健康で明るくお互いの交流を深め、心豊かに生きがいを持って暮らすことを目的に開催している。	社会見学、健康講座、世代間交流、体験活動を取り入れながら、年間7回程度の講座を開催する。	余目地域全体で募集を行っているが、参加者が少ない。特に今年度は、第三学区でも高齢者教育事業を始めたことにより、第一学区・第二学区の参加者は多いが、全体としては少なすぎる。	G	C	本事業については、より身近な場所で高齢者事業を行うことで参加が増えるのではないかという考え方から、中央公民館として開催する栄寿大学は平成28年度までの事業とし、平成29年度からは廃止する。
909	社会教育課	社会教育係	家庭教育・子育て支援事業	講座参加者同士の交流を図るとともに、支援する立場にある者が、家庭教育・子育て支援活動に役立つ情報や技術を学び、スタッフの資質向上を目指す。	子育て主管課である保健福祉課と家庭教育主管課である社会教育課が連携し、ランドスタッフと各館の家庭教育担当者、子育て支援担当者のスキルアップを図るため研修を実施。 余目第一公民館、余目第三公民館では、こみんかんランドを開催。ランドスタッフを配置し、遊びの場を提供しながら養育者が話がしやすい環境づくりを心がけ開催する。	事業の内容を充実させるためには、家庭教育担当者やボランティアスタッフのスキルアップが必要であるが、ボランティアスタッフの数が増えないのが課題である。また、講座の内容について参加者のニーズを把握するのが難しい。	B	B	本事業については、保健福祉課と連携しながら今後も継続して開催していく。
910	社会教育課	社会教育係	家庭教育推進事業	人と人、人とモノ、人と自然との関わりを重視し、親子での体験的な活動等を支援するとともに幼児共育の推進を図る。保護者の家庭教育力の向上を目指し、学習機会や相談体制の充実等を図る。	幼稚園・保育園、小・中学校の参観等、多くの親等が集まる機会を活用し、子どもの成長各期における子育ての課題や悩みの解消など様々な課題別の家庭教育講座、子育て講座及び親子ふれあい体験講座を開催する。	講座に参加してくれた保護者同士の交流も図りたいが、園・学校の行事と抱合せで実施しているため、時間的な余裕がない状況である。	B	B	本事業については、関係機関と連携しながら継続して行っていく。
911	社会教育課	余目第一公民館	第一公民館運営事業	余目第一公民館の運営及び施設管理	施設、設備等の維持管理費用	施設・設備等の経年劣化による破損、故障や不具合対応の交換部品も製造終了になり、供給困難な状況にあるなど、施設内外に支障が生じてきている。施設設備の計画的な修繕・工事更新等を行う必要がある。	B	B	施設・設備等の改修工事費は、予算上「増額」を計上(要求)していく必要があるが、運営の基本である地域住民に対する社会教育の推進の観点からみれば、今後において、指定管理者制度の民意等を導入しての事業運営も考えられるが、現段階の状況判断では、同程度の予算規模で事業を進めていく。
912	社会教育課	余目第二公民館	第二公民館運営事業	余目第二公民館の運営及び施設管理	施設、設備等の維持管理費用	施設、設備等の維持管理費用として必要最小限の経費を計上している。今後は、施設の老朽化や設備の経年劣化等の対策として、修繕費用の確保が重要となる。	B	B	余目第二公民館の運営及び施設管理という部分では、必要最低限の経費計上となっており、指定管理者制度へ移行しても同等の経費が必要となる。今後も現状のままの運営・維持管理体制が妥当であると思われる。

913	社会教育課	余目第三公民館	第三公民館運営費	余目第三公民館の運営及び施設管理	施設、設備等の維持管理費用	施設、設備等の維持管理費として必要最小限の経費を計上している。今後は、施設設備の計画的な修繕工事、更新等を行う必要がある。	B	B	余目第三公民館の運営及び施設管理では、必要最低限の経費計上となっており、指定管理者制度へ移行しても同等の経費が必要となる。今後も現状のままの運営・維持管理体制が妥当であると思われる。
914	社会教育課	余目第四公民館	第四公民館運営費	余目第四公民館の運営及び施設管理	施設、設備等の維持管理費用	今年度から指定管理に移行したため、受託者である和合の里を創る会を側面から支援していくとともに、適正に管理運営されているかどうかチェックしていく必要がある。また、施設所有者は町であるため、適切な維持管理と地方創生拠点整備交付金による改修を行なう。H30以降、地方創生拠点整備計画及び地域再生計画のKPIに基づき、宿泊受入数を伸ばしていく必要がある。	B	B	予算規模は28年度と29年度を比較すれば、指定管理に移行したため、公民館運営費で措置していた施設管理に係る委託料や人件費等を29年度予算では指定管理委託料として計上しているため、単純に比較はできない。29年度予算で措置した指定管理委託料と平成30年度以降の指定管理委託料は消費税10%の関係を除けばほぼ同程度であるため「B」とした。
915	社会教育課	狩川公民館	狩川公民館運営事業	公民館の運営及び施設維持管理	施設、設備等の維持管理費用	施設、設備等の維持管理経費として最小限の予算計上としているが、施設建設から40年以上が経過しているため、経年劣化により、毎年のように故障等が発生している。継続して、施設設備の計画的な修繕工事、更新等を行う必要がある。	B	B	現状でも施設の運営管理に必要な光熱水費や施設管理消耗品等の必要最低限の経費計上となっているため、今後も施設の運営管理の継続するためには同等の経費が必要である。また、地区の拠点施設として利用件数の増加や光熱水費の単価の上昇があれば拡充も必要である。
916	社会教育課	清川公民館	清川公民館運営事業	公民館の運営及び施設管理	施設、設備等の維持管理費用	施設維持管理のための必要最小限の経費を計上している。	B	B	公民館の運営及び施設管理では、必要最低限の経費計上となっており、将来的に指定管理者制度へ移行しても同等の経費が必要となる。今後も現状のままの運営・維持管理が妥当と思われる。
917	社会教育課	立谷沢公民館	立谷沢公民館運営事業	公民館の運営及び施設管理	施設、設備等の維持管理費用	今年度は耐震改修工事実施設計予定、今後地域の拠点に資するためのリニューアルも含めた改修を予定しており、それに伴って人の集える場にしたいと考える。	A	A	平成30年度に耐震改修等工事を予定。そのため予算規模の増額。耐震補強工事のほかに施設のリニューアルも含め、地域の拠点に資する役目を検討していく予定。

918	社会教育課	社会教育係	元気の出る地域づくりを応援します交付金	地域が自ら考え、自ら行う住民自治活動を支援するため、住民により構成された地域づくり推進組織に対し、予算の範囲内で元気の出る地域づくりを応援します交付金を交付する。	地域づくり組織活動支援事業、活力ある地域づくり事業、公民館事業に交付金を交付する。	平成25年度から公民館事業も交付金化し、27年度から全学区での実施となったが、今後とも地域づくり組織が自主的かつ安定・継続的に交付金事業を実施されるように進めていく必要がある。また、町民大学など地区公民館で全町対象の事業をする場合の交付算定や四公が指定管理となったが、他公が指定管理となった場合に、この交付金のあり方を検討する必要がある。	B	B	今後も地域づくり組織が自主的かつ安定・継続的に交付金事業が実施されるか確認しながら、交付金の交付を継続していく。また、町民大学など地区公民館で全町対象の事業をする場合の交付算定や四公が指定管理となったが、他公が指定管理となっていた場合に、この交付金のあり方を検討する必要がある。
919	社会教育課	社会教育係	部落公民館連絡協議会交付金	部落公民館活動の育成と活性化を図る。	部落公民館が抱える課題解決に向けた研修等。		B	B	町内の各部落公民館の育成及び活性化には、町部落公民館連絡協議会の活動は重要なものであり、今後とも本町の各部落公民館の活動に直接的に活かされる研修内容を検討する必要がある。
921	社会教育課	図書館	図書館運営事業	図書館の運営及び施設の適正な維持管理を行い、地域の情報拠点としての機能を果たす。	広報やホームページなどを活用しながら図書館利用を啓発し、更に本のリクエスト、相互貸借、レファレンスサービスといった図書館の基本サービスの周知を図る。	施設・設備の老朽化、狭隘化、不便さ等、施設環境が、利用者のニーズや滞在型図書館の機能を果たしていない。その点が入館者の減少傾向の大きな要因ともなっている。施設環境の抜本的な改善、社会ニーズに合った新たなサービス展開、職員体制の充実が喫緊の課題である。	A	A	改善が求められている施設面については、「庄内町立図書館基本構想」の具現化を目指すべく、平成29年度中には施設整備の方向性について確定する予定である。新図書館の「みんなが集い 学び ふれあい つながる図書館」という基本コンセプトの実現に向けて、今後も事業展開を進めていく。
922	社会教育課	図書館	読み聞かせ事業	乳幼児期における「読み聞かせ」の大切さを伝え、家庭における「読み聞かせ」の習慣化と図書館の利用拡大を図る。	おはなしボランティアサークルによるおはなし会を実施し、読み聞かせや児童書の紹介を行う。また、ブックスタート事業などを通して、絵本の読み聞かせや図書館利用のPRをする。	少子化や、保育園へ通う乳幼児の急増に伴い、平日在宅児が地域にほとんどいない状況となっている。このため、おはなし会の開催日時の見直し等も論議されているが、実現には至っていない。また、おはなしボランティアの後継者不足も課題である。	D	B	現在活動しているおはなしボランティアに加え、新たに中・高校生のおはなしボランティアの募集を計画しており、今年度中のおはなし会を目標にしている。中・高校生は土・日曜日が活動のメインとなることから、新規参加者の獲得も期待される。
923	社会教育課	図書館	読書感想文コンクール事業	児童生徒が本に親しむ機会をつくり、読書の楽しさ、すばらしさを体験させ、読書の習慣化を図るとともに、読書の感動を文書に表現することを通して、豊かな人間性や考える力を育む。	小・中学校の庄内町読書感想文コンクールへの参加募集を行い、特選作品を決定し、田川地区へ出品。優秀作品は、県、全国へも出品する。10月下旬に読書感想文集を作成し、副賞等と共に配布する。	児童・生徒数の減少に伴い、応募作品数が減少している。	B	B	小学校においては、町の特選数について、出品数の40%程度となるよう見直しを図った。今後も、図書主任会と連携し、学校サイドから提案される課題等も整理しながら本事業を進め、子どもの読書活動推進の具現化を進めていく。

924	社会教育課	図書館	絵本はともだち事業	地域の子どもたちが本に親しむ機会を提供し、地域や家庭における読書活動の推進につなげる。	鶴岡市出身の絵本作家の土田義晴氏を迎え、原画展及びワークショップを開催する。	平成28年度で10回目の節目を迎えた本事業は、新作原画や今回の原画展オリジナル「絵本ストーリーボックス」など、作品数約80点という大規模な展示となっている。また、初の試みとして町内の小学校と作家の「学校交流・創作活動」も実施した。入館者の減少傾向が課題である。	B	B	小学校との学校交流・創作活動や中学校のJr.学芸員の取組み、更には庄内総合高校JRC部員による監視員等のサポートというように、他の原画展では見られない「参加型」のイベントへと成長している。本町の「子ども読書活動推進計画」における中核事業と位置づけられており、今後も庄内町独自の原画展スタイルとして、多方面へアプローチしていく。
925	社会教育課	社会教育係	森森自然塾事業	森森周辺の自然に触れ親しみ、自然体験活動の充実に努めるとともに参加者相互の交流を図る。	創作活動、畑での苗植え、スノーモービル体験等	事業の内容について工夫を重ねると共に、地域住民や関係団体と連携した活動も取り入れ、参加者に興味を持って参加してもらえるような事業を展開していく必要がある。	B	B	大中島自然ふれあい館森森で可能な活動だけでなく、他課事業との連携や地域住民、関係機関等との協力も検討しながら魅力ある事業を展開していく。
926	社会教育課	社会教育係	青少年育成推進事業	町青少年育成町民会議や青少年育成推進員の活動を通して、本町の青少年の健全育成を図り、町の事業や各公民館事業でのボランティア活動を通して、達成感や思いやりと協力し認めあう心を育むことを目指す。	町青少年育成町民会議への交付金の交付、青少年育成推進員による青少年の健全育成のための活動の実施及びボランティアスキルアップ講座の開催並びに町内の中高生の町事業・公民館事業でのボランティア活動。	中高生は部活動や勉強等で忙しく、スキルアップ講座への参加生徒は固定化の傾向にある。また、中高生ボランティアは単年度のみ参加者が多い。	B	B	町内の小中学生の中でボランティアへの関心は高く、ボランティアスキルアップ講座の果たす役割も重要となっている。このため、青少年ボランティア活動について、より子どもたちの今後に活かせるような内容の活動を展開する。学校等と連携しながら、子どもたちが参加しやすい日程を設定する。
927	社会教育課	社会教育係	放課後子ども教育推進事業	子どもの放課後の活動を支援するため、放課後子ども教室を立川小学校区で実施し、児童の相互交流や体験活動の充実に努める	町内でも少子化が特に進んでいる立川小学校区域で放課後子ども教室を実施する。地域のコーディネーターが中心となって、毎週水曜日の放課後に狩川公民館を拠点として、地域のスタッフから協力をいただき、集団活動をととした体験活動等子どもたちに遊びの場や居場所を提供する。	参加人数に対して十分な活動サポーターの確保はできているが、子どもたちに自主性を持たせた取組みができると良い。スタッフがお膳立てして行う内容のものが多いため、活動サポーターについて引き続き増やしていきたい。	B	B	「青空広場」は週1回であるが、多くの大人との関わり、様々な体験の場は子どもにとっては大切な事業であり、継続してこの事業を推進していく必要がある。平成29年度からは、余目第四小学校区でも開催する。地域の方と公民館が協力して進めていく事業である。各公民館に事業の状況を情報提供しながら、さらに余目地域での開催を各学区公民館とともに考えていきたい。
928	社会教育課	社会教育係	青少年育成施設運営費	大中島自然ふれあい館「森森」の運営及び施設・設備の維持管理。	大中島自然ふれあい館「森森」の開館 さまざまな野外活動の提供	町内だけでなく周辺市町の利用者も増えているが、延べ人数は減少傾向にある。特に春と秋の利用者が少ない。	B	B	ホームページや広報などを活用し、年間をとおして活動ができる施設であることを情報発信し、利用の増加を図る。施設・設備の計画的な修繕、工事及び更新等を行う必要がある。

929	社会教育課	文化スポーツ推進係	山形ふるさと塾形成事業活動	子どもを対象に伝承活動を行う民俗芸能団体への支援。	町内の集落等で組織され、民俗芸能又は伝統芸能を子どもたちに伝承する活動を実施する団体に対し、事業を実施するための経費(会議費、事業費)を助成する。	山形県総合交付金(伝統芸能育成事業)を活用し、地域の民俗芸能を子どもたちに伝承している団体(16団体)に対し経費の助成を実施することとし、平成28・29年度は各8団体に個別に助成を行い、平成30年度には助成を受け活動してきた成果を発表する場を設けたい。少子化により民俗芸能を伝承していく子どもたちが減少していることが課題として挙げられる。	B	B	山形県伝統芸能育成事業として3カ年1サイクルの山形県総合交付金を活用しての事業である。平成27年度に発表会を開催し、平成28年度、29年度の2カ年で対象団体16団体に対し、1団体38千円(総合交付金300千円・一般財源4千円)を交付している。各団体に助成を行い民俗芸能の伝承活動を継続するための支援を今後とも続けていく必要がある。
930	社会教育課	文化スポーツ推進係	古文書解読講座	古文書の解読力の定着と解釈力の養成をめざし、人材を育成する	庄内町の古文書に詳しい講師を招き、地元の古文書を教材とし、庄内の歴史の背景の解説を交えながら講座を開催する。	参加者の高齢化に加え、毎年ほぼ同じ方が参加している状況にあり、新規受講者の募集方法について工夫が必要である。	B	B	古文書を読む力を培うには、講座の開催を通して継続して行うことが望ましい。講座受講者には、現在解読できる方もいるが高齢化しており、新規の受講者の獲得が急務となるため、開催日についても日曜日の午後とし、参加しやすいように、また、教材として地域の古文書を活用するなど、参加者が興味を持てるように努める。
931	社会教育課	文化スポーツ推進係	庄内町民族芸能保存伝承協議会補助金	町内の民俗芸能を保存伝承している団体等の活動を支援する。	町内の民俗芸能保存伝承団体などの育成を図り、民俗芸能の振興に資するため、庄内町民俗芸能保存伝承協議会に対し、民俗芸能の振興若しくは保存伝承のための感動事業又は研修に要する経費について補助金を交付し支援する。	社会環境の多様化や後継者の確保に苦慮しているのが現状である。また、用具の修繕に要する資金不足等各団体とも民俗芸能を伝承していくため苦慮している。	B	B	庄内町民俗芸能保存伝承協議会の理事会や総会に積極的に参加する事により、協議会加盟団との連携が徐々に密になっている。また、協議会と連携する事により、用具などの修繕についての相談や、発表会の場の情報提供等今後も支援に努めたい。
932	社会教育課	文化スポーツ推進係	庄内町指定文化財補助金	指定文化財の保護を図る。	指定文化財の所有者が管理又は修理のため多額の費用を要する場合等、その経費の一部に充てさせるため、所有者に対し上限50万円の補助金を交付する。	文化財所有者に対して、毎年修繕等の意向調査を行い、要望があった場合は翌年度に予算計上している。指定文化財に附属するものの修繕が必要となった場合は補助対象外となるため、県などの補助金を活用できるよう情報収集に努め、周知の徹底を図っていく必要がある。	B	B	近年、全国的に文化財へいたずらをする事例が頻繁に発生していることから、指定文化財の所有者に対して適切な保存と防犯・防災の徹底を呼びかけていく必要がある。
933	社会教育課	文化スポーツ推進係	町史資料発刊事業	町民の理解を深めるとともに清河八郎とその周辺の調査研究に資する。	県や町指定文化財に指定されている清河八郎関係資料を中心に、八郎に関する資料を町史資料として発刊し、公開と活用を図る。	清河八郎の資料を公開することにより、清河八郎の同志を研究している個人や団体との情報交換が行われるようになってきている。しかしながら、清河八郎に関する資料が未だ新たに発見されているため、清河八郎関係資料がどのくらいあるのか予測がつかない。	B	B	平成24年度から平成30年度を目途に庄内町史資料として清河八郎関係書簡を計画的に発刊しているが、未だに八郎関係の資料が発見されており、八郎の資料の研究を進めることは、幕末の研究にもつながっていることから、引き続き庄内町史資料として発刊し、清河八郎への理解を深めていく必要がある。また、庄内町には、清河八郎関係資料に限らず、貴重な文書が多く残されていることから、庄内町史資料として、計画的に発刊していく必要がある。

934	社会教育課	文化スポーツ推進係	芸術文化振興事業	町民主体の芸術文化活動を促し、文化芸術にふれあう機会や発表の機会を支援する。	①町芸術祭への南三陸町芸術文化団体参加係に係る、南三陸町との意見交換会出席旅費(15千円) ②山形交響楽協会負担金(181千円) ③庄内町芸術祭実行委員会交付金(660千円)	庄内町芸術祭は、毎年庄内町芸術文化協会が中心となり実行委員会を立ち上げ実施しているが、H28年度から響ホールが指定管理となったことから事業実施に際して、協力体制の依頼を行っている。	B	B	芸術祭は、町の芸術文化協会が主体となり実行委員会を設置し実施している。事務局として町が入るものの、町民の参画という意味では自ら活動を行っており、また、震災後発表の場がないという南三陸町の芸術文化団体からも出演してもらっており、双方の交流の場ともなっている。今後も継続して実施していくためには、これ以上の削減は芸術祭の開催に影響が生じることから、実行委員会に対する交付金は現状維持と考えている。
935	社会教育課	文化スポーツ推進係	文化創造館運営事業	文化創造館の維持管理・運営 ※平成28年度より「響ホール事業推進協議会」が指定管理者になっている。	本町の文化芸術振興の拠点施設として、指定管理者による施設の適切な維持管理・運営及び利用拡大を図る。(主な予算措置)①文化創造館指定管理委託料(70,450千円)、②小ホール防水改修工事(6,858千円)、③施設等修繕料(795千円)	「響ホール事業推進協議会」が指定管理者となり1年が経過したが、文化スポーツ推進係と連携を密に行い十分な調整を図りながら、町民等が利用し易い環境づくりを心掛けていく必要がある。	A	A	利用者が安全に利用することが出来るよう、施設の維持管理について計画的な修繕等実施するよう指定管理者との十分な連携・調整を図る。
936	社会教育課	余目第四公民館	亀ノ尾の里資料館運営費	歴史民俗資料の整理・保管と調査研究を推進し、これら収蔵資料等の展示を通じ、町民等に学習支援の場を提供する。	亀ノ尾の里資料館の運営(歴史民俗資料の保管・収集並びに調査、展示公開など)、施設維持・整備管理	文化活動の活性化に向けて、施設の維持管理や適切な運営は不可欠である。また、収蔵資料の適切な保管のため、収蔵資料の整理と適切な保管場所の整備が必要である。また、今年度から指定管理に移行したため、受託者である和合の里を創る会を側面から支援していくとともに、適正に管理運営されているかどうかチェックしていく必要がある。	B	B	予算規模は28年度と29年度を比較すれば、指定管理に移行したため、単純に比較はできない。29年度予算で措置した指定管理委託料と平成30年度以降の指定管理委託料は消費税10%の関係を除けばほぼ同程度であるため「B」とした。
937	社会教育課	文化スポーツ推進係	歴史民俗資料館運営費	歴史民俗資料の整理・保管と調査研究を推進し、これら収蔵資料等の展示を通じ、町民等に学習支援の場を提供する。	歴史民俗資料館の運営(歴史民俗資料の保管、展示公開など)、施設維持・整備管理	今年度から文化スポーツ推進係が管理運営する施設となる。運営については、庄内町文化財保護審議会において調査審議することとする。	B	A	①町が取り組んでいる歴史や文化に関する事業と関わりのある展示を企画するなど、展示内容に工夫をこらす。 ②過去に歴史民俗資料館運営に携わってきた有識者の協力を得ながら運営していく。 ③楯山公園や笠山グラウンドなどでイベントが開催される場合は、開館するなど臨機応変に対応できるよう、地元住民の協力を求める。 ④建造物としての価値を理解してもらえるよう努める。
938	社会教育課	文化スポーツ推進係	内藤秀因記念水彩画公募展事業	内藤秀因画伯の偉業を称え、その功績を顕彰するため、水彩画公募展を開催し、広く絵画に親しむ機会の提供を行う。	県内の小・中・高・大学、近隣の大学、南三陸町の小・中学生、一般の方から広く作品を応募いただき、各賞を決定し表彰式を実施する。入賞作品については、作品集を作成する。	今後さらに少子化が進み、児童生徒数、学校数が減少している中で、応募数の増加はなかなか見込めない。一般の部の応募者の固定化がみられる。	B	B	県内の各学校へ周知を行っているが、応募校が減少している。他市町村においても同種の公募展を実施しているため、早い時期での周知が出来るように進めていかなければならない。また、一般の部の応募が固定化している状況にあることから、画材店や絵画教室へポスター・応募要項等を送付し、幅広い周知を行い、多くの作品の応募に繋げていきたい。

939	社会教育課	文化スポーツ推進係	保健体育総務費	各世代に応じたスポーツ活動と健康・体力の保持増進を図るとともに、指導者の育成と資質の向上を図る。	各種スポーツ教室及び大会の開催並びに健康づくり活動の支援やスポーツ推進員の実技研修や研修会への派遣及び公民館との連携を行っている。	平成28年度より余目地域の体育事業については指定管理者が主体となって実施している。事業の中心的な役割をもつスポーツ推進委員は町で委嘱している特別職であるが、事業の運営などは指定管理者が指示している状況であり、円滑な運営とはなっていない。またスポーツ推進委員の位置づけも含め、見直しが必要と考える。	B	B	将来的には、スポーツ推進委員を置かない自治体も増えていることから、指定管理者直属のスポーツ推進活動に従事してくれるスタッフを、指定管理委託料の中から支出するなどの柔軟な取り組みも検討していくべきと考える。
940	社会教育課	文化スポーツ推進係	スポーツ活動支援事業	スポーツ少年団、中学校部活動を中心にスポーツ環境を整え、青少年の健全育成を図るため指導者等の育成を図る。	地域指導者の育成並びに研修会の開催や各種大会、各団体への補助金の交付。	指定管理者の社会体育指導にかかる委託料や各種補助金については、見直しが必要である。	B	B	助成金の内容、金額及び対象事業を適宜見直す必要がある。
942	社会教育課	文化スポーツ推進係	直営施設管理事業費	直営体育施設の維持管理	直営体育施設(主に立川地域)の維持管理を実施する。	全体的に施設の老朽化が進んでおり、利用者が少数の施設も存在する。教育委員会の本庁舎移転及び費用対効果の面から将来的に施設の閉鎖又は指定管理への委託を含めた検討が必要であると考える。	D	B	将来的に施設の閉鎖又は指定管理への委託を含めた検討が必要である。
943	社会教育課	文化スポーツ推進係	指定管理施設管理事業費	指定管理施設の維持管理及び指定管理委託	指定管理委託および一定の金額を超える施設の工事、修繕及び備品の購入などを実施する。	昨年より指定管理者制度へ移行したが、初年度でもあり円滑な運営とはなっていない。2年目を迎える今年度については、昨年の反省も踏まえ指定管理者との関わり方など運営について見直す必要がある。またハード面については、現在総合体育館の改修工事が長期計画で実施中であり、その他体育施設についても建替・補修等の検討が必要である。	A	A	直営施設の指定管理移行を検討し、総合体育館大規模改修工事を継続実施することにより更なるスポーツ人口の拡大を図る。
1002	企業課	下水道係	農業集落排水事業	汚水処理関係施設を整備し、事業計画区域内の水洗化を促進し、生活環境や公衆衛生の改善、公共用水域の水質保全を図る。	継続的な経営を図るため、庄内町下水道使用料等専門委員会が出された調査報告書に基づき、一般会計からの繰出を実施する。	供用人口の減少により、使用料収入が減少している。また初期投資に要した施設整備費の償還が当面続くことや施設の経年劣化による故障が発生していることから、更新工事等が必要である。	B	B	使用人口の減少により料金収入の増が見込めない。また初期投資に要した施設整備費の償還は減少傾向にあるものの当面続くことから、引き続き一般会計からの繰出が必要である。

1003	企業課	下水道係	下水道事業	汚水処理関係施設を整備し、事業計画区域内の水洗化を促進し、生活環境や公衆衛生の改善、公共用水域の水質保全を図る。	継続的な経営を図るため、庄内町下水道使用料等専門委員会で出された調査報告書に基づき、一般会計からの繰出を実施する。	供用人口の減少により、今後、使用料収入が減少することが予想される。また初期投資に要した施設整備費の償還が増加傾向にある。	B	B	近年、使用料収入は増加傾向にあるが、供用人口の減少により、今後、使用料収入が減少することが予想される。また初期投資に要した施設整備費の償還が増加傾向にあることから、引き続き一般会計からの繰出が必要である。
1005	企業課	下水道係	農業集落排水事業	汚水処理関係施設を整備し、事業計画区域内の水洗化を促進し、生活環境や公衆衛生の改善、公共用水域の水質保全を図る。	供用人口の減少により、使用料収入が減少していることから、水洗化率及び収納率の向上を目指す。また、施設の経年劣化度に合わせ計画的に更新等を行うことにより、費用の平準化を図る。	供用人口の減少により、使用料収入が減少している。汚泥処理費用の経費削減を図っていく必要があるが、起債事業での汚泥減容施設の整備は費用対効果が望めない状況である。施設の経年劣化による故障が発生していることから、財源確保や整備手法を検討する必要がある。	B	B	使用人口の減少により料金収入の増が見込めない。また初期投資に要した施設整備費の償還は減少傾向にあるものの当面続くことから、大幅な減額は見込めない。公営企業法適用を視野に事業会計統合や施設の統合等に向け検討をする。
1006	企業課	下水道係	下水道事業	汚水処理関係施設を整備し、事業計画区域内の水洗化を促進し、生活環境や公衆衛生の改善、公共用水域の水質保全を図る。	供用人口の減少により、今後、使用料収入が減少することが予想されることから、水洗化率及び収納率の向上を目指す。また、施設の経年劣化度に合わせ計画的に更新等を行うことにより、費用の平準化を図る。	供用人口の減少により、今後、使用料収入が減少することが予想される。初期投資に要した施設整備費の償還が増加傾向にあることから、一般会計繰入が増加している。今後訪れる施設の経年劣化に備え、費用の平準化を考慮した更新計画を作成する必要がある。	B	B	近年、使用料収入は増加傾向にあるが、供用人口の減少により、今後、使用料収入が減少することが予想される。また初期投資に要した施設整備費の償還が増加傾向にあることから、大幅な減額は見込めない。公営企業法適用を視野に事業会計統合等に向け検討をする。
1007	企業課	営業推進係	ガス事業	町産天然ガスを有効活用し、安価な都市ガスを安定的に供給する。	余目油田から産出される良質な天然ガスを石油資源開発㈱より購入し、都市ガスとして販売する。経年ガス管の改修について、非耐震管の本管等は町が計画的に行い、腐食しやすい需要家敷地内の白ガス管については、個別訪問などにより改善周知を行う。	人口減少、電化等により、お客様件数は微減し続けている。安価で安定的に供給を続けていくために、お客様件数減少や経営効率化等による営業費用の軽減を図りつつ、保安の確保に努め、町民福祉向上のため経営を行っていく。	B	B	町が管理する本管については、建設改良費を確保しながら、計画的に進めている。需要家経年ガス管については、費用の助成制度を周知しながら、戸別訪問により折衝を行っていく。
1008	企業課	工務管理係	水道事業	運営基盤の強化、計画的な水道施設の更新・耐震化を推進し、将来にわたり安心・快適な水の供給を持続する。	施設の老朽化や災害時への対応、水質管理の強化、事業の効率化等を総合的に勘案し、上水道施設及び簡易水道施設の更新・耐震化を計画的に推進する。	適切な維持管理や水質確保に加え、経年化した施設の更新が急務となっており、経年塩ビ管等の更新費が経営に大きな影響を与えている。ガス管耐震化事業と並行して実施することで経費の削減に努めており、今後とも経営基盤の強化を図りつつ計画的に事業を推進する必要がある。	B	B	平成29年4月から簡易水道事業が統合となり、今後も事業間の調整を進め経営基盤の強化を図りながら、各事業計画に沿って計画を推進する。

1101	議会事務局	議会事務局	0	行政の公平公正な事務執行を監視するとともに、町民の多様な要望を行政に反映させる。	議会の円滑な運営。町民に開かれた議会、議会及び議員活動の活性化を図るために、情報公開と町民参加を基本に進める。	町民に開かれた議会、議会及び議員活動の活性化を図るために、議会中継の実施、町民と語る会の実施、委員会活動の強化等を行っている。また、議会広報を発行し、町民への情報提供に努めている。	B	B	町民に開かれた議会、議会及び議員活動の活性化を図るために、現在行っている事業等を継続し、情報発信に努めていく。今後とも、町民と議会との交流の場を通し、町民に信頼・期待される議会を目指していく。
1201	会計室	出納係	0	地方自治法第170条に基づき、本町の会計事務をつかさどる会計管理者が行う事務執行に要する経費を支出する事業である。	・正確・適正な公金の収入・支出を行うため、予算執行書類が法令又は予算に違反していないこと等を審査、確認する。 ・決算書を調製し、町長に提出する。 ・公金の適正な出納、管理を行うとともに、収入支出計画の状況を把握し、歳計現金等の安全かつ効率的な管理・運用を行う。	財務会計システムの改修及びマニュアルの改正、庁内ラン掲示板による注意喚起等実施しているが、会計事務への理解はまだ十分とはいえず、伝票等の不備による指導や助言に時間を費やす。正確かつ迅速に公金納入者からの収入を確定させること、また正確な支出命令に基づき、債権者に適正な公金の支出を行うためには、各課等における決裁者確認の強化、チェック体制の確立が必要であり、今後も各課等の意識を高めるよう周知を図る必要がある。	B	B	会計事務を正確・適正に執行することは基本的かつ必要不可欠な事務であり、IT化等(財務会計システム)の進展により、今後もよりいっそう効率化が進んでいくものと考えられるが、会計室の努力のみでは改善できないこともあることから、引き続き各課等からは事務処理への理解と協力が必要である。
1301	監査委員事務局	監査委員事務局	監査事務費	法令により定められた権限に基づいて、町の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理又は町の事務の執行について監査等を実施し、結果を議会及び町長等に提出し公表するなどにより、民主的かつ効率的な行財政の執行に資しもって住民の福祉の増進と地方自治の本旨の実現に寄与する。	地方自治法に基づく監査、検査、審査の実施	年間計画により、効率的に監査執行できるよう努めている。	B	B	監査委員は、地方自治法180の5①による独任制の必置機関であり、監査を執行することが職務のため、事業として捉えたとしても、各年による増減は考えにくい。しかし、社会情勢が提訴社会に移行していったら事業量は増加するものと考えます。
1401	農業委員会事務局	農地農政係	農業委員会費	農地等の利用の最適化の推進に取り組む。 農業者の将来の生活安定を図るため、農業者年金加入推進に努める。	(法定受託事務) 農業の担い手への農地の集積・集約を推進する。耕作放棄地の発生を防止する。 農業者の将来の生活安定を図るため、農業者年金加入推進に努める。	農業従事者の高齢化、就農者が減少することにより、遊休農地が発生することを懸念する。遊休農地が発生しないよう農地パトロールを実施する。 農業者年金関係団体とともに年金制度の広報活動を継続する。	B	B	「担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進」の推進が農業委員会の必須事務として位置付けられたことにより、農業の担い手への農地の集積事業を推進し、遊休農地の解消に向けた一層の取り組み促進する。また農業者年金の普及活動を継続して実施し、新規加入対象者に対して周知を徹底する。